# https://rodosoken.com/

クォータリ

李

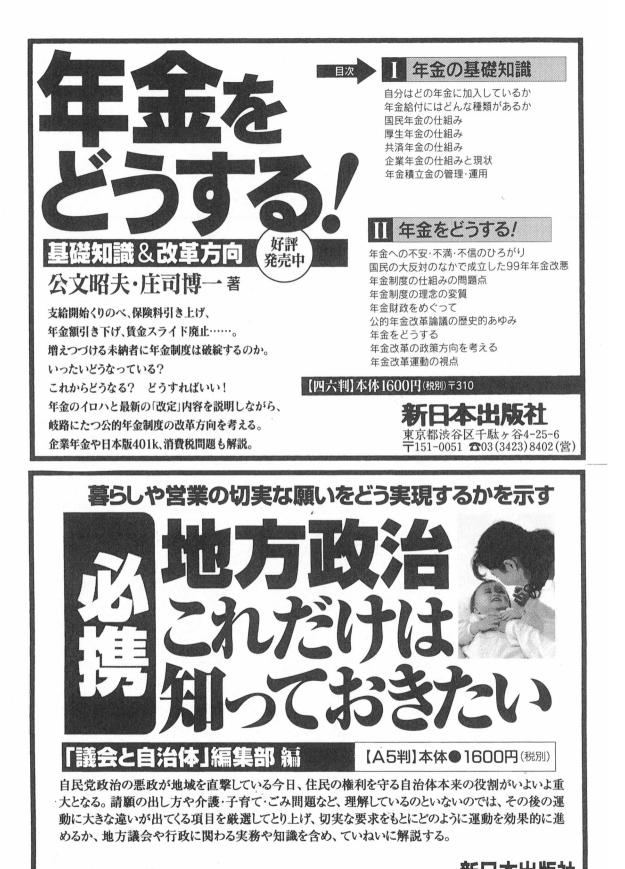
ŦIJ

ISSN 0918-7618

2001年夏季号

アメリカ経済の現局面をみるポイント	中本	悟	No 43
特集 深刻な日本経済をどう打開するか			10,-10
日本経済の現状と政策課題	清山	卓郎	
日本の所得格差の拡大と「構造改革」	武居	秀樹	
格差と貧困	大須	真治	
EU基本憲章の制定過程とその特徴 福田	静夫解説・	翻訳	
国際・国内動向			
2001年国民春闘での新たな胎動	坂内	三夫	
イギリス=最低生活費の算定と制度要求	北条	隆	
書評			
萬井隆令他編『規制緩和と労働者・労働法制』	熊谷	金道	
林 直道著『恐慌・不況の経済学』	米田	康彦	
飯盛信男著『経済再生とサービス産業』	今井	拓	
新刊紹介			
今宮謙二著『投機マネー』	松井	陽一	
金子勝他著『財政崩壊を食い止める』	草島	和幸	
カレ・ヴァン・ウォルフレン著			
『アメリカを幸福にし世界を不幸にする不条理な仕組	み』 中原	弘二	
都民要求実現全都連絡会編『データーで見るTokyo2	2000』		
愛知労働問題研究所編『激動する愛知の統計 2001	年版 労働と	生活』	
兵庫県労働運動総合研究所編			
『雇用と賃金を守り安心して暮らせる21世紀を 200			
	藤吉	信博	

# 労働運動総合研究所



〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-6 電話03(3423)8402(営業)新日本出版社

https://rodosoken.com/

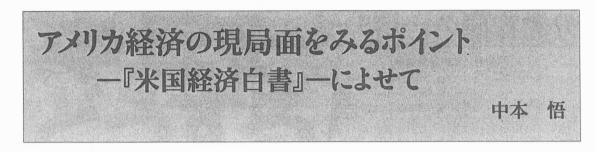
労働総研クォータリー

第43号(2001年夏季号)

次 -—— 目

●アメリカ経済の現局をみるポイント――『米国経済白書』によせて 中本	悟	2
特 集 ● 深刻な日本経済をどう打開するか		
■日本経済の現局面と政策課題	卓郎	7
■日本の所得格差の拡大と「構造改革」 武居	秀樹	14
■格差と貧困 大須	真治	23
EU基本憲章の制定過程とその特徴 福田 静夫解説	·翻訳	30
国際・国内動向		
■2001年国民春闘での新たな胎動 坂内	三夫	43
■イギリス=最低生活費の算定と制度要求	隆	46
書 評●萬井隆令他編『規制緩和と労働者・労働法制』	金道	49
●林 直道著『恐慌・不況の経済学』 ····································	康彦	52
<ul> <li>● 飯盛信男著『経済再生とサービス産業』 今井</li> </ul>	拓	54
	陽一	56
●金子勝他著=『財政崩壊を食い止める』 草島 ●カレ・ヴァン・ウォルフレン著	和幸	56
『アメリカを幸福にし世界を不幸にする不条理な仕組み	弘二	57
●愛知労働問題研究所編『激動する愛知の統計 2001年版 労働と生活』		
●兵庫県労働運動総合研究所編		
『雇用と賃金を守り安心して暮らせる21世紀を 2001年国民春闘白書』 藤吉	信博	58
●次号予告 37 ●編集後記		59

(本文中の書籍等の価格は、全て本体価格です。)



先頃、『2001年米国経済白書』(一橋大学教授、 平井規之監訳、毎日新聞社『エコノミスト』臨 時増刊)が発刊された。これは毎年1月に、ア メリカ大統領が連邦議会に対して報告するEconomic Report of the President (「大統領経済報告」) とそれに添付される The Annual Report of the Council of Economic Advisers (「大統領経済諮問 委員会年次報告」)の全文翻訳である。小稿は、 2001年の『大統領経済諮問委員会年次報告』を 参考にしながら、アメリカ経済の現局面をみる うえで重要なポイントについて指摘したい。な お以下では、『大統領経済諮問委員会年次報告』 を『報告』と略記する。

# 1 『大統領経済諮問委員会報告』とは

この『報告』は、ときの大統領政権の経済認 識や、政策の評価と課題を明らかにしており、 アメリカ経済の現況を知るうえで有益な一冊で ある。しかも日本の『経済白書』とは異なり、 その時々に流行する経済理論も使われており、 経済学の文献としても興味深いものである。

『報告』は、「1946年雇用法」に基づいて設立 された大統領経済諮問委員会(Council of Economic Advisers)が作成する。同委員会の 任務は、大統領に対して経済問題に関する助言 を与えるとともに、大統領が議会に対して報告 する『大統領経済報告』の作成に協力すること にある。そして同時に、毎年この委員会はアメ リカ経済の現況に関する分析と評価を、『大統領 経済諮問委員会年次報告』によって公刊し、と きの大統領政権による経済評価を示している。

大統領経済諮問委員会の委員は3名で、政権

の交代とともに替わる。そのほとんどは大学で 経済学を研究・教育する専門家である。歴代の 経済諮問委員会委員長のなかには、フォード政 権(1974-78年)のときの委員長であったアラ ン・グリースパン現連邦準備制度理事会議長や 日本の大学のマクロ経済学の教科書の著者とし てもよく知られ、第1期クリントン政権のとき の委員長を務めたジョセフE・スティグリッツな どがいる。

3名の委員のもとに、各分野を担当する経済 研究者がおり、そのほとんどは大学を休職して 勤めている。そのほかにも、正規のスタッフ・ エコノミストとして博士論文を準備している大 学院学生や、学生のインターンがいる。3人の 委員は、毎週「経済ブリーフィング」を大統領 や副大統領に対して報告している。こうして、 良かれ悪かれアメリカの大学の実践的な経済学 を形成するうえで、経済諮問委員会は一つの重 要なルートになっているのである。

### 2 「ニューエコノミー論」をどうみるか

今年の『報告』で注目されるのは、「ニューエ コノミー」論への評価である。第1章は、「ニュー エコノミーの創造」と題して1990年代アメリカ 経済を総括している。

「ニューエコノミー」論とは何か。アメリカ経 済は、1991年3月を底に2000年第2四半期まで、 年率で3%弱から4%の成長率を9年にわたっ て持続してきた。そして失業率は、1992年の7.5 %から99年末には4.1%にまで低下した。にもか かわらず消費者物価上昇率は、1991~99年まで は3%前後であり、97年と98年には2%未満と

— 2 —

なった。このような1990年代のインフレなき長 期経済成長を説明するものとして、1997年頃か ら登場したのが、いわゆる「ニューエコノミー」 論なるアメリカ経済再生論であった。従来の経 験則からすればインフレになるはずの低い失業 率と持続的な景気拡大のもとでも、好景気から の反転と不況という景気循環の兆候が見えない ところに、「新しい経済」を見出したのであった。

「ニューエコノミー」論には、その主唱者の間 に強調点の違いがある。しかし、何れの論者と も景気循環のサイクル性の弱化を説明しようと するものであり、ほぼ以下のような論点では共 通している。

第1に、生産のグローバル化による企業の生 産コストの削減とそれによる物価の安定である。 すなわちアメリカの企業は、在外子会社やその 他から「在外調達」(foreign outsourcing)に よって、安い部品・原材料、あるいは製品を調 達する。その結果、企業は生産コストを削減し、 それによってアメリカの物価も安定するという のである。またこんにちアメリカ企業はグロー バルな厳しい競争圧力のもとにあり、価格低下 への圧力が働くという。

第2に、労働市場の「構造変化」であり、労 働市場の「柔軟性」である。雇用の増加はサー ビス部門で著しいが、ほとんどのサービス部門 における雇用は低賃金でパートタイム労働とい う不安定就業である。また、大企業の製造業に おいてもパートタイム労働者が増えており、そ れが賃金引き下げ圧力になっている。また企業 が正社員に支払う年金や医療保険費などの付加 給付の支給は、パートタイム労働者に対しては その支給率が著しく低いので、労働コスト削減 になる。このような労働市場の変化が、企業の 生産コストを削減し、企業の収益を支えている というのである。

第3は、産業技術的な条件であり、IT(情報 技術)の意義を説く。民間の設備投資全体の5 割(1999年)を占める情報技術投資が在庫を徹 底的に減らし、ジャストインタイム納入を拡大

# 労働総研クォータリー№43(2001年夏季号)

している。しかも情報技術の発展で、グローバ ルな規模での物流改革によって在庫調整をス ムーズにやってゆくようになっている。また情 報技術は、Eメールやインターネットで管理事 務量を削減し、ホワイトカラー労働者の雇用削 減が大規模に生じている。

第4に、資本市場のグローバライゼーション によって、必要な資金が多様な金融商品によっ て最も安く世界から調達できるようになってい る。これもまた、景気循環の振幅を平準化する 一因となる。

以上のような4つの条件が、インフレなき景 気拡大と「景気循環の終焉」という新しいアメ リカ経済の繁栄を実現したというのが「ニュー エコノミー」論である。過去の『報告』は、と くにこの「景気循環の終焉」という「ニューエ コノミー」論の提唱に対して、懐疑的態度を表 明していた。

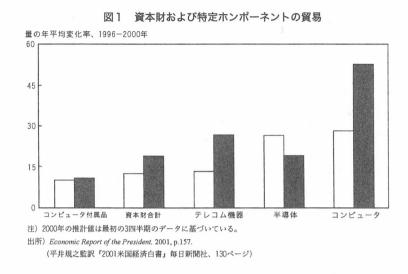
しかし今年の『報告』では、むしろ積極的に 「ニューエコノミー」を再定義し、それを可能に した要因分析を行なっている。すなわち、技術、 ビジネス慣行、経済政策の相互補強的な結合か ら生じる顕著な経済成果(急速な生産性の上昇、 所得増加、低い失業率と適度なインフレーショ ン)を「ニューエコノミー」と定義する。その うえで、急速な生産性の上昇をもたらした要因 として、IT生産部門の生産性の上昇、ITの普及 による生産性の加速化、IT 導入による経営組識 や取り引きの変化、企業投資を促進した低金利 とそれを可能にした財政規律、海外市場の開放 政策、などを指摘している。

要するに、クリントン政権の経済運営の自画 自賛といったところだが、「景気循環の終焉」に ついては依然として慎重であるものの、ITを 「ニューエコノミー」の中核として位置付け、IT によってアメリカ経済に構造的な変化が生じた という点では、前述の「ニューエコノミー」の 見解を支持している。

3 IT革命とグローバライゼーション

— 3 —

# アメリカ経済の現局面をみるポイント・



今年の『報告で』注目されるもう一つの論点 は、グローバライゼーションである。グローバ ライゼーションは今日の世界を語るキーワード となっているが、『報告』において、グローバラ イゼーションに関連する章立てが登場したのは 1997年であり、まだ新しい。それまでの『報告』 では、「世界経済におけるアメリカ」(1984年、 85年、1994年、96年)など、「世界経済」あるい は「国際経済」によって表現されていた。

しかし1997年の『報告』では、アメリカ経済 の国際経済環境の「3つの根本的変化」として、 冷戦の終結、発展途上国の工業化と経済成長、 そしてグローバル化の進展、を挙げた。冷戦の 終結は「民主主義と市場の勝利」を意味し、ま た発展途上国の工業化と経済成長は国際経済へ の統合でありアメリカに利益を得る機会をもた らすものだとしていた。

今回の『報告』では、「グローバライゼーショ ンとニューエコノミーの中核であるITの最近の 進歩は、不可分に結びついている」として、こ の結合こそがニューエコノミーをもたらしたと している。ITとグローバライゼーションの結合 とは、以下のようなことである。

①大規模な研究開発投資産業には「規模の経済」が働くが、グローバル経済は市場を拡大し、 「規模の経済」を支える。②グローバルアウト ソーシングにより多様な 財をより安く輸入するこ とができ、アメリカ企業 の方でき、アメリカ企業 の方です新に役立つ。③ グローバルな競争圧力が 技術でする。こ うしてゼーションがITC を促進する。他方では、 ITのの進歩による商取引コス トマの調易を拡大し、金 融取り引きをグローバル

な規模に拡大するのである。

こうして経済のグローバライゼーションとIT 化を進めることが、アメリカの重要な対外経済 戦略となるのである。『報告』はIT化とグローバ ライゼーションの不可分な関係を示すものとし て、図1を例示している。コンピュータや半導 体、テレコム機器の輸入がこの5年で急増して いることが分かる。

しかし『報告』は重要な事実について述べて いない。それは、こうしたIT財がますます多く 途上国から輸入されているということである。 コンピュータをとってみると、途上国からの輸 入は1995年の204億ドルから99年の355億ドルに 1.7倍に、先進工業国からは同期間に144億ドル から137億ドルにむしろ減っている。そしてアメ リカが途上国から輸入する財のトップは、こん にちコンピュータである。また同期間における コンピュータ部品の輸入は、途上国からは126億 ドルから214億ドルへ1.7倍に増えたのに対して、 先進工業国からは110億ドルから105億ドルへ減 少した。

こうして明らかなことは、アメリカのIT革命 自体が、途上国における外資系多国籍企業によ るコンピュータ生産とそこからの輸入に依存し ているということである。途上国からのハイテ ク製品輸入が増える理由は、なんといっても安

- 4 -

- 労働総研クォータリー№43(2001年夏季号)

い生産コストにある。と すれば、こうしたIT化と 6.5 グローバライゼーション が、アメリカの労働者の 6.0 労賃の低位平準化の圧力 となっているのであり、<sup>5.5</sup> アメリカの労働者の賃金 5.0 問題はこうしたグローバ ルな脈絡のなかで捉える 4.5 べきである。

# 4 「資産効果」と個 人消費の動向

アメリカの総需要の70 %弱を占める個人消費の、 動向が、ここへきて重要 な景気指標となっている。 95年以降順調に増価して きた株式市場が今年に 入ってから下落局面を迎 え、連邦準備制度理事会 (FRB)による1月以降5 回の連続利下げで株価下 落を持ちこたえているか らである。5月15日の利 下げの時に、アラン・グ リースパンFRB 議長は、 個人消費が当面もっとも

重要だとしたうえで、株価下落で個人資産が減 りこれが消費を抑制する懸念を表明していた。

90年代の「ニューエコノミー」における個人 消費をみる場合に、グリースパンがいうように 「資産効果」による消費拡大が最も重要である。 アメリカの家計は、1990年代に株式投資によっ て金融資産を形成し、株価増価とともに金融資 産の価値を増加させてきた。株式投資の主要な 手段となったのが、確定拠出型企業年金である 401Kプランや個人退職年金であった。これらを 通じて個人の貯蓄資金が株式市場に流入し、未 曾有の規模で個人投資家が形成されたのである。 401Kプランのような確定拠出プランでは、運 用成績がよければ、個人はむしろ金融資産形成 のために企業年金への拠出金を増やし、その結 果、株式市場に新たな投資資金が流れ込むので ある。1988年から98年の期間に、確定拠出型企 業年金の株式の純購入総額は1,287億ドルであっ た。これに対して、従来主流であった確定給付 型企業年金は、毎年株式の売り越しを行ない、 同期間に総額1,827億ドルの売り越しを行った。

このような確定拠出型企業年金や投資信託、 銀行の個人信託、生保などを通じる個人による 株式の「間接保有」が1990年代に入って急増し

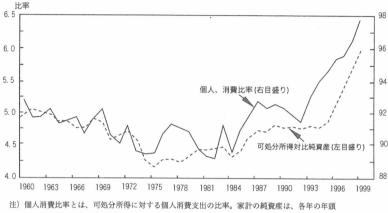
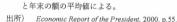
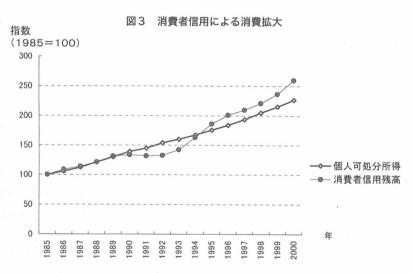


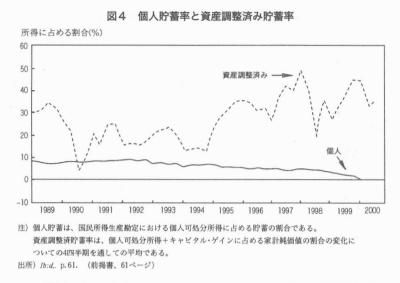
図2 家計の純資産と個人消費率





5





た。この結果、個人消費は著しく「資産効果」 に依存するようになっている。家計の総資産は 1988年の21兆4571億ドルから1999年には49兆 2176億ドルになったが、そのうち株式保有額(市 場価格ベース)のシェアは10.3%から28.4%にほ ぼ3倍になった。

また家計の総資産に占める金融資産のシェア は、同期間に61%から72%に10%も上がった。 金融資産の構成シェアでは、預金は全金融資産 の23.4%から8.6%へ大きく減少したが、その反 面で、株式の直接保有は12.2%から24.7%に、同 じく「間接保有」は4.8%から14.9%にまで高まっ た。両者合わせれば、家計の金融資産の実に40 %が株式であり、このような家計による株式保 有の増加が、M&Aによる株式消却による株高効 果と併せて、株式市場活況の条件となっていた のであり、「良循環」を形成していた。

そして、家計の保有株の時価評価額の増価が 金融資産価値を高め、その結果、所得の伸び以 上に純資産(家計の総資産[固定資産+金融資 産]-家計の負債)が増加した(図2)。このよ うな「資産効果」と低金利によって増加してい る消費者信用(図3)は、所得の増加率以上の 消費支出の増大を可能にした。図2は、このよう な保有株価上昇による大幅な実現・未実現キャピ タル・ゲインという「資産効果」に基いて、可処 分所得の伸び以上の個人 消費、すなわち「過剰消 費」が行なわれる構造を 示している。この結果、可 処分所得に対する貯蓄の 比率を意味する貯蓄率は、 1994年の6.1%から低下し 続けて、ついには2000年 の第3四半期にはマイナ ス0.2%にまで低下した。

もっとも今年の『報告』 は、図4を示して、得ら れるであろうキャピタル・ ゲインを考慮すると、貯

蓄率は経常貯蓄率の低下とは異なり、1995年に 跳ね上がった後、高止まりしているとする。し かし、まさにこの図こそ、アメリカの家計と個 人消費が金融資産の「資産効果」に依拠してお り、もし株価が下落するようであれば、「逆資産 効果」による急激な消費の抑制と生産・雇用の 削減、消費者信用の負担から来る消費削減とい う「悪循環」に転化する危険をはらんでいるこ とを明示している。最終需要の大きな部分を占 める個人消費が、株価次第によって大きく変化 し、これがまた実体経済を左右する構造は、土 地という不動産の資産価格によって経済が翻弄 されたかつての日本と同じく、バブル経済とい うべきであろう。

そして確定給付年金を削って、確定拠出年金 にシフトしている現状では、株価の下落が当面 の消費だけでなく、退職後の生活保障まで狂わ せることになる。こうした消費構造と退職後の 生活設計は、決して「ニューエコノミー」といっ て賞賛されるべきものではない。まして、株式 市場の活性のために401Kプランの導入を考える ことなど、本末転倒である。

(なかもと さとる・会員・大阪市立大学)

— 6 —

# 日本経済の現局面と政策課題

# 清山 卓郎

# I. はじめに

日本の経済・社会の現状やあり方に関わっ て、①日本経済をどうする?、②この10年来の 「不況とリストラ」にあえぐ勤労者状態の問題状 況をどう打開する?、③そして、財政再建の方 法をどう考える?、という3点が、現在、経済・ 社会政策の主要政策課題ということができる。 そこで、この小論では、以上3点をめぐる問題 の所在を分析し、何を「狙い目」にどこにポイ ントをおいて論理的整合性のある政策を実施す れば、「日本経済の再生・復活」と「財政再建」 が両立的に達成でき、また勤労者状態の安定的 な向上が実現できるかを明らかにしたい。

おのずから、①これまで歴代自民党政権や細 川連立政権が固執してきた「日本版」内需拡大 政策とは一八〇度異なった発想や政策手法が必 要なこと、②また小泉新首相が主張する「経済 構造改革」や「国債発行額年30兆円への縮小」 では、(a)「日本経済の再生・復活」や「財政再 建」が達成できないばかりか、(b)勤労者状態へ の圧迫がさらに耐えがたいものになること、な どが鮮明になる。

# II. 日本経済「現局面」の今日的特徴と 「日本経済の再生・復活」をめぐって

日本経済「現局面」の今日的特徴を正確に把 握しようとする場合、1980年の財政破綻と81年 の「行革」以降、20年くらいの長いスパンで見 るとよく理解できる。すなわち、①80年に政府 債務残高の対GDP比が38.8%に達して、翌81年 に「行革」答申→「行革」路線への転換を行っ て以後、②85年には、G5(=先進5カ国蔵相会

- 7

議)のドル異常高解消への合意→85~88年のド ル暴落・第三次円高の発生・展開を背景に、日 本政府は、構造的な「貿易・国際収支黒字」解 消や円高「対応策」の必要性を大義名文に、民 間設備投資と公共事業・公共投資に「主柱」を おいた「日本版」内需拡大政策の実施による日 本経済の「内需主導型」経済への転換を意図し ていること、③日米貿易の不均衡是正を直接の 解決課題とした89~90年の「日米構造協議」、94 ~96年の「日米包括協議」の場で、両国経済政 策の不一致解消や「日米両国経済」の「融合」 が合意され、また日本政府は公共投資額の大幅 増額(前者の協議では10年間450兆円を約束、後 者では600兆円に増額)、許認可制の廃止・縮小 など、規制緩和政策の推進を約束していること、 などが挙げられる。

また、④「日本版」内需拡大政策や政府の「財 政・経済運営」のための「税源」問題に関わっ て、従来の直接税志向・所得税重点主義・所得 累進税制から新たに間接税志向・消費税重点主 義・所得累進税制「緩和」へと転換し、(a)89年 の税率3%の消費税導入、97年の消費税2%引 き上げが強行されるという反面で、(b)企業関連 の公共事業・公共投資を経済合理性をはるかに 超えた驚異的な水準にまで引き上げて、政府債 務残高の対 GDP比が2000年末には100%を超え るという、先進主要諸国の中で「断トツ」のワー スト・ワンの地位にまで日本を押し上げ、(c)し かも、98~99年度の法人税減税や87~88、99年 度の所得税・累進税率の緩和など、企業減税・ 金持ち減税が実施されていることも重要である。

以上のようなこの20年の動きの中から、日本 経済の今日的特徴や現局面を以下のように整理

できるだろう。

第一に、輸出について日本の輸出金額が台替 わりした年次を列挙してしてみると、77年21.7 兆円、81年33.5兆円、84年40.3兆円、97年50.9兆 円と並ぶ。80年代以降、世界経済秩序が様変わ りして、「技術革新的」民間設備投資→輸出増加 という経路で輸出金額を10兆円押し上げるため には、長期にわたってケタ違いに巨大なエネル ギーと資金の投入を必要とするようになってき ている。

加えて、貿易・国際収支黒字が構造的にビル ト・インされている日本経済の場合、輸出増加→ 貿易収支の黒字増加→円高、という経路で、輸 出増加は、輸出企業の売上高の低下、輸出数量 の減少、輸入数量の増加、輸入品との価格競合 の激化・「価格破壊」、人員削減・賃下げを基調 とするリストラ、産業解体につながりかねない 「空洞化」現象などにつながってしまう。すなわ ち、輸出増加のプラス効果よりは、その日本経 済攪乱作用というマイナス効果を懸念する方が 大事になっている。

第二に、民間設備投資の促進と「生産・企業 関連」公共投資の拡大を二本柱とする「日本版」 内需拡大政策について、それが経済成長促進効 果をもつことができたのはヒイキ目に見ても91 年2月のバブルの崩壊までである。それも、90 年代の構造的な設備過剰、株式や土地価格の暴 落、そして同じく90年代の構造性不況をともなっ てである。90年代にも、歴代自民党政権は公共 投資拡大に狂奔しているが、その成長促進効果 の無さや公共投資関連政府「特殊法人」の経営 破綻など、「日本版」内需拡大政策がもたらした 惨状については目を覆いたくなる。

第三に、バブル崩壊後、現在までの景気・経 済動向について、バブル崩壊後の日本経済が「内 需主導型」経済への転換を強いられて、しかも 勤労者の「個人消費」という国内最終消費がは かばかしく回復しないため(90年代前半は消費 停滞、97年からは消費萎縮)、「景気後退の長期・ 深刻化、回復感なき景気上昇と上昇期間の短さ」 を結果することになって、①91年以降の年平均 成長率が1%そこそこと先進主要諸国の中で「ど ん尻」という惨状が生じたばかりでなく、②不 況・リストラ→個人消費の停滞→企業業績の悪 化・不況、という悪循環が起こっていることが 指摘される。

そこで、景気を意識して、大型景気(正確に は86年11月から91年2月まで)崩壊後の90年代 を時期区分しておくと、①91年3月から93年10 月まで32カ月つづいた景気下降・後退の第一局 面(=平成不況)、②93年11月から97年3月まで 41カ月、思うようにははかばかしく回復しなかっ た景気上昇・回復の第二局面、③97年4月から 99年3月までの23カ月、第一局面より期間こそ 短かったけれども、消費不況と金融不況とが複 合して、不況の激しさという点ではより激しく、 四半期基準で「GDP」成長率が名目・実質とも 五期連続マイナス(97年10月から98年12月まで) と「日本GDP史」上、ワースト記録になった第 三局面、④99年4月から現在も上昇中の第四局 面、と整理できる。

なお、第四局面の今後の展望ということでい えば、①第三局面からの消費萎縮・消費後退が 続いたままで、景気は「踊り場」を迎えて、回 復感を実感できないままに、短い上昇局面を終 えるだろうということ、②現在、上場企業の2001 年3月決算の発表が続いているが、リストラ効 果で増益・増益転換という企業の多さが目立つ こと、③リストラ→「賃金デフレ」の動きが強 まって、消費の回復が期待できないだけに、国 内部門からの本格的な売り上げ回復→生産増も 期待できず、小泉新首相自らが景気後退を口に せざるをえない状況下にあること、などが指摘 される。

以上の分析からも明らかなように、現局面の 経済的特徴として、①今なお日本経済は、「内需 主導型」の自律的な「成長構造」を作りだすこ とができずに、長期・構造性の「不況と停滞」 にあえいでいること、②そういう意味では、(a) バブル崩壊後の構造性不況は、「日本版」内需拡

- 8 --

大政策→90年代構造性不況(=日本経済の対内 不均衡)→消費停滞・消費萎縮(それも停滞か ら萎縮へ)という経路で生じた政策不況である こと、(b)それも現在に近づけば近づくほど政策 不況という側面があらわになって、とくに第二 次橋本内閣による97年4月の「橋本行革」以降 は、消費萎縮という末期的症状を引き起こして いること、などを挙げることができる。

その他、21世紀の最初の10年間といった比較 的長い期間で今後の日本の円相場を考えたとき、 1990~2000年の場合と同様、円高、それも円独 歩高への懸念が強いことを指摘しておきたい。 これは、世界各国の通貨単位当たり日本円の金 額を時系列的に並べてみればすぐ確認できるこ とである。加えて、世界各国の消費者物価の動 きについて、①日本では、「賃金デフレ」への傾 向も加わって、消費者物価が目立って安定して いるのにたいして、②日本以外の国々では、欧 米の先進主要諸国まで含めてマイルド・インフ レと表現されるコンスタントな上昇基調をた どっていること、③アセアン諸国のような開発 途上国では、貿易・国際収支の悪化→通貨危機・ 自国通貨の激しい下落→消費者物価の上昇・賃 上げ、という悪循環がしばしば表面化するため 一般に先進国以上に物価の上昇基調は強いこと、 が確認できる。

当然、中国・東アジア諸国をはじめ、世界各 国からの低価格「輸入品」が激増して、ひろく 農産物・食料品、繊維・雑貨、在来型重化学品・ 機械類部品・家電製品などについて「価格破壊」 現象が発生して、農業と農村、地場産業・地域 特産品・中小工業、企業城下町などの存在基盤 が今まで以上に脅かされることが危惧される。 バランスのとれた産業構造を維持し、国内産業 の「空洞化」を防ぐという観点から、「セーフ・ ガード条項」の発動など、部分的に保護貿易政 策の採用を真剣に検討する必要がある。この点 で、日本の対応はおくれており、どん欲なくら い、アメリカなどの先進的な経験に学ぶべきで ある。

### 労働総研クォータリー№43(2001年夏季号)

ともあれ、この小論の主題に即して重要なこ とは、これまでの発想や政策的手法とは一八○ 度転換して、何としてでも個人消費を活性化さ せ、これを起動力にして、個人消費拡大→内需 拡大→日本経済の再生・活性化(=日本経済の 拡大均衡)の道筋を作り上げる以外に、日本経 済の活路はないということである。そこで、次 節で、どこにポイントを置いて、論理的整合性 のある勤労者本位(=国民本位)・個人消費主体 の内需拡大政策を設計するか、また政策展開の 方法や方向性は如何といった論点を、傷みに傷 んでいる勤労者状態の分析を通じて提起してお こう。

# III. 個人消費拡大による内需拡大への道筋

個人消費主体=国民本位の内需拡大政策は、① 現在の「日本版」内需拡大政策のように、経済 政策や経済成長に付随して、第二義的に勤労者 に対する所得政策や生活・社会システムを位置 づけるのではなく、②発想や手法も新たに、勤 労者に対する所得政策や生活安全保障システム が第一義的に存在して、その上で日本経済のあ りようや経済成長の問題が位置づけられていく、 ということである。この点で、こうした手法を とる外に日本経済の「復活・再生」はありえな いことから、勤労者は自らの闘いや要求の正し さに確信を持っておくことが重要である。

当然、個人消費主体の内需拡大政策は、①勤 労者に対する所得政策や生活安全保障システム を整備して、勤労者が日常の労働や生活から「喜 び」や「生き甲斐」を感じることができ、また 安心して「子供を生み」「子供を育てる」ことが できる状況(=労働・生活環境)を整備するこ と、②また、勤労者の生活・社会システムの側 から、少なくとも最低限の快適な住生活・老後 生活を保障して、勤労者をマイホームや老後問 題という「責め苦(=貯蓄への強迫観念)」から 解放すること、が主題になる。また、③言うま でもないことだが、発想や政策的手法とは一八〇 度転換して、何としてでも個人消費を刺激し、

- 9

活性化させると言うことは、最初の第一歩とし て、しばしば政治・政策にありがちな「バラマ キ型」ではなく、効果的にポイントをしぼって 先ずは無条件的に所得政策を実施して、「経済・ 社会」を活性化させることである、という認識 や問題意識をもっておくことが重要である。

いま一つ重要なことは、傷みに傷んでいる日 本の勤労者状態を安定・向上させていく、ある いは勤労者の労働力「再生産」の条件を整備し・ 保障するという何れの場合でも、勤労者生活の フレームワーク(=枠組み)を「夫婦共働き」 を前提に構想することである。それは、①「二 一世紀が男女共生・男女共同参画型社会」で、 男女の平等・女性の自立促進という観点から、 「共働き」が当然のこととして前提されているた めだけでなく、②女性の就業者数が2000年2月 現在、2,544万人40.4%にも達して、「共働き」は すでに現実のものになっていること、③しかし、 女性労働の賃金・労働条件が劣悪で、「共働き」 の家計寄与率は非常に小さいため、女性の賃金・ 労働条件を改善・向上するとともに、「夫や子を 持つ」女性が「働き続けることができる条件」 を作りだしてやることが、個人消費の拡大や生 活安全保障のシステム構築をするという点から も効果的だからである。

ところで、90年代の労働市場や雇用構造に起 こっている変化を大まかにデッサンしておくと、 一方での構造性不況とリストラ、他方での雇用・ 失業問題の深刻化を背景に、①「賃金デフレ」 が進んで、労働者の全般的な落層傾向が生じて いること、②なかでも、失業・半失業層の堆積 が顕著なため、労働者中層・下層部分の問題状 況が目につくこと、が指摘される。

すなわち、①90年代を通じて、コンスタント に「非正規雇用」比率が上昇しているが、「パー ト、アルバイト」「派遣・嘱託」「臨時・日雇」 については、男女をとわず、年収300万円台層に 入り込んでいる場合はむしろ例外的なケースと いってよいほど、圧倒的に300万円未満層に集中 していること、②「超氷河期」に入ったとされ る学卒や若年層の場合、運よく就職できても、 (a)就職と同時に、企業による採用者の「教育・ 訓練」というよりは、「選別・えり好み」に晒さ れて、(b)「非正規雇用」領域へと離職・流動し ていること、③女性労働者の場合、「正規雇用」 領域に1,077万人存在するが、300万円未満層が 591万人54.9%、300万円台層が210万人19.5%と ピラミッドの底辺部分に多いこと、④94年以後、 勤続「10年以上」層の離職比率が高まって、年 収1,000万円以上、年齢にして30歳代後半という 所にもリストラの嵐が波及していること、など が特徴である。

したがって、個人消費を伸ばすという場合、 とくに消費萎縮と生活崩壊が目立つ低所得階層 に所得政策を実施して、その消費を増やさない ことには、個人消費全般の増加はありえない。 今、国民諸階層を所得階層別に年収1,500万円以 上の富裕層、同1,000万円以上の勤労者上層、同 500万円以上の中層、同500万円以下の下層と区 分すると、所得政策の主要な対象にして、政策 面から消費を刺激する必要があるのは勤労者中・ 下層部分である。この点で、富裕層に対する金 持ち減税がむしろ個人消費全般の消費萎縮を結 果して、不況のいっそうの深刻化を招いたこと も併せて意識しておく必要がある。

そこで、99年『家計調査』の世帯主の定期収 入五分位別分類の中位数である第三分位の数値 で現在の平均的な「労働者像(=労働者中層)」 を確認しておくと、①「世帯主年齢四〇台前半・ 男性」で、家族数・家族構成は夫婦と子供二人 弱という「核家族」、②世帯主の年収は550万円 弱(月間賃金37.2万円、年間ボーナス95万円)、 妻の「勤め先収入」などを含めた一家の年間実 収入は662万円(月間で55万円)で、月平均の 「消費支出」額は32.9万円、③家計は一応黒字に はなっているが、年間の貯蓄純増は112.8万円程 度で、負債を差し引いた金融資産残高は554万 円にしかすぎない。この第三分位の月平均「消 費支出」額32.9万円という金額は、現在の標準 的な労働者の「消費標準」として理解し、この 構造性不況下に死守しなければならない水準と して受け止めておく必要がある。

なお、こうした第三分位の平均的「労働者像」 に対して、マイホーム政策→マイホーム所有を 働きかけることは酷というものであり、この層 が住宅ローンでマイホームを取得した場合には、 瞬時にして家計が崩壊状態に陥ることを付言し ておきたい。この点で、①マイホーム取得者の 世帯年収額は90年代を通じて800万円台を超えて いること、②この10年間にマイホームを取得し た人で、まだ住宅ローンが残っている家庭は、 純貯蓄額がマイナスになっていること、を想起 しておくことが必要である。勤労者の消費刺激 という見地からは、③とくに大都市圏で、遊休 国有地などを活用して良質・低廉な「賃貸し」 用の「公共住宅」を供給して、需給関係の面か ら家賃相場の下落を図り、④併せて、住宅地価 格の更なる下落を促進することが効果的、と理 解しておくことが重要である。

次に、第二分位と第一分位の「労働者下層」 の場合、前者は「世帯主年齢40代前半・男性」、 家族数・家族構成は夫婦と子供二人弱の核家族 で消費支出額は28.8万円、後者は「世帯主年齢 50歳以上・男性」、家族数・家族構成は夫婦と子 供一人の核家族で消費支出額25.1万円である。両 者の差は単なる量的な違いのように見えるが、 後者は、事実上は家計赤字世帯で、公的な援助 を必要とする被救恤層と見ておいてよい。すな わち、①世帯主の月間賃金13.9万円、年間ボー ナス19万円と、年間の労働収入は187万円にすぎ ず、夫婦二人世帯の所得税「課税最低限」220万 円、同住民税「課税最低限」195万円などの「最 低所得標準」にも達していないこと、②妻の「勤 め先」収入も年40万円、年金(=社会保障給付) 収入年66万円、貯蓄の食いつぶし年19万円など を合算して、「何とか生きている」状態にあるこ と、③一応、純貯蓄は398万円あるが、貯蓄の食 いつぶしが「ベース」になっているため、純貯 蓄の食いつぶしは時間の問題であり、「個人破 産」と隣り合わせに住んでいる階層といってよ

労働総研クオータリー№43(2001年夏季号)

620

このように、政策面からの個人消費刺激は、 せいぜい年収1,000万円以下の勤労者中・下層、 それも特に700万円以下くらいにターゲットをし ぼって、①最低賃金や児童手当の引き上げを通 じて、その一次的所得や1.5次的所得の増加を 図って、所得増→消費増の経路を作りだすとと もに、②財政の所得再配分機能を活用して、年 金・高齢者福祉、幼児保育・児童福祉、公共住 宅などを重点的に整備・拡充し、生活保護制度 の活性化を含めてレベルの高い「生活安全保障」 のシステム構築への方向性を鮮明にして、勤労 者を「貯蓄への強迫観念」から解放し、「生活安 心感」を実感できるようにすることである。

所得政策や生活安全保障システムを問題にす るにあたって、前提的に知っておく必要がある。 いま一つの点は、現行の所得・生活保障の諸制 度が形骸化したり、あるいは当初から保障機能 を果していなかったりして、勤労者の「生活不 安」「生活苦」の原因になっている場合が多いこ とである。筆者は、この点で「最低賃金制度」 「児童手当」「生活保護」「公的年金」の四つを重 視している。

まず、直接的な所得システムの最低賃金制と 児童手当を取り上げると、①前者は、「人」を雇 う上での「社会的コスト」であり(「人」は、人 間らしく生きる「自然的な」かつ「社会的な」 権利がある)、企業側としても現在の「消費萎 縮」を食い止め、内需拡大を図っていくための いわば「必要悪(=社会的必然)」としてその引 き上げを「やむなく承認」する必要があるし、② 後者は、(a)勤労者とその家族が人間らしい家庭 生活を営んで行く上で必要不可欠な「砦」であ り、社会制度であるし、(b)また現在の高齢化と 少子化の悪循環を阻止する上でも、抜本的な改 善が急務である。

最低賃金については、①従業員5 ~29規模企 業のパート時給900円水準を当面の緊急目標にし て、即時・時給100円、翌年100円、二年目100円 アップし、通算して二年間でこのレベルにまで

- 11 -

到達させるとともに、他方で、保育所・学童保 育など、子供の保育環境を整備して、パート労 働者の「フル・タイマー」化を図っていく必要 があること、②最低賃金引き上げが全ての「パー ト・アルバイト」「臨時・日雇」「内職者」総数 1,111万人に直接この300円分影響したとして、年 間3.71兆円、これに対しGDP総額は約500兆円で ある。改めて、パート労働者などの「非正規雇 用」労働者がいかに安上がりの労働力であるか を、実感しておかれたい。

後者の児童手当については、①「少子化」の 進行→高い高齢者比率→「永遠の現象」として の「超高齢社会」という「悪循環」を断ち切る 必要があり、80年代前半までの年間出生数150万 人超の水準まで(現在は110万人台)回復させる くらいの覚悟で少子化対策が必要なこと、②少 子化は日本経済の縮小不均衡→構造性不況の一 誘因になっていること、③子供の扶養実費の最 低限を考えるメドとして、(a)母子家庭に対する 児童扶養手当で支給されている第一子月額4.237 万円、(b)所得税「課税最低限」の「夫婦・子二 人の四人世帯」と「夫婦・子一人の三人世帯」 との格差年100.9万円を意識して、(c)母子家庭の 児童扶養手当第一子相当を「所得制限なし」で 構想して、所要費用は13.7兆円であるので、当 面、年収500万円にラインを設定して、500万円 以下は月額4.237万円、以上は月額二万円、と いった内容の新制度を即時実施すれば「景気刺 激」という点からも効果的であること、が指摘 される。

なお、①児童手当の費用負担については、現 行3歳未満の事業主7割、国2割、地方1割の カッコつきの社会保険方式を、②また企業内部 でも、これまでの「賃金の基本給化・基本給の 職能給化」があまりにも進行したことへの反省 として、企業内部での扶養手当の増額が必要、 と考えていることを付記しておきたい。

さらに、第二次的所得保障制度である「生活 保護」制度も問題は多い。すなわち、①失業者 や低所得「勤労者」に対する生活保障の「砦」

として機能することができず、2)せいぜい、(a) 重度の「傷病・障害」になった上で、(b)「預貯 金」を「使い果たし」て始めて、事実上、保護 受給権が発生するが、②社会福祉事務所が「生 活困窮者」に対している「門前払い機関」化し ているため、生活保護受給者は100人のうち一人 未満という「驚異的現実」が続いている。当然、 制度の活性化が急務になるが、余りにも問題が 多いので、二段階の手順を踏んで、まず第一段 階は、生活保護費を即時、3倍の4.2兆円まで2.8 兆円増やし、「保護基準」はむしろ現状維持的に 抑えたままで、認定基準を思い切って弾力化し、 「保護基準以下の収入(たとえば年金収入)しか ない」「多額の借金・ローンの返済で四苦八苦し ている」「国民健康保険の保険料を滞納してい る」「介護保険の保険料を滞納している」など、 「保護基準」以下の暮らしにあえいでいる人々の 一掃を図ること、を目標とすべきだろう。

最後に、公的年金についても、①給付水準が 低く、最低年金額=保護基準という設計になっ ていないこと、(a)とくに雇主負担のない国民年 金=基礎年金の惨状には目を覆いたくなるもの があること、②「非正規雇用」労働者の被用者 保険への「捕捉率」が低く、控えめに見ても1,500 万強の人々が被用者年金からこぼれ落ちている こと、③積立方式に固執して、制度の充実を怠っ てきたこと、などが挙げられる。

詳細は別の機会に譲るが、会計基準を新たに 賦課方式に転換して、「国民年金」第三号被保険 者については、年金額を当面「現状維持」で据 え置くとしても、第一号や第二号被保険者につ いては、即時、「基礎年金・最低年金額」=「高 齢者単身」の「生活保護基準額」にまで引き上 げる必要がある。賦課方式に転換して、厚生年 金や各種「共済組合」の過年度の「積立金」を 10年超くらいで使い切るというように方向転換 すれば、「老後不安の緩和」→消費刺激・不況脱 出→「経済成長」「実質賃金上昇」という好循環 の道筋が展望されてくる。

— 12 —

# IV. まとめに代えて

「日本経済の再生・復活」と「財政再建」とい う二つの政策課題の両立的達成という見地から、 紙幅の許す限り、当面の財政運営と財政再建の 問題にふれておこう。この点での、基本的な考 え方は、前述したように、公共投資・公共事業 や民間設備投資・企業収益・企業減税や金持ち 減税に柱をおいていた「日本版」内需拡大政策 から転換して、新しい柱を個人消費に据えるこ とである。すなわち、「政策面からの個人消費刺 激」→「個人消費の回復」→「構造性不況から の脱出」「日本経済の再生・復活」、という考え 方に徹することである。この経路の動きが走り 出せば売り上げや生産の回復も促されることに なるし、企業収益の回復も後追い的に生じるこ とになる。

最初の当面の財政運営に関わっては、①歳出 構造の徹底的な「洗いなおし」を行って、(a)公 共事業を即時年6兆円程度にまで半減し、投資 対象を生活・福祉関連分野に特定していくこと、 (b)防衛関係費と経済協力費を両者合計で1兆円 削減すること、②これ以上は政府債務残高を増 やさないという見地から、単年度収支を均衡状 態、ないしはそれに近い状態に持っていくこと を目的に、不況に直結しないような形で税収増 を図ること(97年度の消費税2%引き上げなど は深刻な消費不況に直結した)、などが重要であ る。

後者の税制の抜本見直しによる税収増という 点では、①法人と個人の税負担比率について、 法人の負担比率を35%程度に引き上げること、② 個人税制については、国民個々人のあいだの所 得格差や資産格差が拡大していることを念頭に、 (a)99年度の金持ち減税を白紙撤回し、また利子・ 配当所得に対する分離課税方式を廃止すること、 (b)相続税の現行・基礎控除額はそのまま据え置 いた上で、超過累進税率の傾斜をきつくして、 所得税総額の一割超と現状を25~30%近くまで 引き上げること、(c)単身者に対する所得税「課

### 労働総研クォータリー№43(2001年夏季号)

税最低限」の低さ(現在は108万円)は気になる が、「少子化」対策を意識して、家族数・家族構 成別の所得税「課税最低限」格差を堅持するこ とをより優先すること、などが挙げられる。

最後に、抜本的な「財政再建」の問題にふれ ると、現在の政府債務残高がとてつもなく大き く、間接税志向・消費税重点主義にせよ、ある いは直接税志向・所得税重点主義、所得累進税 制を採用するにせよ、GDPや国民所得を対象に したいわゆる「フロー課税」の年々の積み重ね ではとうてい消し去ることが不可能な金額であ ることは明らかである。前者の消費税引き上げ では構造的な不況に直結することになるし、後 者の所得税重点主義・所得累進税制にしても、 当面は均衡財政の達成と「日本経済の復活・再 生」を両立的に実現するのがやっとで、黒字財 政を実現するなど思いもよらないことである。

「国境なきボーダーレス・エコノミー」の時代 といわれる現在、銀行救済や国債の利子負担の 軽減を目的に、日本だけがゼロ金利政策を永久 に持続することは荒唐無稽な不可能な話である。 債務残高を約200兆円減らして、債務残高の対 GDP 比率を現在の100%超から5年前の95年当 時の66.6%まで、フロー課税以外の方法で引き 下げることが必要になる。中央政府部門の国有 地と金融資産の全面的な抜本見直しを行って、 何とか100兆円程度を捻出するとともに、残り 100兆円については、一回限りの「特別税」をス トック課税として構想することが必要悪になる。 なお個人=家計部門の負担のあり方については、 それが消費萎縮につながることがないよう「富 裕税」的性格を持たせて、勤労者中・下層の負 担は「形式的な金額」に止めることが重要である。 〔追記〕 この小論で使用した数字やその出所、 また考え方の詳細については、近刊予定の清山 卓郎 『現代日本経済論(仮題)』 学文社、を参照 いただきたい。

(せいやま たくろう・会員・近畿大学九州工学 部)

# 日本の所得格差の拡大と「構造改革」

# 武居 秀樹

# 目 次

#### はじめに

#### 第1章80年代後半以降の所得格差の拡大

- 1、長期的トレンドとしての所得格差拡大の 動向
- 2、近年の所得格差拡大の動向
- 第2章 所得格差拡大の諸要因
  - 1、長期的トレンドとしての所得格差拡大の 諸要因
  - 2、近年の所得格差拡大の諸要因
  - 3、小括

# 第3章 一層進む所得格差の拡大と 新自由主義的「構造改革」

## はじめに

近年階級という言葉がにわかにリアリティを 帯びて語られるようになってきている。日本社 会において特権的な階級が閉鎖的に世代間で再 生産されるという議論<sup>1</sup>や、階級格差の拡大<sup>2</sup>な どが論壇を賑わせている。それではこれまでは 日本は階級社会ではなかったのか、この問題が 根本から問われなければならない。しかし、戦 後日本社会は階層上昇が可能な社会であったこ とは疑いない。こうした階層上昇が極めて困難 になってきている、という実感を多くの人々が 共有し始めていることがそ

の背景にあるだろう。

こうした事態の背景には、 経済的格差、所得格差の拡 大がある。こうした議論が 近代経済学の側から統計的 に主張されている<sup>3</sup>。しか し、所得格差の拡大の原因 については、論争があり大きく見解が分かれて いる。また、その論争そのものの著しい限界も みうけられる<sup>4</sup>。

本稿では、政府統計に依拠しながら所得格差 の長期的なトレンドと1996年以降の所得格差拡 大の短期的動向を統計的に確認するとともに、 論争となっている所得格差の原因について若干 の論点整理と私の見解を提示したい。そして、 最後に所得格差拡大の背後にある社会構造の変 化と今後の動向について見通しを述べ結びとし たい。

# 第1章 80年代後半以降の 所得格差の拡大

#### 1、長期的トレンド

政府統計から所得格差を統計的に確認すると いっても簡単ではない。所得といっても当初所 得と再分配所得に区別されるし、当初所得の定 義も様々である。

また、所得格差の長期トレンドを観察するにし ても、当初所得については『賃金構造基本統計 調査』があり、当初所得と再配分所得の関係を 総体として捉えようとする場合、代表的な政府 統計は、『国民生活基礎調査』『全国消費実態調 査』『家計調査』『所得再配分調査』の4つがある。

本稿ではまず先行研究と各種政府統計を活用

所得再分配効果(ジニ係数)

	当初所得	再分配所得		税による再	配分所得	社会保障による 再分配所得		
	ジニ係数	ジニ係数	改善度	ジニ関数	改善度	ジニ関数	改善度	
1980年 1983 1986 1989 1992 1995	0.3491 0.3975 0.4049 0.4334 0.4394 0.4412	0.3143 0.3426 0.3382 0.3643 0.3645 0.3606	10.0% 13.8 16.5 15.9 17.0 18.3	0.3301 0.3824 0.3879 0.4207 0.4255 0.4338	5.4% 3.8 4.2 2.9 3.2 1.7	0.3317 0.3584 0.3564 0.3791 0.3812 0.3721	5.0% 9.8 12.0 12.5 13.2 15.7	

注:拙著「日本の経済格差」では、年号を1980、83、86、89、92で示したので、ここでもそれを踏襲した。厚生省は調査の出版年を 年号として用いているので、1年の差が生じている。 出所:厚生省大臣官勇政実課調査室「平成ら年所得再号和配調査」。(様木1989)

— 14 —

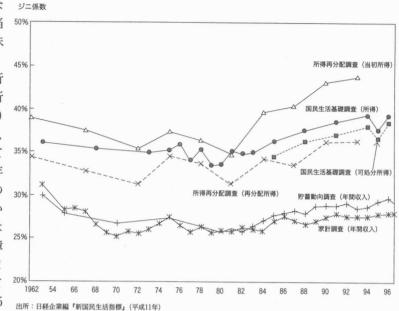
図 1

労働総研クオータリー№43(2001年夏季号)

# し所得格差の長期的なトレ ンドについて確認する。な お、ここでいう所得は、当 初所得と再配分所得を意味 する。

表1は、橘木俊詔は『所 得再配分調査』を使って所 得再配分効果(ジニ係数) を試算している。80年以降、 当初所得の格差は一貫して 上昇し、再配分所得も95年 にはやや低下しているもの の全体としては上昇してい る。税による再分配所得は 一貫して上昇し、社会保障 による再配分所得は92年ま では上昇し95年で低下して いることを確認できる。15 年間で当初所得で0.0921ポ イント、再配分所得で0.0463 ポイント上昇している。長 期的トレンドとして80年以 降所得の不平等が拡大して いることを確認できる。

図1は、前述した各種政 府統計により試算したジニ 係数による所得不平等度の 推移である。高度経済成長 期を通じて大きく低下して いたジニ係数が70年を境に 上昇に転じ70年代後半には 一旦低下するが、80年代半 ば以降再び上昇に転じ今日 に至っている。80年半ば以 降、長期トレンドとして所 得の格差が広がっているこ とをここでも確認できる。



80年代半ば以降上昇傾向にあるジニ係数

旧経企庁編『新国民生活指標』(平成11年)

表2	所得四分位階級別にみた1世帯当たり	
	員1人当たり平均所得金額の年次推移	

所得四分位 階 級	昭和 63年	平成元年	2	3	4	5	6	7	8	9
		1		当たり						9
40. 84.	E IE O			1				位:万円		
総数	545.3	566.7	596.6	628.8	647.5	657.5	654.2	654.6	661.2	657.
第Ⅰ四分位	161.2	165.8	176.4	173.6	182.1	192.8	177.4	189.8	171.0	171.
第Ⅱ四分位	359.1	372.8	396.9	409.4	425.6	437.7	424.1	434.1	417.0	412
第Ⅲ四分位	586.7	583.3	623.0	656.9	684.1	696.9	689.7	695.3	695.9	686.
第Ⅳ四分位	1.094.2	1.039.9	1.190.2	1.275.3	1.299.6	1.302.7	1.365.5	1.319.4	1.357.7	1.358.
			Ē	向 年	增 加	率 (単	価:%)			
総数	6.8	3.9	5.3	5.4	3.0	1.5	1.0	△9.7	9.2	△0.
第I四分位	1.1	2.9	6.4	△1.6	4.9	5.9	△3.0	7.0	△8.3	Δ1.
第Ⅱ四分位	4.5	3.8	6.5	3.1	4.0	2.3	△3.1	2.4	△3.9	Δ1.
第Ⅲ四分位	4.6	3.8	5.9	5.4	4.1	1.9	△1.0	0.8	0.1	$\Delta 1.$
第IV四分位	8.5	4.2	4.4	7.2	1.9	0.2	4.8	△3.4	3.9	0.
			所省		分位	置(単	位:万	円)	5.9	0.
第I四分位	266	276	300	300	310	324	304	318	200	
第Ⅱ四分位	453	471	500	621	549	550	545	550	306	29
第Ⅲ四分位	700	725	770	810	850	867	545 857	858	540	53
77 m [ ] 7 ] [ ]	100		带人員	1人当	たり平				680	58
総数	1010							· · · · ·	~ .	
	164.0	174.6	183.6	197.8	207.1	211.1	216.4	219.2	225.8	222.
第Ⅰ四分位	73.6	82.1	85.1	86.1	96.1	100.0	91.0	101.3	100.4	95.
第Ⅱ四分位	111.1	119.3	126.5	135.3	144.3	151.3	148.7	153.7	159.0	152.
第Ⅲ四分位	149.5	158.2	168.5	180.2	189.8	194.1	196.2	201.9	202.9	200.
第Ⅳ四分位	267.6	276.5	290.8	316.7	219.8	321.6	344.7	239.0	346.1	350.
			甫	前 年	增 加	率 (単	価:%)			
総数	5.7	6.5	3.2	7.7	4.7	1.9	2.5	1.3	3.0	Δ1.
第I四分位	1.4	11.5	3.7	1.2	11.6	4.1	△9.0	11.3	△0.9	△4.
第Ⅱ四分位	4.1	7.4	5.0	7.0	6.7	4.9	△1.7	3.4	3.4	△4.
第Ⅲ四分位	2.9	5.8	6.5	6.9	5.3	2.3	1.1	2.9	0.5	$\triangle 1.$
第IV四分位	8.6	3.3	5.2	8.9	1.0	0.6	7.2	△1.5	2.1	1.

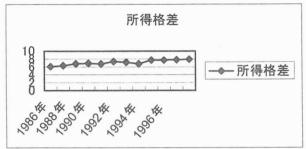
:厚生省『国民生活基礎調査』(平成10年

しかし、橘木の当初所得と他の政府統計の課 税前所得の概念が違っていることなどを反映し7. 両者のジニ係数値が大きく異なっており、格差 や不平等度を問題にする点では有効であるが、 所得の水準そのものや貧困を問題にしえないこ

の分析の限界を示している。

ここでは、他の政府統計から所得格差の拡大 を確認しておきたい。『国民生活基礎調査』で確 認するが、この調査は『厚生白書』や厚生行政 の基礎資料となっており、高齢者のサンプルが

#### 図2 所得四分1階級にみた1世帯当兵品所得の格差



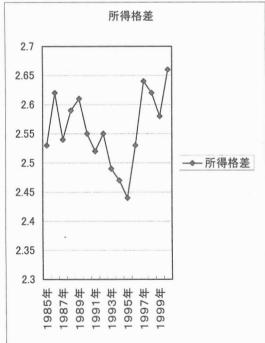
出所:厚生省『国民生活基礎調査』(平成10年)

表3 世帯主の年令階級別にみた所得四分階級別世帯数の構成割合

(単位:%)								平成10年調查
所得四分位 階 級	総 数	29歲以下	30~39歳	40~49	50~59	60~69	70歲以上	(再揭) 65歲以上
総 数 第 I 四分位 第 II 四分位 第 II 四分位 第 II 四分位 第 II 四分位	100. 0 25. 0 25. 0 25. 0 25. 0	100. 0 53. 4 33. 6 10. 7 2. 2	100. 0 11. 9 34. 5 39. 3 14. 4	100. 0 11. 3 21. 1 35. 2 32. 4	100. 0 13. 9 17. 5 25. 2 43. 4	100. 0 28. 9 27. 6 21. 1 22. 5	100. 0 46. 8 24. 6 14. 0 14. 7	100.0 41.5 26.4 15.7 16.3

注:年齢階級の「総数」には、年齢不詳を含む。 出所: 厚生省『国民生活基礎調查』(平成10年)





出所:厚生省『国民生活基礎調査』(平成10年)

多いのが特徴である。表2は所得4分位階級別 にみた1世帯当たり・世帯人員1人あたり平均 所得金額の年次推移である。図2は、表2を基 礎に作成した所得四分位階級における所得格差 (第Ⅳ分位÷第1四分位)の推移である。1世帯 当たりの所得格差は80年代後半以降拡大し、 バブル末期・崩壊直後にやや縮小し、1993年 以降拡大している。特に1994年以降は、第 I・ 第 II ・ 第 III 4 分位階級で、前年度比で1世帯 当たりの所得が低下傾向にあることを確認す ることができる<sup>8</sup>。

表3は世帯主の年齢階級別にみた所得四分 位世帯数の構成割合である。第1四分位では 29歳以下と65歳以上の高齢者の比重が高い。

第11四分位では、29歳以下と30~39歳が比重

が高く、第Ⅲ四分位では30 ~39歳と40~49歳の比重が 高く、第Ⅳ四分位では40~ 49歳と50~59歳の比重が高 いが、65歳以上は16.3%に過 ぎない。

ここでは、長期的なトレ

ンドとして1世帯当たりの所得格差が拡大し、 特に94年以降、第IV分位対第I・第II・第IIIと いう所得格差が進行するというこれまで戦後日 本社会では経験してこなかった所得格差が進行 していることを確認しておきたい。

『国民生活基礎調査』は2年遅れで調査結果が 発表されるため、現時点でカヴァーできるのは 1997年までであり、また、世帯単位の調査のた め勤労者の動向をカヴァーすることができない。 そこで、『家計調査』で近年の動向をカヴァーす ることにする。

# 2、短期的動向—1996年以降の家計調査

『家計調査』は、単身者と農家が標本から除か れており、「高齢単身者」など低所得層の動向が 調査結果に反映されない。しかし、勤労者世帯 の調査が行なわれている点、速報が毎月発表さ れ直近の動向をカヴァーできるという利点があ る<sup>9</sup>。

図3は、『家計調査』の勤労者世帯の年間収入 五分位階級、世帯人員別1世帯当たり年平均1 か月間の世帯主収入の格差(第V五分位÷第I五 分位)である。1985年に2.53から89年までは徐々 に格差が拡大するが、バブル末期の90年からいっ たん格差は縮小するものの、96年から再び格差

— 16 —

は拡大傾向にあり、2000年ではこれまで最高の 2.66倍に拡大している。

図4は、世帯主収入の内定期収入格差(第V 五分位÷第Ⅰ五分位)の85年から2000年までの動 向である。若干の上下はあるものの、85年から 92年までは2.21から2.28倍の間で推移し、93年か ら95年までは格差はやや縮小傾向にあった。し かし、96年以降は格差拡大に転じ2000年には2.36 倍となっている。

世帯単位での収入総額の格差が拡大していな いのは、世帯主定期収入の伸び悩みを他の世帯 構成員が補っているものと考えられる。

これまでみたように、短期的な動向では96年 以降世帯主収入が拡大し、その背景には世帯主 の定期収入格差の拡大があることが観察できる。 『平成11年度国民生活選好度調査』(2000年3 月)では、国民意識の上でも「所得格差の拡大」 が強く意識され始めていることを物語っている。 同調査では、「所得や収入の格差が10年前と比べ て拡大したと思うか」というとの問いに、「拡大 した」9.77 %+「どちらかといえば拡大した」 27.9%で合計37.6%の人が「格差が拡大した」と 回答している。これを年齢別にみると、最も「格 差が拡大した」との回答が多い年齢は30歳台で あり49.5%であり、次は40歳台であり45.2%とと なっている。因みに、次は20歳台42.7%、10歳 台41.1%、50歲台35.3%、60歲台22.4%、70歲台 18.3%となっている。

こうした調査結果は、所得の格差が確実に広がっていることの反映とみることができる。

### 第2章 所得格差拡大の諸要因

# 長期的な所得格差拡大の諸要因

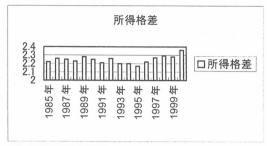
第1章で確認した長期的トレンドとしての所 得格差拡大の諸要因について検討したい。

当初所得格差の中心は雇用者所得(賃金)で あり、その格差の拡大から検討したい。

第1に検討しなければならないのは、男性・ 世帯主内の賃金格差であり、いくつかの要因が ある。①70年代までは年齢間賃金格差は、年功 賃金が維持されていたため格差は大きいものの 比較的安定していたが、80年代の再編につづき

# 労働総研クォータリー№43(2001年夏季号)

図4 世帯主の定期収入の格差(五部位階級)

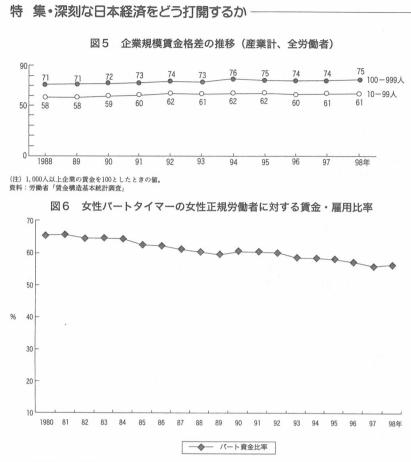


出所:『家計調査年報』各年度版

90年代に入り年功賃金の見直しが始り、年俸制 など成果主義賃金が導入されたことにより、年 齢間賃金格差の拡大に加え同年齢の賃金格差が 拡大する傾向にあり、これが長期トレンドとし ての賃金格差を拡大していると考えられる。② として、80年代から雇用面で出向・転籍、90年 代後半以降のリストラによる解雇の増加などに より長期雇用慣行が再編され、転籍・解雇など をつうじた再就職先の賃金は元職場と比べほと んどが低下しており、これも賃金格差拡大の要 因となっていると考えられる。後述するが、90 年代後半以降はこの影響が大きいと考えられる。 これらの変化は、85年以降のプラザ合意以降の 日本企業の多国籍企業化を起点としている<sup>10</sup>。

第2の検討課題は、企業規模別賃金格差の動 向である。図5は、1000人以上規模規模企業の 平均賃金を100として、100~999人規模企業の平 均賃金、10~99人規模企業の平均賃金との格差 の推移を88年からみたものである。100~999人 規模も10~99人も賃金格差はわずかながら縮小 傾向にある。しかし、長期的には規模別賃金格 差構造が維持されていると考えられる。

第3は、男女の賃金格差の動向である。99年 段階で女性労働者の賃金水準は64.6%に過ぎな い(賃金構造基本統計調査)。しかし、長期的に は僅かながら改善傾向にある。男女賃金格差構 造は基本的に維持され、賃金格差の基盤となっ ているが、80年代以降の賃金格差拡大の直接的 な原因とは考えられない<sup>11</sup>。しかし、次にみるよ うに短時間雇用労働者の急増のなかで女性内部 の正規労働者と非正規労働者の賃金格差は拡大 している。



出所:「賃金構造基本統計調査」。

第4は、就業形態の多様化によるパート・派 遣労働者など短時間労働者=不安定雇用労働者 の増大による賃金格差の拡大である。図6は女 性パート労働者の女性正規労働者に対する賃金 比率である。賃金比率では一貫して低下傾向に あることが確認できる。男女賃金格差が僅かに 縮小する一方で、女性正規労働者と女性パート 労働者の賃金格差は拡大しているのである。こ れが、80年代以降の賃金格差の最大要因である と考えられる。

第5に高齢者夫婦・単身世帯の増加である。 図7は、高齢単身世帯の増加の推移である。総 じて低所得の高齢単身世帯が急増し、80年代以 降の年金資産格差を拡大しているのである。ま た、更に所得水準が低い無年金者が約98万人存 在し、また、その予備軍である国民年金掛金滞 納者が約384万人と急増している。

企業規模別格差・男女賃金格差を基盤としな

がら、そこに新たに就業構 造の多様化による低賃金・ 不安定雇用者の創出、高齢 化の進展による高齢夫婦世 帯、高齢単身世帯の急増が 所得格差拡大の基本要因と して加わり、副次的要因と して企業内で日本的雇用の 再編・解体が進んだことが、 80年代後半以降の日本で長 期的トレンドとして所得格 差が進んだ構造的要因であ ろう。

所得格差拡大の主要因に ついて、旧経済企画庁や一 部の論者は高齢化主因論を 主張している。なかでもそ の代表的論者は<sup>12</sup>、長期的な トレンドとしての世帯レベ ルの所得格差拡大を認めつ つその主要因である人口の 高齢化に求めるのに加え、高 学歴・高所得共稼世帯の増 大、パートタイマーとフル

タイム労働者の賃金格差拡大をあげ、更に、40 歳代以降の同一年齢内の賃金の格差の拡大が、 30歳代・40歳代の相対的に高い不平等感の背景 にあるとしている。

第1に、高齢化主因論から検討したい。日本 の高齢化は70年代初頭から急激なスピードで進 行している。この見解では、なぜ80年代後半に 所得格差が拡大しているのか説明できない。高 齢化率は異なるとはいえ、高齢化が進行した70 年代末まではジニ係数は低下しているのである。 明らかに80年代に入って政府の社会保障費の削 減など所得再分配政策の転換があったからこそ、 第1章で述べたとおり、ジニ係数の持続的上昇 や所得階級別格差の拡大があったとみる方が自 然である。表1の再分配所得のジニ係数の上昇 はそれを物語っている。

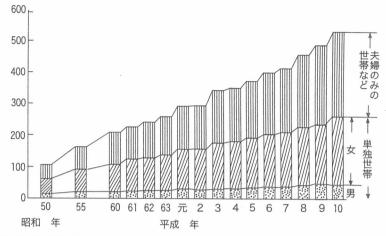
第2に、高学歴・高所得共稼夫婦の増大が所 得格差をもたらしているという見解を検討する。 こうした傾向を一部観察する ことはできるが、女性パート タイマーと女性正規労働者の 賃金格差の拡大、相対的に低 所得層の多い高齢夫婦のみ世 帯・単身高齢者世帯のの80年 代からの急増などの影響を上 回るほどの影響をもったとは 考えにくい。やはり規定的な 要因は、就業形態の多様化や 政府の所得再分配政策の転換 などの構造的要因に求められ る。

第3に、女性パートタイマー と女性正規労働者の賃金格差 の拡大が所得格差拡大の原因 にあるとの指摘は妥当である が、その賃金格差拡大の原因 を「パート需要よりもパート 供給の増大」に求めているの はあまりに短絡的である。政 府の雇用流動化政策、企業の 人件費削減、パートタイマー の無権利状態の放置、最低賃 金格差拡大の要因となってい る。単なるパートの供給過剰 ではないのである。

第4に、大卒40歳以降の同年齢内の賃金格差 の拡大が、30、40歳代に不平等感を強く感じさ せており、その原因は、大卒中高年への業績主 義の導入にあり、それはその年代の「人材のば らつき」を反映しているという主張は、あまり に恣意的である。年俸制などの導入が中高年管 理職対象に進んでいるとはいえ、なぜ、30代が 特に不平等感が高いのか全く説明できていない。 より賃金・人事制度の構造的な変化が不平等感 を生んでいる可能性が高い。リストラの年齢が 40歳代まで拡大され、年功賃金制度や長期雇用 慣行が崩れつつあることが、働き盛りで今後生 計費の上昇が見込まれる30代・40代での強い不 平等感となって表れていると考えられる<sup>13</sup>。







注:平成7年の数値は兵庫県を除いたものである。 厚生省『国民生活基礎調査』(平成10年)



以上が高齢化主因論を唱える論者への批判であ るが、これらの主張は、所得格差の拡大を「高 齢化」などの自然現象として描き出し、政府の 新自由主義的改革や企業のリストラの所得格差 への影響を意図的に軽視・無視するという点で 極めてイデオロギー的な主張である<sup>13</sup>。

このような主張の誤りは、次にみるように、 近年の所得格差拡大の要因を分析することで いっそう明瞭になる。

#### 2、短期的な所得格差の諸要因

98年は、戦後史の画期をなすといってよいほ ど勤労者の所得に直接・間接に関わる政府統計 の指標が戦後最悪を記録した<sup>14</sup>。

第1章の2でみたとおり、所得格差はそれ以前

の96年以降急激に拡大している。その要因を検 討するのがここでの課題である。

第1に挙げられるのは、90年代後半以降のリ ストラ・倒産・解雇の影響である。所得格差は 96年以降拡大しているが、94年まで2%台だっ た完全失業率が95年に完全雇用の最低ラインと いわれる3%台に上昇し、98年には4%台に上 昇し2000年には4.7%に上昇している。完全失業 者のうち1992年には15%だった長期失業者は、 97年に20%を突破し2000年には25.1%に上昇し、 非自発的失業者数は、1992年31万人から徐々に 上昇し始め98年に84万人に急増、1999年には102 万人と約3倍化し、世帯主の完全失業者も93年 から徐々に上昇し始め98年に前年比15万人増加 し、1999年には87万人に上昇している<sup>15</sup>。

96年からの新たな所得格差の拡大は、こうし たリストラによる世帯主の完全失業者化、その 長期化が最大の要因と考えられる。

第2は、短時間雇用労働者の急増による雇用 の多様化の一層の進展である。99年で時給887円 と極めて低い賃金水準にある女性短時間雇用者 (週就業時間35時間未満)は、95年で632万人だっ たものが、99年には773万人となり僅か4年で 141万人増加している。また、96年以降、男性短 時間労働者が急増していることも賃金格差を拡 大する要因となっている<sup>16</sup>。

第3に、年俸制を始めとする能力・成果主義 賃金の導入の加速度的進展である。図7をみて ほしい。2000年9月現在で、今後3年間に1000 人以上企業で52.3%の企業が今後3年間の改定 を予定し、300~900人規模企業で50.9%、100~ 299人規模企業で37.8%、30~99人規模で38.8% となっている。大企業ほど能力・成果主義賃金 制度の導入を準備している。一方、年俸制の導 入を予定する企業が予想外に少ないのが特徴で ある。

# 3、小括

長期的トレンドとしての所得格差拡大の諸要 因と短期的な所得格差の諸要因を主に当初所得 (主に賃金)で検討してきた。

しかし、所得格差の拡大という場合、当初所

得に加え再配分所得を加えなければならない。 ここで再配分所得の格差拡大について詳しく述 べる紙幅はないが、冒頭で述べたように再配分 所得の格差拡大も長期的トレンドとしては確認 できる。再配分所得の動向をポイントを絞って 確認しておこう。

第1に年金である。80年代以降の年金制度改 正は、公的年金資産の格差を拡大してきた。年 金資産の不平等度は、所得の不平等度とほぼ同 一の動向であり、傾向的に悪化していることが 確認できる。所得格差の80年代以降の拡大が公 的年金資産の拡大につながっている<sup>17</sup>。

第2に医療である。健康保険保険料の1割か ら2割への負担の拡大、2000年度からの老人医 療費の定額制から定率性への移行は、増加する 低所得の高齢者世帯、高齢者単独世帯の家計負 担を増額させている<sup>18</sup>。

第3に税制改正が可処分所得へ与える影響で ある。97年4月から消費税が3%から5%に引 き上げられた。消費税は逆累進性を特徴として おり、図8にみるように所得が低いほど負担が 大きく、消費税の増税は可処分所得の格差を拡 大している。また、高額所得者の所得税率の引 き下げは、所得税の累進性を緩和し、可処分所 得の格差を拡大する効果をもっている。

このように、80年代から今日までの政府の社 会保障政策・税政策が再配分所得の不平等を拡 大・制度化しているのである。

さらに経済格差という点に視野を拡大すれば、 バブル崩壊以降資産の格差はやや縮小傾向にあ るとはいえ、日本国民の経済格差を著しいもの としている。橘木俊詔の分析によれば、日本に 存在する資産総額のうち、実に44.5%までが遺 産によって生じており、これらの遺産を相続し た家計は24.4%に過ぎず、相続された遺産の平 均額は1億530万円にのぼっているという<sup>19</sup>。こう した一部の莫大な遺産の存在が経済的格差を固 定し拡大再生産しているのである。しかし、一 方では、生活保護世帯が急増するという対照的 な事態も生まれている<sup>20</sup>。

こうした日本社会を「福祉国家」の一類型と 捉える研究もあるが、それらの研究は日本の所

# 得の平等を前提にしており、80年代後半以降に おける日本の所得格差の動向を踏まえた研究は 知る限り存在しない<sup>21</sup>。

次に第3章では、これらの所得格差・資産格 差の拡大を産み出した社会構造の変化について 述べて結びとしたい。

# 第3章 一層進む所得格差の拡大と 社会構造の変化

多くの労働経済学者が所得格差拡大の要因に ついて様々に論じているが、彼等の最大の問題 は、所得格差拡大の根本にある構造的要因であ る85年以降の日本企業の多国籍企業化、グロー バリゼーションによる国際的な企業競争の激化 と所得格差について論じ分析をおこなっていな いことである。

85年プラザ合意以降の円高のなか、日本企業 は急激な多国籍企業化を開始した。これと並行 した世界的な経済グローバリズムの拡大を起動 力として、経済システムや多国籍企業の資本蓄 積の構造変化に、国家機構とその諸制度・政策、 日本社会全体を照応させることにより、一層の 多国籍企業の資本蓄積を実現する役割を「構造 改革」はもっている<sup>22</sup>。

90年代に入り日本の多国籍企業は、バブル期 の「高コスト体質」の打破をめざし、彼等の「構 造改革」を断行していった。一層の海外への生 産拠点の移転とともにこれまでの系列下請関係 の再編・切り捨て・統合、また、これまで築き 上げてきた「高コスト」の日本的雇用の解体を 目指して、年功賃金の改変と成果主義賃金の導 入、リストラによる長期雇用慣行の解体と解雇 による雇用調整が90年代後半から本格化して いった<sup>23</sup>。これらの財界戦略を雇用面で体系的に 打ち出したのが日経連『新日本的経営』であっ た。これらの「構造改革」が、所得格差の背景 にある。従って一過性のものでなく、あくまで 構造的な変化なのである。

今後多国籍企業の進展により、日本国内には 研究開発など知識集約産業と多国籍企業中枢部 門が残り、上層ホワイトカラーが担う。さらに、 製造業は空洞化し農林漁業は解体する一方、サー

# 労働総研クォータリーNo.43(2001年夏季号)

ビス、運輸、飲食店・流通業など第3次産業は 残り、パート労働者・派遣労働者・有期契約社 員などが担う構造が目指されている。労働者内 部で高賃金で保障された上層ホワイトカラーと 多数の低賃金不安定労働者という就業構造が形 成されると予想される<sup>24</sup>。

平成不況の長期化は、これらの「構造改革」 を一層押し進めることになるだろう。

政治的には、これらの経済的改革を制度化す るため新自由主義的「構造改革」がめざされて きた。社会保障政策に限定してみれば、80年代 に、生活保護制度の「適正化」という名の生活 保護切り捨て、年金制度の一元化、老人医療費 の有料化などが行政改革として行なわれてきた が、それは戦後憲法体制の下での社会保障運動 や革新自治体<sup>55</sup>が築いた成果への攻撃・解体とい う側面を強く持っていた。その点では、支配層 からみれば不徹底な「改革」であった。しかし、 こうした一連の「改革」が所得格差を拡大して いったのである。

新自由主義的「構造改革」の方向が本格的に 打ち出されるのは、1995年の橋本内閣の6大改 革であった。社会保障、教育から財政までほと んど全分野で、多国籍企業段階に照応する新自 由主義的「構造改革」、すなわち規制緩和、行政 の市場化が始った。その後財政構造改革は凍結 されたものの、その他の「構造改革」は99年 「145国会」を1つのピークとして法制化されて いった。こうして、政治的にも所得格差の拡大 が法制化されていった<sup>26</sup>。

社会保障構造改革は、高齢者福祉、児童福祉、 障害者福祉の3分野で、従来その制度の根幹を なしていた「措置制度」を廃止し、「利用契約制 度」による福祉サービス利用に置き換えること を課題としていた。「利用契約制度」は、福祉 サービスの提供を原則として民間事業者に委ね 営利化し、自治体と政府は公的責任を大幅に縮 小し、情報提供やトラブル処理やの限定するこ ととなる。その典型は介護保険制度である。こ の結果社会保障は、私的保障によりサービスや 給付をうける階層と、公的保障を受ける少数の 階層に分化していくことになるだろう。所得格

差の一層の拡大を前提に、所得格差に応じてサー ビスを受けるという「社会保障」制度が目指さ れている<sup>27</sup>。これらの「構造改革」断行を担って いるのが、小泉内閣である。

これら新自由主義的「構造改革」と正面から 闘う対案を示し、日本的雇用の解体により切り 捨てられた人々、社会保障構造改革などにより 切り捨てられた人々と連帯して闘うことが必要 である。その可能性は広がっている。

- 佐藤俊樹『不平等社会日本-さよなら総中流』(中公新書、 2000年)
- 2 表的な論者として同上「新中間大衆誕生から30年」『中央 公論』(2000年5月号)など。
- 3 橘木俊詔『日本の経済格差―所得と資産から考える』(岩 波書店、1998年)
- 4 所得格差の拡大を主張する橘木後詔等に対して、大竹文雄等は、年功賃金体系の下で高齢化が進めば自動的に賃金格差は拡大するとし、それは実質的な不平等の拡大ではなく、規制緩和など新自由主義的な改革のせいではないとしている。大竹文雄「90年代の所得格差」『日本労働研究雑誌』(2000年7月号)。この論争の限界としては、それぞれの論者が根拠とする各種政府統計を基礎にしたジニ係数にバラッキガ多すぎる点などを指摘できる(図1参照)。
- 5 ここでいう当初所得は、雇用者所得、事業所得、財産所 得、家内労働所得、雑収入並びに私的給付等の合計。再分 配所得は、当初所得+社会保障給付(年金・医療ほかの現 金及び現物給付)一税-社会保険料。『所得再配分調査』 の定義より。この調査が再配分所得をよりベターに把握で きる統計であるといわれている。
- 6 橘木俊詔「日本の所得格差は拡大しているか」『日本労働 研究雑誌』(2000年7月号)。ジニ係数は、0から1までの 値をとり、0に近いほど平等で、1に近いほど不平等を表 す。
- 7 橋木の当初所得の定義は『所得再配分調査』による。他の 政府統計における定義がについては、図1の備考参照
- 8 『国民生活基礎調査』平成7年・10年参照
- 9 『家計調査年報』及び『速報』
- 10 所得格差拡大の主要因を人口の高齢化に求める論者や、所 得格差拡大の要因を所得再分配政策の転換に求める論者に しろ、日本企業の多国籍企業化による資本蓄積構造の転換 という要因を見落としている。
- 11 男女賃金格差は90年以降次のような動向を示している。男 性を100として90年60.2、91年60.7、92年61.5、93年61.6、 94年62.0、95年62.5、96年62.3、97年63.1、98年63.9、99 年64.6
- 12 前揭大竹文夫 [2000]

- 13 大竹文雄等の高齢化主因論への批判として、とりあえず伊 東光晴『日本経済の変容』(岩波書店、2000年) p36以下参 照。
- 14 具体的には、統計開始以来最悪を記録したのは、失業率、 有効求人倍率、雇用者数の減少(以上「労働力調査」)、現 金給与総額(毎月勤労統計調査)など。
- 15 総務庁『労働力調査』より
- 16 男性短時間労働者は84年で136万人、91年には252万人、98 年には357万人に増大している。
- 17 八木匡「所得と資産の不平等一年金資産不平等度貢献度の 時系列変化」『日本労働研究雑誌』(2000年7月号)
- 18 80年代以降の医療制度改正では、国民医療費の抑制が強く 意識され、国庫負担の軽減、健康保険料の引上げ、患者負 担、とりわけ高齢者の患者負担の引き上げなどが行なわ れ、高齢者世帯の家計を圧迫している。
- 19 前揭橘木俊詔p145
- 20 近年の被生活保護世帯の動向は次の通り。1993年までは減 少傾向にあったが1994年から増加に転じ、1993年586,109 世帯から、99年には704,055世帯へと117,946世帯増加して いる。被保護実人員でみても同期間に121,360人増加して いる。
- 21 日本を福祉国家の一類型とみる代表的な研究は、丸尾直美 他編『先進諸国の社会保障』(東大出版会、1999年)
- 22 80年代後半以降の日本の政治・経済・社会動向の全体像については、渡辺治・後藤道夫『講座 現代日本1~4』(大月書店、1996年)参照。
- 23 この点については後藤道夫『収縮する日本型〈大衆社会〉 一経済グローバリズムと国民の分裂』(旬報社、2001年) 第1章参照
- 24 橋本健二『階級社会日本』(青木書店、2001年)第8章参 照。マルクスの理解などについて一部見解の相違もある が、具体的な階級分析と類型化は、これまでの階級分析を 超える優れた研究である。
- 25 革新自治体については拙稿『日本における「自治体版福祉 国家」の形成・成立・崩壊一美濃部都政の歴史的意義と限 界』(『政経研究』76号、2001年3月)参照
- 26 旬報社渡辺治他『ポリティーク 創刊号』(2001年5月)の座談会参照
- 27 90年代後半以降の社会保障構造改革については前掲[後藤 道夫2001] 第2章参照。本稿では紙幅の関係で、十分論じ られなかった論点も多いが、「所得格差の拡大と新自由主 義的構造改革の関係」について特に強調した。その他の論 点の解明や、より精緻な実証分析については他日を期した い。

(たけい ひでき・政治経済研究所)

労働総研クオータリー№43(2001年夏季号)

# 格差と貧困

# 格差が行く

今日、世の中に格差論が横行している。格差 論はこれまでの「一億総中流」意識に大きな打 撃を与えた。だから、格差論は、これまでの「一 億総中流」を幻想とし、保守党政治が長く支配 してきた日本社会の現状を批判的に受けとめて きた人々に歓迎されてきた。そうした人々は、 格差論が中流論を強烈に打撃するのを見て、溜 飲を下げたのであろう。しかしこうした受けと め方は、本当に正しかったのであろうか。中央 公論編集部も「この論争がなぜ多くの人々に受 け入れられたかという理由を考えるとき、論争 の受け手たちが、データーを検証するよりも自 分自身の実感と照らし合わせて価値判断し勝ち であることにも注意をはらわなければなりませ ん」。(「中央公論」編集部編『論争・中流崩壊』 中公新書2001年3月)と指摘している。ここで 発見された格差の事実を冷静に検討し、そこか ら現状を改善していく課題を引き出していくこ とのほうが問題としては、重要だったのではな いだろうか。

「一億総中流」を批判する格差論の代表格のも のとしてよく取り上げられているのは、橘木俊 詔氏の「日本の経済格差」岩波新書1998年、佐 藤俊樹氏の「不平等社会日本・さよなら総中流」 中公新書2000年などであるが、これらはともに 「中流崩壊」を問題にしながらも、アプローチの 仕方は大きく異なっている。ここでは経済格差 を問題とする橘木氏の考えを見てみる。

さて、「総中流」のというのはいろいろな形で 論じられてきているが、大なり小なり経済大国 日本の「豊かな社会」が、前提にされていると いうことができるであろう。格差論は、その「中

# 大須 真治

流社会」を批判したのであるから、日本社会の 問題点あるいは矛盾を指摘したものと受けとめ られやすい。「中流」という言葉自体に「安定し ている」とか「豊かである」という語感が込め られているように、「格差」という言葉自体に 「問題のある社会」あるいは「改善されなければ ならない社会」という意味合いが含められてい るように受けとめられるのもやむをえないこと であろう。

では格差論は、日本社会の問題点として何を 指摘し、それをどのようにすることを提起した のであろうか。橘木氏は「『結果の不平等』をど こまで認めるか」(「中央公論」2000年5月号) で「機会の平等が保障された上で、人々が公正 な競争の中に入り、その結果賃金に格差がつく ことに異論はない。むしろ、これが人間社会の 公正原理であるといえるので、結果の平等は容 認されよう。ただし、どこまで結果の格差を認 めるか、という問題になると複雑になってくる」。 「究極的にいえば、どこまで結果の格差を容認す るかは、個人の価値判断に依存する」。(81ペー ジ)とされている。

#### 適切な格差はあるか

たしかに、格差は指摘されたのであるが、そ の格差が適切なものであるかどうかは、個人の 価値判断にゆだねられたのである。「日本の経済 格差」(岩波新書1998年)で、橘木氏は1980年代 に、所得分配の不平等度が高まったことを、ジ ニ係数を用いて指摘した。さらに1980年代後期 にわが国はバブル経済を経験し、資産分配は相 当不平等化したことをやはり、ジニ係数で指摘 した。そして低成長期に入ったことによって、 分配の不平等に拍車がかかるおそれがあること

を指摘したのである。この格差拡大の事実は、 日本経済が国民生活悪化の方向に動き出してい ることを示したかのように見える。

日本経済の現実がそのように進んでいること が示されたとすれば、そういう事態にいかに対 処すべきかという解答を格差論そのものから導 き出そうとしても、格差論からそれを引き出す ことはできない。なぜなら現実に進んでいる格 差の拡大という現象を、悪化の方向にあると見 なすのか、それとも改善の方向にあるものと見 なすかという判断は、格差論そのものからは導 き出し得ないからである。格差論は、格差の事 実を指摘したのであって、それを批判したわけ でも是認したわけでもない。格差論が指摘し得 るのは格差が拡大したか、縮小したのか、ある いは格差が他国に比べて高いか低いかというこ とを指摘するに留まるっている。その評価は依 然として、個人の価値判断にゆだねられている のである。

格差論は、格差の事実を指摘したのであるが、 実在する格差の彼岸に社会の向かうべき方向、 あるいは当面改善すべき課題を明示的に提示す ることはしなかったのである。あえて理念とし て示した方向は、おそらく平等であったであろ うが、それを明示することはできなかった。な ぜなら平等をジニ係数で示すことができなかっ たからである。

ジニ係数で平等が語れない理由を考えてみる。 まず、ジニ係数とはどのようなものであるとい うことを橘木氏の説明に即して言うと次ぎのよ うになる。ジニ係数は、最低所得者から最高所 得者へと順次ならべた人の累積百分率を、横軸 に人数、縦軸に所得をとってできた曲線(ロー レンツ曲線)と45°線と間にできた面積によって 不平等度を示すものである。それは完全平等の 時に0となり、不平等になるにつれて1に近づ く。そこでジニ係数によって、平等はどのよう に説明できるであろうか。ジニ係数ゼロの完全 平等を平等と言うのが、論理的には最も分かり やすいものとなる。しかし、完全平等の社会と 言うのを現実の問題として考えると、それはす べての人の所得が同額である社会であって、こ れがばかげた社会であることは、誰にでもわか りきったことである。そんな社会が存在し得な いことも明かで、もしあったとすれば、悪平等 の社会でしかない。したがって完全平等を平等 の目標に立てることはできなくなってしまう。 ジニ係数1の社会もまた現実には存在し得ない 社会である。そこで平等をジニ係数で言うとす れば、ゼロから1の間のどこか適切な位置とし か言いようがなくなってしまう。これは平等に ついて語らなかったことと同じである。ジニ係 数はいずれにせよ、いつでもゼロから1の間に あるからである。何が平等であるかはジニ係数 で示すことはできず、平等は価値判断によって しか示せないことになる。

ジニ係数で不平等度が高くなる傾向が示され たとしても、それはより平等に近い状況に向かっ ているものであるのか、平等から遠ざかってい ることが示されているのかの判断は、ジニ係数 そのものによっては示されないのである。「格 差」論によって社会の処方箋を出すのは諦めざ るをえない。あえてそれに固執すれば、個人の 恣意的な価値判断に依拠せざるを得なくなるで あろう。

格差論は、格差が拡大しているかいないか、 あるいは格差が国際的に高いとか低いとかいう ことを示す尺度として、手法の精緻化によって、 有効なものとなるであろう。しかし、示された 格差が適切なものであるかどうか、適切な格差 に向かうにはどうすべきかを直接に示すことは できない性格をもっている。

# 格差感の根源

しかし、現実には、中央公論編集部も示唆し ているように、多くの人々が自分自身の実感と して格差を感じている現実が存在し、それを是 正しなければならいと感じている現実があると すれば、その原因となっている事態に対処する 適切な処方箋を示す方法が開発されなければな らないであろう。格差論の特徴は、対処すべき 事態が現実にどのような形でどこにどのくらい 存在しているかを示さなかったことにある。対 処すべき事態の性格を把握することなく、対処 することになれば、その対処はいずれ恣意的な ものにならざるを得ないであろう。そこで人々 の仕事や生活の実態から目を離すことなく、人々 の仕事や生活の現実から、社会的な問題の解決 あるは改良の方向を示すことのできる方法が必 要となる。

これについてここで、特に新しい方法を提起 する必要はないであろう。貧困という視点がそ うしたものとして長らく提起されてきているか らである。経済企画庁経済研究所編「日本の所 得格差-国際比較の視点から-」でも「日本で は貧困という概念への注目度は所得格差以上に 乏しいが、OECD諸国の多くでは重要な政策課 題となっている」(1998年、31ページ)と述べて いる。

# 「許容しえない貧困」への接近

ところが、この貧困については、貧困の境界 について、際限のない議論が繰り広げられ、そ の議論に決着が付かなければ、現状打開の施策 も施行することができないような状況になって いた。これについては、貧困の外延的な部分に ではなく、その中核的な部分に力を集中してい くことによってこの問題を解決することができ る。つまり国民のだれでもが、あるいは大多数 が、その存在を許さないということで簡単に同 感できるような貧困の状況を問題の対象とする ことである。この「許容しえない貧困」に対処 するために、欠かす事のできない作業は、貧困 の実態を知る事である。貧困の状態にある人々 の仕事と生活の実情を知らなければならない。 貧困の中核部分の状況が明らかにされ、その部 分を発見する努力が絶えず行われれば、その仕 事と生活の実像は、他のさまざまな人々の生活 の実情よりは、多くの人々に共感されやすい性 格を持っている。なぜなら誰でも今、持ってい る物を失った状態の方が、持ったことのない物 を持つかもしれない状態より、ずっと現実的な ものとして感じることができるからである。

こうして「許容しえない貧困」について、多 くの人々がその実情を共感することができるよ うになれば、それに対する対処の仕方も具体的

#### 労働総研クォータリー№43(2001年夏季号)

に考えることができるであろうし、対処の仕方 について合意を得ることは、それ以外のさまざ まな状況に対するいろいろな対処策の場合より もずっとやさしいであろう。というのは「許容 しえない貧困」への対処策は、今日の社会で最 も切実に必要とされる施策であり、それゆえに 最も早く効果の出ることが望まれている施策だ からである。

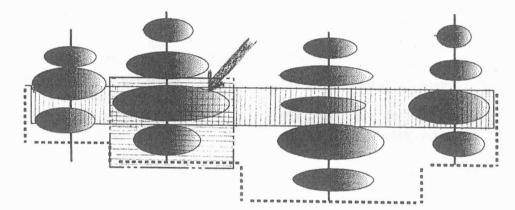
このように問題が生きた人間の現実の姿として 具体的に示され、対処方法も具体的に示される ことは、問題の解決にとって極めて重要なこと である。しかし、すべてが具体的に、実感をもっ て示されることによって、それが対症療法に終 わってしまう危険がある。具体的な事態に対処 する方法が、個別・具体的な問題の解決で完結 してしまう恐れは十分にある。早急に実現され ることが望まれている問題の解決を終結点とし ないで、それを問題解決の第1歩とすること、出 発点にしていくことが大切である。当面の問題 解決をそれだけに終わらせないで、より一般的 な方法に繋がっていく視点を欠かせない。

# 「許容しえない貧困」からの広がり

個別具体的な問題を社会階層的な問題(縦の 関係)に位置付けるのと、それを異なった分野、 地域の問題(横の関係)にベルト的に繋げてい く、2つの考え方が必要となる。

縦の社会階層的な関係についていうと、最下 層の問題を切り離さないという観点が絶対に必 要である。その理由は、最下層の状態の改善策 は、それより上にある階層にとっても改善策と して作用するが、その逆は成り立たないからで ある。もし最下層を切り離して、それ以上の階 層だけで、状態の改善を図ろうとすれば、それ によってそれ以下の階層の状況を悪化させ、結 果として格差を広げることになる可能性が大き いからである。つまりそれを図で示すと、例え ば⇒で示した部分について、その仕事と生活の 状況が明らかにされたとすれば、その階層は縦 軸上でどこにあるかを確定することが必要であ る。そこからその部分に属する人々の状況改善 の施策を導き出すとすれば、それ以下の階層と

共通性を持つ改善策が導き出されなければなら ないということになる。破線部分(横線)を一 体のものとして状況を改善する施策を策定して いくことが重要であろう。このようにして最下 層の問題を切り離さず、最下層の状態の改善を 含めて仕事や生活の状態の改善を図るならば、 その施策の向かうのは、少なくとも格差を緩和 する方向であることは間違いないからである。 こうした施策を継続的に続けていけば、やがて 格差の状況をかなり極端にまで緩和する点に到 達することも間違いないであろう。 路上生活者が想起されることが多い。ちなみに、 93年10月現在の保護率は0.71%、新宿区の福祉 相談窓口を訪れた路上生活者の数は93年度3,708 人であり、本稿で定義される貧困率からみると きわめて範囲が狭い」(31ページ)としているか らである。これについては金澤誠一氏が生活保 護基準以下所得の世帯数を厚生省大臣官房統計 室「平成9年国民生活基礎調査」から算出し、 1人世帯の33.6%、2人世帯の13.4%、全世帯の 29.9%という数字を出している。(金澤誠一「現 代社会における貧困」『経済』2000年6月号)決



さらにこれを横にベルト的につなげていくこ とが必要であろう。つまりそれぞれの地域で、 ベルト的に共通する階層を発見し、図で言えば 実線長方形(縦線)の中にある階層を発見し、 それ以下にある階層と共通する施策を作り上げ ていく。それらをつなぎ合わせて地域の政策あ るは自治体の政策とし、さらにそれらを結びつ けて国の政策としていくことが可能になるであ ろう。この場合、施策の手段に何を使うかは、 時々の貧困の中核部分の状況によると言ってよ いであろう。

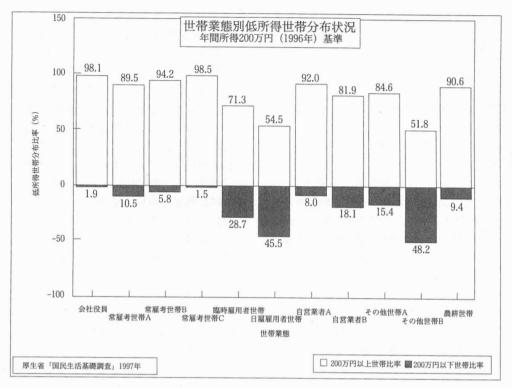
# 「許容しがたい貧困」の範囲

それでは現実に、今日の日本を問題として考 える場合、このような「許容しえない貧困」の 範囲はどのくらいの広がりがあると考えられる であろうか。というのは先に取り上げた経済企 画庁経済研究所編の「日本の所得格差」では、 「日本で貧困というと、通常は生活保護受給者や して狭い範囲のものと言えるものではない。し かし、それが狭い範囲のものであったとしても、 そこに困窮が存在する限り、狭い事を理由にそ れを無視することは許されない。

さて現実に照らして見ると、年間所得200万円 未満の世帯を、「許容しがたい貧困」と見ても構 わないと、私は考える。この水準は、月平均で は16万6千円となり、総務庁「家計調査」の1999 年全国勤労者世帯の1ヶ月平均実収入574,676円 の28%、年間収入十分位階級の第1分位の実収 入277,788円を大幅に下回るものであり、一人世 帯も含めて、所得の低さということで間違いな く合意を得られる水準といえよう。

それはどのくらい存在しているかを、同じく 平成9年国民生活基礎調査で計算してみると、 総世帯数の14.8%となり、世帯数に推計してみ ると約660万世帯ということになる。これらは経 済企画庁経済研究所が「きわめて狭い範囲」と いうようなものではない。路上生活者や生活保

労働総研クオータリー№43(2001年夏季号)



常雇者世帯A:企業規模30人未満企業常雇者 常雇者世帯B:企業規模30~999人規模企業常雇者 常雇者世帯C:企業規模1000人以上・官公庁常雇者 自営業者世帯A:雇用人のある自営業者

護受給者がここに含まれることは間違いないが、 これらの人々は明かに目に見えるようにあらわ れた貧困であって、貧困のうちのごく一部でし かないということである。これらとは別に隠され ている貧困、一般的な世帯の間に埋め込まれてい る貧困が見える貧困の下に広いすそ野のように広 がっていることがわかる。これをさらに世帯業態 別の分布状態で示したのが上の図である。

200万円以下世帯の比率が一番高いのが、その 他世帯B(所得のある仕事をしていない世帯) で、48.2%となっている。日雇雇用者世帯45.5 %、臨時雇用者世帯28.7%と高い比率となって いる。このようにかなり高い比率で一般的な世 帯の中に「許容しがたい貧困」の世帯は生め込 まれているので、これを掘り起こし、問題の全 体像を明らかにし、その状態の改善策を作り上 げていくことが必要とされているのである。 自営業者世帯B:雇用人のない自営業者 その他世帯A:所得のある仕事をしている世帯 その他世帯B:所得のある仕事をしていない世帯

# 仕事と生活の実態から施策へ

許容しがたい実態がどのようになっているか、 いくつかの事例を示しておくこととする。これ はあくまでもわかっている事例の一部を例示し たもので、今後これらの事例の積み上げを意識 的に行っていくことが必要とされている。

# [大阪市西成区釜ケ崎Dさん(男性・61歳)]

先月は、特別清掃の1日を含めて10日間働き ました。私は61歳ですが、まあ信用はあるほう なので何とか仕事を頼めるし、青カンせずにやっ ています。手帳も持っています。しかし、体が えらくてどうしても「認定」の資格には届きま せんね。ここで生活していくために、月15万は 欲しいです。大雑把に言って、宿代3万、飲食 代6万、フロ・散髪1万、タバコ・間食1万5 千円、身の回り2万、新聞娯楽など1万5千円。

しかし、いつまでこの水準言うてられるか、も う赤信号でてるしね・・。(「効力のある高齢者 清掃事業のあり方についての提言(試案)」1996 年7月20日より)

### [大阪市西成区釜ケ崎Fさん(男性・62歳)]

万博の4年前に山口県から出て来て、もう30 年になります。体は丈夫でまだ若い人の8割く らいはやれると、自分では思っています。だか ら毎日4時半に起きて仕事のチャンスを待って いるんです。しかし、とにかく声がかかりませ ん。年齢制限は、ほんとうにくやしい。一日置 きなら働く体力あるんです。先月は、「大工手 元」と「ユンボ手元」で行きましたが、単価は ちゃんと13,500円貰いました。でもねぇ、たっ たの二日だけ・・。

何とか、月10万は欲しい。単価の問題やない のです。確実に働かしてくれる保障が欲しいん ですわ。(「効力のある高齢者清掃事業のあり方 についての提言(試案)」1996年7月20日より)

# [広島市 (男性、48歳)]

広島市蟹屋町にあるマツダの借り上げのア パートに住み、塗装工(常雇)として働いてい た。妻と離婚後、ペンキ屋、大工をして、最後 の仕事は昨年12月の型枠大工の仕事で月10万の 収入があった。(「広島市の『ホームレス』路上 生活者聞き取り調査(1998年2月4日)報告書」 より)

### [広島市(男性、44歳)]

Gホテルの宴会担当のコックだったが、食中 毒の責任をとらされて解雇された。家族関係も うまくいっていなかったため野宿するように なった。お正月に家族に会いに行ったが、門前 払いを食らった。住居は市内西区庚午の一戸建 ての持ち家だった。最近1ヶ月は20日間清掃の 仕事をした。日給は4千4百円。2月中にアパー トを見つけたいと思っている。野宿歴6ヶ月、 心臓不整脈あり、(「広島市の『ホームレス』路 上生活者聞き取り調査(1998年2月4日)報告 書より」)

# [北海道夕張市Cさん (女性・70歳)]

戦後しばらくして夫は結核にかかり、あまり は働けなかったことから、1956(昭和31)年頃、 Cさんは失対に入った。5人のそれからはCさ んが一家の働き手となり、子供たちを育ててい くことになった。子供たちを失対の場所につれ ていって、見えるところで遊ばせた。一時、生 活保護を受けたが、それも長男が中学を卒業し て就職すると同時に打ち切られてしまった。/当 時は日銭をもらい、その日暮らしをしていた。 毎日一升の米を買っていたが、育ち盛りの子供 たちにはとっても足りなくて、麦粉とよもぎで 団子を作って補っていた。/子供たちは次々と就 職し、そして嫁いでいった。

病弱だった夫は、1981(昭和56)年に亡くな り、Cさんはとうとう独りになった。1984年に は市営住宅に移った。そして、1987年には長年 働いてきた失対も「年齢線引き」で排除され、 68歳で任就(任意就労事業、失業対策事業廃止 の激変緩和措置)に移った。

任就に移ってからの収入は、任就の賃金月約 4万円と国民年金が月1万5千円、合わせて5 万5千円である。失対の時、賃金が月約8万円 と夏と冬の一時金があったのと比べて、任就で は収入が格段に下がった。収入の低下にともな い、Cさんの生活は苦しくなった。夏の陽の長 い日には蛍光灯を使わないようにして、テレビ のあかりでご飯を食べたり、早く寝るようにし ているという。また、仕事のない日は、朝なる べく遅くまで寝るようにして、朝食と昼食を一 緒にとり、一日二食に切り詰めている。/衣料品 は、任就に移ってから1つも買っていない。市 営住宅の家賃や水道料は、減免してもらい安く すんでいる。入浴は、市の老人福祉会館の無料 の風呂を利用するようにしている。/Cさんに とって切実な要望は、今の収入ではやっていけ ないので、任就を10日からせめて15日にしてほ しいということだ。また、来年から任就切れと なりシルバー人材事業にに移ることになるが、 そうなると、1ヶ月5日くらいしか働けず、賃 金も約二万円に減ってしまう。今でも切り詰め

てギリギリの生活をしているのに、「これ以上ど うやって切り詰めたらいいか」「生きていけなく なってしまう」という。シルバーで働く日数を 5日ではなくてせめて10日に増やしてもらえた らこんな嬉しいことはない、と真剣な表情で訴 えていた。(「賃金と社会保障 No. 1027・8 ('99年2月合併号) 失対労働者の苦闘と運動」 より)

#### [長野県伊那市Hさん(男性・70歳)]

Hさんは、妻と子供の3人暮らし。34歳の時、 腰痛になり、2回ほど手術したが良くならず、 病院を変えて何度も入院したが悪くなる一方で 今では左肩から指先までがしびれ、寒気を感じ るようになっている。仕事はできず、昼間は家 で一人で寝ている。医者にかかるよりは寝てい る方が楽と言う事で今は医者にも行っていない。 自分と妻の年金収入は2人あわせて月10万円ほ どあるがそれはすべてこれまでの借金の返済に 当て、生活費は妻が派遣で清掃の仕事をした収 入による。それは一日5000円で月10万円、これ が生活に当てられるお金ののすべて。子供も同 じ派遣の会社で清掃の仕事をしているがお金は 家計に入れていない。(2001年2月長野県伊那農 家実態調査より)

# [長野県伊那市 S さん (男性・65 歳)]

Sさんは妻と子供一人の3人暮らしである。 4年前に運転手の仕事を退職して、サービス業 の仕事をアルバイトでやっていた。しかし、最 近仕事のやり方が変わって、去年から仕事の量 が急に減った。今年になって全く仕事を言って 来なくなり、失業状態になっている。これから の予定としては、4月に一ヶ月だけ仕事の予定 があるが、それ以外の仕事の予定は立っていな い。現在の収入は、本人の年金が2カ月で29万 円、妻のそれが2カ月2.5万円のみ。息子(24歳) は夜、アルバイトで飲食店の手伝いをしている が、家計には一切入れていない。妻は病気で諏 訪の病院まで通院している。4つの科にかかっ ているので、月2回は行かなければならない。 タクシー代、薬代で月2万円はかかってしまう。

## 労働総研クオータリーNo.43(2001年夏季号)

今のような仕事のない状態が続くと生活は大変 苦しくなってしまう。(2001年2月長野県伊那農 家実態調査より)

ここにあげたいくつかの事例は、月々の所得 が低いという点で共通している。しかもいずれ も月10~15万円という極めて低い所得の確保が 当面する課題となっている。なかには8万円の 収入が5万5千円になり、さらにそれも減るこ とが予測されている世帯もある。

このような低所得な生活の状態はどう考えて も好ましいものでなく、ともあれ所得の引き上 げをしなければならないことに誰でも了承する であろう。もちろん当事者自身もそれを強く望 んでいることは言うまでもない。そういうわけ で所得の底上げが必要であることで、多くの人 の合意を得ることができるであろう。

所得を引き上げるために仕事の確保が必要で あろう。そのための施策の実施が切実な課題と なる。しかし仕事の確保だけでは所得の引き上 げにつながらない人々も存在している。高齢者、 病人などであるが、その場合には社会保障や医 療保障のしさくが必要となる。

さらに借金の問題、ここの事例では問題として 直接あらわれなかったが、教育費、住宅費などの 問題も考えに入れなければならないであろう。

このように現実に極端な低所得にある人々の 生活を具体的に対象として、その生活状態の改 善策を作成していくことが重要であろう。その 場合、具体的な生活状況に相応した総合的な施 策が必要となる。こうして策定される最下層の 人々の生活を改善するための施策は、当事者の 生活改善に直接役立つだけでなく、それより上 の階層にある人々の生活状態の改善にとっても 有効なものとなる。

このようにして国民的な合意をもって実施で きる施策の具体化が今必要とされている。こう した施策の実施は、すくなくとも格差緩和の方 向に作用することは間違いないことで、これら の施策をたくさん積み重ねていけば、かなりの 程度の格差緩和を実現できるのである。

(おおす しんじ・常任理事・中央大学)

# EU 基本憲章の制定過程とその特徴

# 「EU基本権憲章」の制定経過とその特徴

# 反ファシズム闘争に根を下ろした合意

ここに訳出した「EU 基本権憲章」(以下「憲 章」と略称)は、昨年12月7日、南フランスの ニースで開かれたEU各国首脳会議において採択 されたものである。議長国であったフランスの シラク大統領は記者会見の席に臨み、この「憲 章」がナチズムに反対する闘争のうちに根を下 ろしていること、「憲章」を前提にして同じ会議 で合意されたニース条約が2003年からのさらな るEUの-15国時代から30国時代への一の拡大に 向けて新しいスタートを切ることを可能にした ことなど、「憲章」の合意成立の積極的な意義を 強調した。

# 論議の前提

ヨーロッパを統合して「ヨーロッパ合衆国」 を作ることは、ヴィクトル・ユーゴーを始めと したヨーロッパ知識人の長い間の夢であった。 第二次世界大戦後は、アメリカとソ連との冷戦 のはざまにおかれ、戦乱の重苦しい記憶に悩ま され続けてきたヨーロッパで、フランスがイニ シアティーヴをとって、ナチズムの悪夢を再現 させないためのフランス-ドイツ間の協力がはじ まったことで、ヨーロッパは新たなる再生の道 に踏み出した。1950年、フランスとドイツの両 国にまたがるアルザス・ロレーヌ地方の石炭鉄 鋼産業の開発を単一の管理機構下におくため、 フランスとドイツに、イタリア、ベネルックス 三国が加わって、51年にパリ条約が結ばれ、 EECSC(欧州石炭鉄鋼共同体)が発足した。つ いで57年には、ローマ条約によってEC(欧州経 済共同体)も発足し、同時にEURATOM(欧州 原子力共同体)の設立も決まり、ヨーロッパの 多国間協力関係は深くなってゆく。そしてドイ ツとフランスとの協調関係の好調さに支えられ て、67年7月、ECSC、EEC、EURATOMの三

福田 静夫 (解説・訳)

共同体は、その主要機関を統合して、EC(ヨー ロッパ共同体)に統合された。統合は、域内交 易を順調に伸ばす条件となり、さらにイギリス、 アイルランド、デンマーク、ついではギリシャ、 スペイン、ポルトガルなどを加えて、加盟国は 12カ国に増加した。地域的な拡大を見たECは、 イギリスの揺さぶり政策や独仏の指導権争いな どいくつもの曲折や停滞の局面をくぐるが、そ れでもヨーロッパの統合は経済的な統合の深化 を基調にしながら、しだいに政治面においても 統合の条件を強めていった。こうして92年2月、 マーストリヒト条約が調印され、11月にはそれ の発効をみたことで、ECを中核にして、新たに 政治同盟としての性格をもつEU(ヨーロッパ連 合)が発足したのであった。

振り返ってみると、「憲章」は、こうしたヨー ロッパ統合の進展と歩みをともにしていたと言 える。ヨーロッパではすでに50年に「欧州人権 規約」が条約化されており、ECの発足する57年 のローマ条約では、その第2部に「連合市民権」 にかかわる諸規定をおいた。そして 1992 年の 「マーストリヒト条約(EU条約)」は、EUの市 民の基本的な権利の擁護という課題を引き継ぐ。 その第6条第1項は、構成国に共通な「自由、 民主主義、人権及び基本的自由の尊重ならびに 法の支配」を謳い、第2項は「1950年11月4日 にローマで調印された「人権及び基本的自由の 保護」のためのヨーロッパ条約によって保証さ れたものとして、「各構成国に共通する憲法上の 伝統に由来する基本的権利を共同体の一般原則 として尊重する」と明示していた。そして1997 年、EU構成国は、EU条約を改正して新しくア ムステルダム条約を結んだが、その第7条には、 EU理事会は、上記の第6条第1項に対する構成 国の重大、かつ引き続く違反を摘発することが できるという規定を設け、各構成国を実質的に 拘束する人権諸規定の必要性を志向するように

なる。折しも、ヨーロッパ司法裁判所は、その 判決にさいして、EU市民の基本的諸権利を尊重 する義務を負うことを確認するようになった。 そこから、特別委員会で併行して審議されてい た「憲章」草案を、2000年12月に新たに結ばれ るニース条約のなかに組み込もうという主張を もつ国々も出てきた。

けれども「憲章」は、最終的には、ニース条 約に組み込まれずに、12月7日に別個に採択さ れた。またニース条約は、首脳会議の最終日の 14日、マーストリヒト条約の経済・司法などに 関係する条項に修正・補正を加えた上で合意に 達し、2001年2月調印、各構成国の批准をまっ て2003年からの発効をまつことになった。(2001 年6月に、アイルランドの国民投票でニース条 約の批准が否決されたが、再調整の方向で問題 をクリアする方向で動いている。)

### 「憲章」の論議経過

1999年6月3-4日、ドイツのケルンでヨーロッ パ会議が開催された機会に、各国首脳は、連合 の発展の現局面で、連合の市民たちのために基 本権憲章を策定して、その特別な重要性をEU市 民に確認してもらう必要がある、という考え方 で一致を見た。EU理事会は、その憲章プロジェ クトを立ち上げるために各国の代表からなる特 別委員会を作ること、特別委員会が2000年末に 予定されているヨーロッパ会議までに憲章プロ ジェクトを完成させることを目ざすべきことを 決定した。特別委員会では、「憲章」案作りとと もに、「憲章」を条約に組み込むことができるか どうか、またそれにはどうしたらいいかという ことの論議を始めた。

特別委員会は、総勢62名のメンバーに、EC共 同体裁判所の代表2名、およびヨーロッパ人権 裁判所の代表1名を含むEU理事会代表2名の オブザーバーが加わっている。特別委員会は、 経済社会委員会、地域委員会等のさまざまな機 関やグループからの意見聴取も折り込みながら、 とくに論議の公開制と透明性とに配慮しつつ、 精力的に集団的な憲章編纂を進めていった。そ の会合は、最初に1999年12月17日にブリュッセ

# 労働総研クオータリー№43(2001年夏季号)

ルで開かれたものを皮切りにして、2月に2回、 3月に3回、4月に2回、5月に1回、6月に 3回、7月に2回、9月に2回、そして最後の 10月2日にいたるまで、殆ど月に2回、隔週に 1回のペースで開かれ、計17回に及ぶ集中的な 論議を重ねた。その「憲章」成案は、11月14日、 ヨーロッパ議会にかけられ、賛成410票、反対93 票、棄権27票の圧倒的多数で可決され、ついで、 先にも触れたように、2000年12月7日、ニース のヨーロッパ会議の初日に最終的な承認を得る に至ったのであった。

もっとも「憲章」は、そこに至る間に、ニー ス条約そのものに組み込むべきだと言う主張が ドイツ、イタリアなどから出された。また特別 委員会自身も、10月11日に、その成案に前文を 付けて、「憲章」は最終的にはニース条約に合体 されるべきであるという立場を明らかにしてい たが、結局はイギリスの反対でニース条約には 組み入れられず、別個の宣言的な性格の文書に とどまることになった。そのため、「憲章」に は、「規約」や「条約」のような拘束力はない。 また「憲章」をめぐっては、首脳会議の直前に も肝心のドイツとフランスとで意見が分かれた ため、一時は成否が5分5分と伝えられる事情 もあった。「憲章」はけっこうな難産の末に生み だされたのであった。

# 荒れたニース

「憲章」の難産ぶりを象徴的に示したものとして、ニースでの首脳会議の阻止を叫んだデモ隊 が警官隊と衝突して怪我人を出した事件に触れ ないわけにはいかない。

ニースには、ヨーロッパ労連の呼びかけに応 えて、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン などの各加盟国の40以上の労働組合からの大量 のデモ参加者が押し掛けた。「サミット阻止」、 「ヨーロッパは交易商品ではない」と叫ぶ「ユー ロ・デモ」の参加者は、5万人とも10万人とも 云われる大規模な数にふくれあがった。デモの 隊列のうちの過激化した一部は、首脳会議場近 くの銀行に放火し、それを消そうとする消防隊 にまで攻撃を向けたため、会場の警備に当たる

# EU 基本憲章の制定過程とその特徴

警官隊は催涙ガスを発射してそれに対応し、デ モは大荒れとなった。この衝突で20人以上の負 傷者と多数の逮捕者が出た。その他にも、数千 人の若者を乗せたニース行きのイタリアからの 列車が途中で運行差し止めになっていた。

シラク大統領は、平和的なデモ行進を展開し た大多数とは区別しながら、「民主主義の諸原則 に反する」ものとして、少数のデモ隊の暴力を 非難した。

いったいどうしてこのような荒れたデモのも とでの「憲章」の成立という事態になってしまっ たのだろうか?

このデモの背景には、「憲章」に労働者の基本 的権利をしっかりと組み込み、拘束力のあるも のにすることを求めるヨーロッパの労働組合運 動と市民運動との早くからの取り組みがあった。 とくに2000年8月に、ヨーロッパ24カ国の労働 組合、市民団体がブリュッセルで会議をもった。 会議は、当時発表されていた「憲章」草案には、 多くの基本的原理が盛られているものの、雇用 保障、男女平等、労働組合活動の権利など、い くつかの重要な権利が抜けているとし、その権 利を具体的に明文化するように求めた。労働基 本権に関しては、とくに国境を越えて企業活動 が広がっている現状に対応して、全ヨーロッパ のレベルでの団結権、団体交渉権、スト権を認 め、全ヨーロッパのレヴェルでの労働団体と労 働協約を結ぶ権利を明記することを要求した。 また生存権の一環として、「最低限の所得保障」、 「住居の確保」、「解雇からの保護」などを明文化 することも課題とされた。

こうした諸要求を背景にしてヨーロッパ労連 は、大規模なデモに立ち上がった。そして大規 模な「ユーロ・デモ」を目標通りに成功させる ことで、全ヨーロッパを舞台にして、政治的に 独立した重要な社会的主役に成長する展望を もったことになったのであった(この項は、後 掲の宮前忠夫氏の解説による)。

その意味では、荒れたニースでの「憲章」の 船出は、労働運動・市民運動の立場から見ると、 さらに大きなその発展の可能性を約束するもの でもあったのである。

# 「EU基本権憲章」への法的な疑問

では、ヨーロッパの法的なレヴェルではこの 「憲章」をどのように受け止めているのだろう か?

その点をめぐっては、『ル・モンド・ディプロ マティーク』編集部の見解がインターネットで 紹介されている(A・セシル・ロベール/三浦礼 恒訳「EU基本権憲章への疑問」、『ル・モンド・ ディプロマティーク』2000/12)。

このロベール論文によれば、「憲章」には3種 類の条項が含まれている。第一に、個人の諸権 利と基本的自由に関する条項。これは「ヨーロッ パ人権規約」に依拠している。第二に、市民的・ 政治的権利に関する条項。ここにはヨーロッパ の各国の憲法に盛られている内容が若干の修正 を受けつつ繰り返されている。第三に、経済的・ 社会的権利に関する条項。とくにこの最後のも のが最大の論争の焦点になっている、というの である。

このことは、もちろん、最初の2種類の条項 については問題がない、ということではなく、 その逆である。基本的人権や、市民的・政治的 権利にかんしては、すでにヨーロッパ裁判所の 判例やEC・EU関係の諸条約で謳われてきた内 容と比べてとくに新味はない、とロベールの評 価は手きびしい。むしろその限りでは新しく「憲 章」を作るよりも、たとえばEUがヨーロッパ人 権規約に加入するという手続きをとった方が話 が簡単ではないか、と言う意見があることを紹 介している。新たに「憲章」を作ることで、従 来の人権保護規定をさらに複雑なものにするだ けではないか、というのである。

またそれに関連して、女性団体からは、「憲 章」には「生存権」や「婚姻権」が規定されて いても、「避妊権」、「中絶権」への言及がないと いう指摘があったし、人権擁護団体からは、EU の非構成国出身の外国人の権利についての配慮 がないという意見が出されている。また「政教 分離」について一言も書かれていないという批 判もある。

とくに問題の第3の社会的権利については、

ヨーロッパの社会憲章、ILOの諸条約と比べて 後退しているのは明白だ、というのが編集部の 見解である。たとえば、社会保障に関する権利 では、社会保険給付や福祉サーヴィスを受ける 権利、労働権は、労働する権利と無料の就職斡 旋サーヴィスを受ける権利、住居権は住居費の 支払いを受ける権利にすぎなくなっている。と くに労働者の権利についてはいっそう曖昧で、 団結権、団体交渉権、経営諮問、福利厚生といっ たことには何一つ保障がなかった。そのために ヨーロッパ労連は数週間粘った挙げ句、土壇場 で「スト権」を盛り込ませることに成功したが、 その一方で「財と資本の流通の自由」は序文の なかに言及されている。

こうした個別的な権利規定の不十分さの問題 と並んで、さらに「憲章」には、法的効力に関 わる問題点がある、とロベール論文はいう。

「憲章」では、「補完性」の原則に立つとか、 社会的権利については国内法の規定に準拠する と云った書き方になっている条項が多い。また たしかに後退禁止条項が設けられていて、「憲 章」を引き合いに出して国内法上の権利を「制<br /> 限」したり「侵害」したりすることを禁じては いる。こうした条項は、最も進歩的な法規を守 るという発想に立っているけれども、それでは たして懸念されているような「社会政策ダンピ ング」、つまり社会保障・社会福祉の権利規定の 切り下げ競争に歯止めをかける役に立つだろう か? とてもそうはなりそうにもない、という のがロベールの見解である。というのも、国家 間や企業間の競争がはげしくたたかわされる ヨーロッパの統合市場の場では、「憲章」が定め る「社会的権利」の「最小限規定」は、「最低限 の社会政策」があればよいという意味に受け止 められてしまう危険性があるからである。事実、 1985年の単一欧州議定書で「社会的権利の最低 限」という考え方が出現して以降、85年のロー マ条約に書かれた「社会的進歩」という考え方 は、「最低限の社会政策」、関連法規の「下向き の調和」という考え方への転換を許容してきた。 「憲章」の「最小限規定」は、この傾向を追認す る役割を示す、というのである。この論点には、

#### 労働総研クォータリー№43(2001年夏季号)

わが国におけるいわゆる「ナショナル・ミニマ ム」という発想が果たしてきた歴史的な問題点 を想起させるものがあるのではないだろうか?

この見地からすると、かりに社会的権利の侵 害を防ぐ手段として「憲章」を認めるにしても、 逆巻く「競争原理」に対してそれが提供できる 保護手段は、きわめて貧弱なものに止まらざる を得ない、と考えられる。しかも、1789年の「人 権宣言」以来の伝統をもつフランスでは、その 「人権宣言」ではなく、「ヨーロッパ人権規約」 に根拠をおく法令が増えている傾向から見て、 やがて「憲章」によって基本的自由と人権の内 容が規定されるといった事態が予想される。と するなら、「憲章」に規定されているもろもろの 「基本権」の曖昧さが、けっして無害であるとは 云えないだろう。そしてヨーロッパ裁判所がE U構成各国の裁判所を上回る特別な権限をもっ ている以上、それが「憲章」の条文の意味を確 定してゆき、各国の国内法を制約していくだろ うという結果を充分に見通すことができる、と いうのがロベール論文の締めくくりである。

要するに、国際法が国内法を規定していくこ とを承認するEUの法的な文脈では、「憲章」の 権利規定における国際的な水準の低さが、進ん だ国内法の権利規定を制約するという矛盾が生 み出されることになる、というわけである。ニー スの大きなデモとその荒れの根底には、このよ うな切迫した法的な危機感があったことは、推 察するに難くないのではなかろうか?

ロベール論文は、EUが必要としているのは、 「憲章」ではなくて、「補完性の原則」、「均衡の 原則」(条約が定める目的から見た実施手段の妥 当性)、構成国のEUに対する誠実な協力の原則 だということで、その主張を結んでいる。

#### 「憲章」における人権規定の特徴

上に見たような「憲章」をめぐるヨーロッパ のレヴェルでの一連の論点は、わが国の人権の 現状からすると、そこで解決が要求されている 質の高さからして、いささかうらやましい夢物 語といった感じがしないでもない。実際、論じ られているような疑問点はもっともだとしても、

# EU 基本憲章の制定過程とその特徴

わが国の現状から見ると、それ以前に改めて「憲 章」から学ぶべき点がけっこう数多くあるよう に思われるからである。そのような見地から見 てみると、まず「憲章」における人権規定の第 一の特徴として、先に挙げた特別委員会の2000 年10月11日付の文書のなかに、つぎのような指 摘がされていることを挙げることができるだろ う。

「『憲章』の最終的な扱いがどのようなものに なるかに関わりなく、特別委員会は、本成案が 正真正銘の価値を付け加えることになったと確 信している。すなわち、国内的ならびに国際的 な文書にまたがってこれまで分散していた諸権 利のみならず、あらゆる人としての権利をも単 一の文書に集約したこと、またヨーロッパの文 献と国際的な文献とのいずれにおいても、一方 の市民的・政治的権利と他方の経済的・社会的 権利との間にもうけてきた区別を突き崩したこ とである。

成案に整えられた諸権利は、国籍や住所の如 何を問わず、一般的にはすべての人々に承認さ れている。また成案は、情報技術と遺伝工学と の現在および未来における発展から引き起こさ れる諸々の挑戦を受けて立つべくデザインされ ている。最後に成案は、EU連合の行政諸文書に アクセスする権利、およびヨーロッパ司法裁判 所の決定の趣旨を生かす確固とした行政に対す る権利を組み入れている。」

ここにいわれているように「憲章」の特徴は、 なによりもまず、権利の総合性、普遍性、挑戦 性、公開性といった点にある。

ついで第二の特徴としては、「憲章」がまさに EUレベルでの合意であることを挙げなければな らないだろう。「憲章」の前文は、ここに定める 人権諸規定が、各構成国の連合共同体としての EUレベルで、国民枠の外で確保されるヨーロッ パ市民としての基本的な人権に属することを明 示したものとして読むことができる。その人権 規定の位置する歴史的な空間は、現在、EUの共 同体に属している以外の人々のみならず、未来 世代にまで責任を負おうとする人権への開かれ 方にも特徴があるとされている。 こうした多国籍的な統合体に共通な基本的人 権を設定する仕方で国民国家の枠を越える方法 が、上にも見た「社会政策ダンピング」問題の ように、国際的な人権のレヴェルと国民国家的 な人権レヴェルとのギャップにまつわる論争や 利害の軋轢を引き起こすのは避けがたい。しか し逆にそうした論争や軋轢を通じることを通し てしか、統合体全体の人権レヴェルを平均的に 底上げしていくことは不可能なのではないか?

「憲章」は、そのような底上げの可能性を提供 する人権基盤としての理念的な機能があると考 えたい。そして「憲章」がやがて条約に組み込 まれ、各構成国に拘束性をもつようになること で、いまひとつの新しい次元への展開が可能に なると思える。

第三には、「憲章」は、主たる権利を示すもの ととして「尊厳」、「自由」、「平等」、「連帯」、「市 民権」、「司法」をあげ、それぞれに章を割り当 てているが、こうした権利のメニューの組み方 に特徴がある。以下、この点をいくらか詳しく 見ていって見よう。

1)まず「尊厳」が第1章にすえられ、その第 1条に「人間の尊厳」の不可侵性を挙げている。 これを支える規定として第2条「生きる権利」 がおかれているが、その第2項は「死刑」の禁 止が規定されている。ヨーロッパ諸国は、死刑 廃止条約の締約国であったり死刑廃止国である ために「憲章」のなかにこの規定を位置づける ことが可能だが、死刑を容認している日本やア メリカではこのようなかたちで「生きる権利」 の問題に踏み込むことは不可能である。その文 脈で言えば、ヨーロッパ的な「人間の尊厳」の 不可侵性も、人体の臓器・組織・細胞の商品化 を拒否する合意をもっている(とくにフランス の場合)ことに留意しておくことも必要であろ う(たとえば第3条2項を参照)。第3条の「人 格の統合性」以下、第一章に属する各条の規定 はもちろん、以下の各章もまた生命の尊厳の承 認と国家による殺人の否認をともなって、はじ めて現実的な有効性を帯びるのだから、「憲章」 が明確に「死刑」の廃止を謳っていることは、 基本的人権の国際的なレヴェルを一段と引き上 げたものと言えるだろう。

しかし同時にそのことは、「憲章」はどうして 最大の国家的殺人行動である「戦争」の否定に 踏み込まないのか、という疑問を不可避的に生 ずることになる。「憲章」が「戦争」について… 「核戦争」についてさえも…一言も触れていない は、じつに奇怪なことである。NATOによるコ ソボ爆撃に踏み切ったEU構成諸国の大きな限界 と、フランス、イギリスなどの EU の主要国が 「核兵器」所有国であり続けようとしている暗黙 の意志表示とを、ここにはっきりと見ることが できる。その限り、この第一章の「尊厳」の人 権論理には、致命的な欠陥と不徹底があると言 わなければならないだろう。1999年5月14日、 「平和と正義のためのハーグ行動計画」は、「正 しい世界秩序のための基本十原則」の第一の原 則として、「各国議会は、日本国憲法第九条のよ うに、政府が戦争をすることを禁止するべきで ある」と明記していたことを想起すべきである。 2)また第二章「自由」のなかでは、第7条の 「コミュニケーション」、第8条の「個人的な情 報の保護」、第11条の「情報の自由」と「メディ アの自由」、第17条のなかの「知的所有権」など が挙げられているのは、いずれもIT化が進む現 状を押さえた新しい人権規定である。

その他に、第7条の「家族生活」や第9条の 「家族をつくる権利」にも、新らしい含意がある ことに留意しておく必要がある。第9条の「結 婚する権利」が「家族をつくり権利」とならん でいるが、ここでの「結婚」については、単純 にわが国の憲法に云われているような「両性の 合意」に基づくものとは言い切っていないし、 改めて「家族をつくる権利」を起こすことで、 多様化する家族や離婚の増加、そのなかでの子 どもの養育や子どもの親に会う権利など、「家 族」をめぐる様々なヨーロッパ的な事情を読み 込んでいるように思える。

第10条「思想、良心、信仰の自由」では、そ の規定が詳細になっていることとともに、「良心 的拒否の権利」が書き込まれていることも、重 要だろう。これは確かに「兵役」に対するもの と理解できるだろうが、他方ではまた必ずしも

### 労働総研クオータリー№43(2001年夏季号)

「兵役」に対しての権利だけには限定されず、さ まざまな公的・合法的な強制・義務に対しても 開かれた表現になっている。そこに、「良心的拒 否」という問題の重みがある。

さらに第14条の「教育の権利」のなかで、子 どもの教育に対する親の権利が明記されている ことも、わが国の現状からすると目新しい規定 に入るだろう。

労働権の関係では、第15条では、労働する自 由があっても、たしかに第16条の「企業の自由」 に対抗して、リストラや解雇に対抗し、反対す る権利規定は弱いように思える。ヨーロッパ労 連のそれをめぐる態度については、上に見てお いたとおりである。

なおこの第15条第3項には、構成国内で働く 非構成国労働者に対しては、EU市民と対等な労 働条件を保障される「権利資格 entitle」がある と書かれていて、「権利がある have the right」 となっていない。言葉の微妙なニュアンスの差 だけとは言えない曖昧さを感じさせる。これが 現実にもつ意味が明らかになるのには、そんな に時間を必要としないだろう。その時もう一度 処遇の上での事実を踏まえて論議することにな るだろう。

3) 第三章の「平等」に入ると、第21条の第12 項のうちの「性的志向」は、同性愛などに配慮 し表現である。ここではまた、いわゆる「格差 原理」によって、「自由」を自由主義的に肥大化 させる傾向を抑制し、「平等」原理と「自由」原 理との統合を図ろうとするいくつかの努力が目 につく。「格差原理」というのは、「平等」に対 する「自由」の肥大化を抑制するために、一定 の「不平等」を導入することで、「平等」と「自 由」とのよりよい統合を確保しようという原理 であって、ジョン・ロールズが『正義論』のな かで提起した用語である。アマルティア・セン はそれを財にかかわるだけではなく、さらに人 間の移動、衣食住、社会生活全般にひろげ、人 間の生き方すべてにかかわる範囲に拡張する必 要を主張した。「憲章」では、たとえば第23条 「男女間の平等」の第2項では、「代表されるこ との少ない性に有利になるような特別優遇措置」

# EU 基本憲章の制定過程とその特徴

は、「平等の原則」に反しないとされている。第 24条「子どもの権利」における子どもの「最善・ 最優先」原則が挙げられているのも、子どもの 権利と大人の権利とのより自由で平等な関係を 確保しようとする同じ趣旨に出るものだし、第 25条「高齢の人々の権利」、第26条「障害のある 人々の差別なき統合」が取り分けて強調されて いるのも同様である。こうした特段の優遇的な 配慮をすることで、それぞれの権利規定は、第 20条・21条に定めるような「法の前の平等」や 「差別禁止」の原理にいっそう適合すると考えら れているのである。

4)第四章「連帯」は、「連帯」を柱の一つとし て押し出す問題の立て方そのものに、現在のEU の労働運動・社会運動・市民運動の水準の高さ を見る気がする。ヨーロッパ労連が問題にした 団体交渉権は第28条に入っており、この規定に よって、ヨーロッパの横断的な労働運動・社会 運動をいっそう推進するための権利論的な前提 が作りだされた意味は限りなく大きい。

第33条「家族生活と職業生活」も、職業のた めに家族としての生活が破壊されているのが当 たり前になっているわが国においては、大いに 重視すべき条項ではなかろうか? 第2項の「妊 娠」と訳した原語は「maternity」で、他に「母 性」、「出産」といった訳語が当てられる場合も ある。第2項は、それが「母となる性質」とい う原意をもっていることまで含めて考えるなら、 妊娠、出産のみならず、女性の生理をもふくめ た権利擁護規定と考えれるのではないか? ま たそこでの権利は、「家族生活」にかかわるもの とされているのであるから、権利保護の対象は 当該の女性のみならず、夫・同居者・家族の全 員に及び、社会的権利の見地から家族生活にお ける性別役割分担論の見直しを迫ることを可能 にする。わが国の共同参画社会法も、このよう なラヂカルな見地からいまいちど見なおしてみ る必要があるのではないか?

5)第五章「市民権」は、主としてヨーロッパ 議会との関わりで選挙資格、オンブズマン、請 願など、主として一般的な政治的権利が挙げら れている。このかぎりは確かに自明な諸権利の 一般的な羅列に終わっていて、ヨーロッパ市民 権という気負った言い方からすると、意外に拍 子抜けする感じを否めない。このような政治的 な意味でのものの他に、市民権の内容としては、 ヨーロッパ各国のすぐれた社会施策、卓越した 文化の多様性と豊かさにかかわって、社会権や 文化権をEUレベルの権利として定着する必要な ども考えられるのではなかろうか? そのため には、まだEU内の現実的な統合の進展と成熟を 必要としているというのが、EUの発展の現段階 であるということかもしれないけれども。

形式的な羅列主義といった印象は、第六章「司 法」についても云えることではないか? 第 47-50条の諸規定は、たしかに考慮すべき条項が 挙げられているものの、現状ではいささか実務 的な規定にとどまっていすぎるように思われる。

最後の第七章は、「憲章」の適用範囲を一般的 に限定したものと思われるので、とくに言及す るほどのこともない。

# 結びに代えて

拙訳を作成するに当たっては、EUからの英文 テキストを基礎にし、他にイタリア文テキスト を参照にした。また宮前忠夫氏の解説・訳(「21 世紀EUを展望する基本権憲章進んだ民主的諸権 利の保障」・「全訳 欧州連合基本権憲章」、『総 合社会福祉研究』第18号、2001・3)からいろ いろ学ばせていただくことができた。記して感 謝しておきたい。

凡例

- 拙訳のなかにはいくつかのカタカナ書きの言葉が用い てあるが、それについて若干の留意点を記して参考に 供しておきたい。
- \*「Union」の原語は、「ヨーロッパ連合 European Union」 の略語なので、一律に「EU」とローマ字表記にして訳 してある。
- \*「欧州」よりも「ヨーロッパ」とカタカナ書きにした が、この方が日常的だと思ったからで他意はない。た とえば「欧州人権規約」は、既訳があっても、「ヨー ロッパ人権規約」と読み替えてある。
- \*「identity」は、カタカナ語の「アイデンティティ」でいまでは了解可能になっていると考えた。
   \*「level」も「レヴェル」としてあるが、この言葉も物
- \*「level」も「レヴェル」としてあるが、この言葉も物 事を取り扱う次元のこととしてそのまま日常語化して いると考えた。
- \*「access」と言う原語も「アクセス」とカタカナ書き

36

にしたが、このようなカタカナ書きで、情報の取得と 参加という意味を重ねて理解させる用法がかなり日常 化していると考えたからである。

\* 「maternity」は、上の解説のなかで触れたように広が ったいろいろの含みがあり、「マターニティ」として も、「マタニティ・ドレス」で通じているという面もあ るが、あえてここは「妊娠」に限った訳語を採った。

# 労働総研クォータリー№43(2001年夏季号)

これには異論があるかも知れない。

その他、原語に膨らみがあるいくつかの用語には、 訳語の後に原語を添えて参考にしていただく措置を とった。また文中【】でくくってある言葉は、原文 の文意を補うために訳者がつけ加えた部分である。用 語に訳注をつけた言葉は、\*印で示し、文末に説明を おいた。

~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
次号No.44(2001年秋季号)	の主な内容(予定)
・巻頭論文=政治経済情勢の現局	局面の特徴と国民生活 
小泉流「構造改革」	<b>国民の権利・社会保障の充実めざして</b> と日本経済・国民生活 と日本経済の再生の展望 と社会保障の充実
(国際・国内動向) 憲法問題の現局面と憲法 アメリカサービス産業の雇 イギリス最低賃金の社会係 性別賃金格差の国際動向	雇用と賃金
(書 評) 清山卓郎『現代日本経済諸 飯田哲也他編『新・人間性	
(新刊紹介) 猿橋眞『日本労働運動史』	
	はそれぞれ仮題・内容は変更することがあります) 行予定日 2001年9月15日予定
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~

EU 基本憲章の制定過程とその特徴

#### EU基本権憲章

#### 厳粛な声明

欧州議会、欧州理事会、欧州委員会は、以下に掲げる 文書をEU基本権憲章として厳粛に公布することを声明す る。

2000年12月7日、ニースにて

欧州議会代表 署名(ニコル・フォンテーヌ) 欧州理事会代表 署名(ユベール・ヴェドリーヌ) 欧州委員員会署名(ロマーノ・プローディ)

前文

ヨーロッパの諸国民は、かつてない密接な相互の連合 を創りだしながら、共通の価値に立脚した平和な未来を 共有することを決意している。

ヨーロッパ連合[以下EUと略称]は、その精神的・道 徳的な遺産を自覚し、人間的尊厳の不可分に結びついた もろもろの普遍的価値、自由、平等、連帯の上に創設さ れている。それは、民主主義の原則と法の支配とに立脚 し、EU市民権を確立し、自由、安全、正義の領域を創造 することによって、その活動の中核に個人を位置づける。

EUは、かかる共通の価値の維持と発展とに寄与する一 方、ヨーロッパ諸国民のもろもろの文化や伝統の違い、 ならびにEU構成国の国民的アイデンティティ、構成国の 国民的・地域的・地方的レヴェルでの公共諸機関を尊重 する。均衡のとれた持続的な発展の促進に努め、人、財 貨、役務(services)、資本の自由な移動、創業(establishment)の自由を保障する。

この目的を達するためには、社会に生じている変化、 社会的な進歩、科学・技術の発展に照らして、基本的諸 権利を強化し、憲章の形において基本的諸権利をさらに 明示的なものとする必要がある。

本憲章は、ヨーロッパ共同体[以下ECと略称]および EUにかかわる権限(powers)と課題、補完性(subsidiarity)\* の原則、EU加盟諸国の制度的伝統や共通の国際的義務に とくに由来する諸権利に適切に配慮すると同時に、EU 条約、EC諸条約、人権および基本的自由の擁護に関する ヨーロッパ規約、EC 諸組織およびヨーロッパ理事会に よって採択された社会憲章、EC 司法裁判所およびヨー ロッパ人権裁判所の判例法を改めて承認する。

こうした諸権利の享受は、われわれ以外の人々、人間 共同体および将来世代に対する責任と義務とを伴ってい る。

かくしてEUは、以下に述べるようなもろもろの権利、 自由、原則を承認する。

第一章 尊厳

第1条 人間の尊厳

人間の尊厳は侵すことを許さない。それは尊重され、 擁護されなければならない。

第2条 生きる権利

1 人はすべて生きる権利をもつ。

2 何人たりとも死刑を宣告されること、ないしは執行されることがあってはならない。

第3条 人格の統合 (integrity of the person) の権利

人はすべてみずからの身体と精神の統合を尊重する権利をもつ。

2 医学および生物学の分野においては、以下の諸点に特に配慮しなければならない。

一 法律に定められた手続きにしたがい、自由かつ充分 に情報を受けた上での当人の合意。

 優生学的な施療 (practice)、とくに人の選別を目的 にした施療の禁止。

一 人体とその部分とをもってして営利の源泉とすることに関する禁止。

クローンによって人間を生殖することの禁止。

第4条 拷問、非人間的な、もしくは人間の品位を損な う (degrading) 処遇ないしは刑罰の禁止

何人たりとも、拷問、非人間的な、もしくは人間の品 位を損なう処遇ないしは刑罰に処せられてはならない。

第5条 奴隷労働および強制労働の禁止

1 何人たりとも奴隷労働ないしは苦役の下におかれ てはならない。

2 何人たりとも強制労働 (forced labour) もしくは意志に反した労働 (compulsory labour) を遂行するべく要求されることがあってはならない。

3 人間 (human beings) を売買することは禁止する。

第二章 自由

第6条 自由と安全に対する権利

人はすべて、人たるべき自由と安全(liberty and security of person) に対する権利をもつ。

第7条 プライヴァシィのある生活と家族生活の尊重 人はすべて、プライヴァシィのある生活と家族生活、 家庭とコミュニケーションを尊重する権利をもつ。

第8条 個人的な情報 (data) の保護

1 人はすべて、自分に関する個人的な情報の保護に 対する権利をもつ。

2 個人的な情報は、一定の目的のために、かつ当人の同意に基づいて、もしくは法律に定められたなんらかの他の合法的な裏付けに基づいて、公平に取り扱われなければならない。人はすべて、自分に関して収集されている情報にアクセスする権利があり、かつその情報を訂正する権利をもつ。

3 こうした規則が遵守されるように、自立的な公的 機関 (authority) が管理しなければならない。

第9条 結婚する権利と家族をつくる権利

結婚する権利と家族をつくる権利は、これらの権利の 実行を可能ならしめる (governing) よう、各国の法に

## よって保証されなければならない。

第10条 思想、良心、宗教の自由

1 人はすべて、思想、良心、宗教の自由に対する権 利をもつ。この権利には、単独であろうと他人とともに であろうと、また公的にであろうと私的にであろうと、 宗教もしくは信条を変更する自由、礼拝、教義、修行、 戒律において宗教もしくは信条を明示する自由がふくま れる。

2 良心的拒否の権利は承認される。各国内法は、その権利の実行を可能にするものでなければならない。

第11条 表現と情報 (information) の自由

1 人はすべて、表現の自由に対する権利をもつ。この権利には、公共機関による介入を受けることなく、また国境の如何にかかわらず、意見をもつ自由、情報や思想を受けとり、伝達する自由がふくめられなければならない。

2 メディアの自由と多元主義が尊重されなければな らない。

#### 第12条 集会および結社の自由

1 人はすべて、平和に集会を開く自由、またとくに 政治、労働組合、市民生活のあらゆるレヴェルにおいて、 結社をつくる自由に対する権利がある。この権利は、す べての人がみずからの利益を守るために交渉団体(trade unions)を結成し、それに加入をする権利を含んでいる。

2 いずれの政党も、EUのレヴェルにおいては、EU 市民の政治的意志の表現に貢献する。

#### 第13条 芸術と科学の自由

芸術と科学研究とは、拘束から自由でなければならない。学問的な自由は尊重されなければならない。

#### 第14条 教育に対する権利

 人はすべて、教育を受ける権利、適性訓練(vocational training)や持続的な職務研修(continuing training)につ いて知らされ、参加する (access)権利をもつ。

2 教育に対する権利には、無償の義務教育を受ける 可能性をふくむ。

3 民主主義的な諸原則を正当に尊重しつつ教育施設 を創設する自由、および親がみずからの宗教的、哲学的、 教育的信念に一致した形で、みずからの子どもたちを啓 発(educate)し、教授する(teach)ことを保障する権利 は尊重されなければならない。そしてそれに対応して各 国内法はこのような自由と権利との実行を可能にするも のとならなければならない。。

第15条 職業選択の自由と就業の権利

1 人はすべて仕事に従事し、自由に選択しに、ない しは受け入れた職業を追求する権利をもつ。

2 EU市民はすべて、いずれの構成国においても、雇 用を求めて働く自由、創業する権利を行使して役務を提 供する自由をもつ。

## 労働総研クォータリー№43(2001年夏季号)

3 構成国の領土内で働く権限を得ている非構成国人 \*\*は、EU市民と対等な労働条件を保障される権利資格 がある。

第16条 企業の自由

企業には、EC法、各国の法および慣例手続きに従って、 自由が認められる。

#### 第17条 所有の権利

1 人はすべて、合法的に取得されたみずからの資産 所有を享受し、使用し、処分し、遺贈する権利をもつ。 何人といえども、以下の条件に基づく場合を除いては、 みずからの資産所有を剥奪されるようなことがあっては ならない。その条件とは、公共の利益にかかわる場合、 また法律の定めによる場合、もしくは法律の定める条件 下における場合であって、そうした場合には損害に対す る充分な補償が適時になされなければならない。所有す る資産の使用は、一般利益にとって必要とされるかぎり で、法律によって規制されることがある。

2 知的所有は保護される。

#### 第18条 亡命の権利 (right to asylum)

亡命の権利は、1951年7月28日のジュネーヴ会議の諸 規則、および難民の地位に関する1967年1月31日の会議 録に適正に留意し、EC創立条約 にしたがって、保障さ れなければならない。

#### 第19条 退去、追放、本国送還を案件とする保護

1 集団的追放は禁止する。

2 何人といえども、死刑、拷問、あるいはその他の 非人間的で、人間の品位を傷つける処遇ないしは刑罰に 委ねられるであろう深刻な危険がある国へ退去、追放、 もしくは送還されるようなことがあってはならない。

第三章 平等

第20条 法の前での平等

人はすべて、法の前で平等である。

#### 第21条 差別の禁止

1 性、人種、肌の色、民族的ないしは社会的な出自、 遺伝的特徴、言語、宗教ないしは信念、政治的ないしは その他のことに関わる何らかの意見、民族的少数派に属 していること、財産、生まれ、障害、年齢、性的志向と いったような如何なる根拠に基づくものであっても、いっ さいの差別は禁止されなければならない。

2 EC創立条約およびEU条約の適用範囲内では、またそれらの条約の特段の規定を侵害しないために、国籍 に基づく如何なる差別も禁止されなければならない。

第22条 文化的、宗教的、言語的な差異

EUは、文化的、宗教的、言語的な差異を尊重しなけれ ばならない。

第23条 男女の平等

## EU 基本憲章の制定過程とその特徴

男女の平等は、雇用、労働、賃金をふくむあらゆる分 野において保証されなければならない。

平等の原則は、代表されることの少ない性の有利にな るような特別優遇措置を、維持もしくは採用することを 妨げないものとする。

#### 第24条 子どもの権利

1 子どもたちには、彼らの福祉のために必要な保護 と世話を受ける権利がある。子どもたちは自由に見解を 表現することができる。子どもたちに関わりのある問題 に関しては、かれらの年齢、成熟度に応じて、かれらの 見解を考慮に入れなければならない。

2 子どもに関するすべての活動においては、たとえ それが公的な機関によるものであっても、私的な施設に よるものであっても、子どもの最善の利益をはかること を最優先に配慮しなければならない。

3 子どもにはすべて、子ども自身の利益に反しない かぎり、自分の両親との個人的な関係と直接的な接触を、 規則的に維持する権利がある。

#### 第25条 高齢の人々の権利

EUは、高齢の人々が尊厳ある独り立ちした生活を送 り、社会的・文化的な生活に参加できる権利を承認し、 かつそれを尊重する。

第26条 障害のある人々の差別なき統合(integration) EUは、障害のある人々がみずから独り立ちし、社会的 にも職業的にも差別されることなく全体の一員とされて、 地域の共同生活(community)への参加を保障することを 目ざす諸々の措置から福利を得る権利を認め、かつそれ を尊重する。

#### 第四章 連帯

第27条 企業内における情報と協議に対する労働者の権 利

労働者もしくはその代表者は、EC法、各国内法、慣例 手続きによって定めのある場合には、またその条件の下 で、適宜に、然るべきレヴェルにおいて、情報と協議を 保証されなければならない。

第28条 集団による交渉と活動についての権利

労働者と雇用者、あるいはそれぞれの団体は、EU法、 各国内法、慣例手続きにしたがって、然るべきレヴェル で交渉し、団体協約を結ぶ権利をもっている。そして利 益紛争が生じた場合には、みずからの利益を防衛するた めに、ストライキをふくめた集団的な活動を行う権利を もつ。

第29条 職業紹介サーヴィスを受ける権利 人はすべて、無料で職業紹介を受ける権利をもつ。

第30条 不当解雇が発生したときの保護

すべての労働者は、EC法、各国内法、慣例手続きにし たがって、不当解雇に対して保護される権利をもつ。 第31条 公平で正当な労働条件

1 すべての労働者は、自分の健康、安全、尊厳を尊 重する労働条件に対する権利をもつ。

2 すべての労働者は、最長労働時間の制限、日や週ごとの休息期間、年間有給休暇期間に対する権利をもつ。

#### 第32条 児童労働の禁止と若年就労者の保護

児童の雇用は禁止する。雇用が許される最低限年齢は、 最低限学卒〔義務教育〕年齢より低くすることは許され ない。また若年の就労により好ましいとされ、またその 規則が限定的に緩和されている規則を侵害してはならな い。

就労を認められる若年者には、年齢に適した労働条件 が与えられなければならないし、経済的搾取から、かつ 安全、健康、肉体的・精神的・道徳的あるいは社会的な 発展を損ない、教育に有害となる恐れのある労働から、 保護されなければならない。

#### 第33条 家族生活と職業生活

家族は、法制的、経済的、社会的な保護を十分に
 受け (enjoy) なければならない。

2 家族生活と職業生活とを宥和した関係にするため に、人にはすべて妊娠を理由とした解雇から保護される 権利、有給妊娠休暇に対する権利、子どもの出生に伴う 有給出産休暇ないしは養子縁組みに伴う育児休暇に対す る権利がなければならない。

#### 第34条 社会保障と社会援助

1 EUは、[EU市民が]妊娠、疾病、労災事故、薬物 依存、高齢となった場合、また失業した場合には、EU 法、各国内法に定められた規則や慣例手続きにしたがい、 保護を提供する社会保障給付や社会サーヴィスに対する 権利資格を認め、尊重する。

2 EU内において合法的に居住し、移動しているすべての人は、EU法、各国内法に定められた規則や慣例手続きにしたがい、社会保障給付と社会的便益に対する権利 資格をもつ。

3 社会的排斥や貧困とたたかうために、EUは、EC 法、各国内法に定められた規則や慣例手続きにしたがい、 充分な資力を欠くすべての人々が品位ある生存を確保す るために、社会援助と住宅支援を受ける権利を認め、尊 重する。

#### 第35条 医療保障

人はすべて、各国内法と慣例手続きとにしたがって整 えられた諸条件のもとで、予防医療保障を受ける権利、 治療処置を給付される権利をもつ。EUの政策と活動のす べてを定義し、遂行していくに当たって、高レヴェルの 人間的な健康保護が保証されていなければならない。

第36条 一般的な経済的利益がもたらす役務へのアクセス

EUは、EC創立条約にしたがってEUの社会的・領域的

な融合を促進するために、各国内法と慣例手続きとの定 めによって、一般的な経済的利益がもたらすもろもろの 役務に対するアクセスを認め、尊重する。

#### 第37条 環境保護

高いレヴェルの環境保護と環境の質の改善とは、EUの 諸政策のうちに統合され、かつ持続的発展の原則と確実 に一致するようにしなければなければならない。

#### 第38条 消費者保護

EUの政策は、高いレヴェルの消費者保護を確保しなけ ればならない。

#### 第五章 市民権

第39条 ヨーロッパ議会選挙に投票し、立候補する権利 1 すべての EU 市民は、ヨーロッパ議会選挙におい て、みずからが居住する構成国の国籍保持者と同等の条 件の下で、その構成国において投票し、立候補する権利 をもつ。

2 ヨーロッパ議会の議員は、自由な無記名投票の形式で、直接総選挙によって選出されなければならない。

第40条 地方自治体選挙に投票し、立候補する権利

すべてのFU市民は、みずからが居住する構成国におけ る地方自治体の選挙において、その国の国籍保有者と同 等の条件の下に、投票し、立候補する権利をもつ。

#### 第41条 良き行政に対する権利

1 人はすべて、自分の用件が、EUの諸施設や諸団体によって、不偏不党、公平、時宜をえた仕方で、処理される権利をもつ。

2 この権利には、次のものがふくまれる。

 すべての人が、本人に不利な結果をもたらす恐れのある個別的な方策が執られる前に、自分の言い分を 聞いてもらえる権利。

一 すべての人が、信用、職業や事業の秘密といった合法的な利益を重んじつつ、本人の記録書類にアクセスできる権利。

一 行政が、みずからの決定理由を明らかにする義務。

3 人はすべて、ECの制度・施設によって、もしくは 職務を遂行中のその職員によって引き起こされた如何な る損害に対しても、構成国の法律に共通な一般原則にし たがって、ECに弁償させる権利をもつ。

4 人はすべて、諸条約の公認言語\*\*\*の一つを用いて、EUの制度・施設に手紙を書くことができるし、また同じ言語で回答を得ることができなければならない。

#### 第42条 文書にアクセスする権利

EUのすべての市民および構成国の一つに居住するか、 もしくは登録された事務所をもつすべての自然人ないし は法人は、ヨーロッパ議会、理事会、委員会の文書にア クセスする権利をもつ。

# 労働総研クォータリー№43(2001年夏季号)

#### 第43条 オンブズマン

EUのいずれかの市民、そして構成国の一つに居住する か、もしくは登録された事務所をもつすべての自然人な いしは法人は、ECの施設もしくは団体の行う活動におい て悪しき業政 (maladministration) が行われたときには、 その案件をEUのオンブズマンに対して付託する権利をも つ。ただし、施設もしくは団体のうち、司法の任務を遂 行中の司法裁判所および第一審裁判所はこの範囲ではな い。

#### 第44条 請願権

EUのいずれかの市民、そして構成国の一つに居住する か、もしくは登録された事務所をもつすべての自然人な いしは法人は、ヨーロッパ議会に対する請願の権利をも つ。

#### 第45条 移動および居住の自由

1 EUのすべての市民には、構成国の領土の内部で自 由に移動し、居住する権利がある。

2 移動と居住の自由は、EC創立条約にしたがって構成国のうちに合法的に居住する非構成国の人にも認められる。

#### 第46条 外交および領事による保護

EUのすべての市民は、自分が国籍をもつ構成国によっ て代表されることのない非構成国の領土内においては、 構成国の国籍を有する者と同一の条件に基づいて、いず れの構成国の外交もしくは領事の権限によっても、保護 を受ける権利資格を有する。

#### 第六章 司法

第47条 効果的な救済と公平な審理

EU法によって保証される権利と自由を侵害されている 人はすべて、本条に定める諸条件に応じて、法廷に立っ て効果的な救済を求める権利がある。

人はすべて、然るべき期間内に、法律によってあらか じめ設けられている独立かつ不偏不党な法廷によって、 公平かつ公開的な審問を受ける権利資格をもつ。人はす べて、〔弁護士によって〕助言を受け、弁明を受け、代弁 してもらう可能性を与えられなければならない。

法的扶助は、それが司法への効果的なアクセスを保証 するために欠くことのできないものであるかぎり、十分 な資力に欠ける人々にとって利用可能なものとされなけ ればならない。

第48条 無罪の推定と弁明の権利〔弁護を受ける権利〕

1 告発されている人はすべて、法律にしたがって有 罪と判明するまでは、無罪と推定されなければならない。

2 告発されているのが何人であっても、その弁明の 権利を尊重する保証が与えられなければならない。

#### 第49条 犯罪と刑罰との適法性と均衡性の原則

1 何人も、犯罪が犯された時点で、国内法ないしは 国際法のもとでの犯罪を構成するにいたらなかったよう

### EU 基本憲章の制定過程とその特徴

な作為または不作為を根拠にして、その犯罪について有 罪と考えられるようなことがあってはならない。同様に、 犯罪が犯された時点で適用されたであろう刑罰よりも、 重い刑罰が科せられるようなことがあってはならない。 仮に犯行の後になって、法律がそれにより軽い刑罰を定 めることになったなら、この軽い刑罰が適用されるので なければならない。

2 本条は、いずれの人が犯したなんらかの作為もしくは不作為であっても、その時点で各国の共同体によって承認されている一般的な諸原則にしたがって有罪であるとされたかぎりでは、その作為あるいは不作為に対する裁判や刑罰を瑕疵あるものとすることはない。

3 刑罰の厳しさは、犯罪に対して均衡を失したもの であってはならない。

第50条 同一の犯罪に対する裁判で、再度の審理ないし 刑罰を受けない権利

すでに EU 内で法律にしたがって最終的に無罪とされ た、もしくは有罪とされた犯罪に対しては、何人も、再 度の裁判にかけられて、審理ないしは刑罰を受けるよう なことがあってはならない。

#### 第七章 一般的な規定

第51条 適用範囲

1 本憲章の諸規定は、補完の原則を適切に顧慮しつ つ、EUの諸々の機構、団体、および構成国に対して、そ れもただ構成国がEU法を履行中である場合に限って、適 用されるものである。それゆえに構成国は、それぞれの 国のもつ権限にしたがって、本憲章の権利を尊重し、原 則を遵守し、さらには適用を促さなければならない。

2 本憲章は、ECないしはEUに対して何か新しい権限や課題を設定するものでもなければ、諸条約によって 定義された諸々の権限や課題を修正するものでもない。

#### 第52条 保証された諸権利の適用範囲

1 本憲章によって承認されているもろもろの権利と 自由の行使は、法律による定めによらなければ如何なる 制限も受けないし、かつその制限は当の権利と自由の本 質を尊重したものでなければならない。均衡の原則にし たがって、いくつかの制限をなしうるにしても、それは ただ、EUによって認められた一般的な利益を目的とし、 非構成国の権利や自由を守る必要からして避けがたいも のであって、かつほんとうにそうすることによって目的 や必要に合致する場合に限られる。

2 本憲章が承認する諸権利は、EC条約や、EU条約によって基礎をおかれたものであるから、それらの条約によって定められた諸条件のもとで、そしてその限界内で、行使されのでなければならない。

3 本憲章が、「人権及び基本的自由の保護のための規約」によって保証された諸権利に対応する諸権利を含んでいるかぎり、それらの権利の意味と範囲は、上記の規約によって定められたものと同一でなければならない。本項の規定は、UE法がより広範な保護を受け入れることを妨げるものではない。

第53条 保護のレヴェル

本憲章においては、如何なる事項も、人権と基本的自 由を制限したり、もしくはそれらに逆効果を及ぼすもの として解釈されてはならない。人権と基本的自由は、EU 法ならびに国際法によって、そしてまた「人権と基本的 自由の保護のためのヨーロッパ規約」を含めた、EU、EC、 構成諸国を一味同心 (party) とする国際的なもろもろの 同意によって、さらにはEU構成諸国のそれぞれの憲法に よって、それぞれの適用分野において認められている。

#### 第54条 権利の乱用の禁止

本憲章においては、如何なる事項も、本憲章に認めら れている権利と自由のいずれかの破壊を目的として、も しくは本憲章中に定められているよりもより大きな程度 に権利や自由を制限することを目的として、何らかの活 動に従事したり、ないしはなんらかの行為を遂行したり する権利を含意するものとして解釈してはならない。

#### 訳注

\* ここでは既訳の「補完性」(たとえば「欧州共同体 (EC)条約」第5条、『国際条約集』有斐閣、2000年版参 照)という訳語を便宜的に宛てた。原語の「subsidiarity」 というのは、近年ドイツの国家システムにならって、ヨー ロッパで頻用されるようになった政治・行政用語である。 国家機構が強大化し、中央への権力集中が進行すること を排するために、できるだけ決定権限をより適切な下部 のシステム・機関に委譲し、上位のレベルの権限は、下 位レベルの権限を補完する範囲に限定しようという政治 的・行政的な原理を指す。その趣旨を汲んで「下方権限 委譲原理」と訳した方が、意味の曖昧な「補完性」とい う訳語よりも判りやすいと思われる。

\*\* 以下「非構成国人」と訳す原語は、「nationals of third countries」。「第三国人」という直訳語は、民族差別的な ニュアンスをもつので、採らない。

\*\*\* EUの諸条約では、ドイツ語、フランス語、イタリ ア語、オランダ語、デンマーク語、フィンランド語、ギ リシャ語、アイルランド語、ポルトガル語、アイルラン ド語、スペイン語、スウェーデン語の12カ国語が公認語 として用いられている。

(ふくだ しずお・日本福祉大学)



# 2001年国民春闘での新たな胎動

# 坂内 三夫

# はじめに

2001年春闘は、今春闘で労働界が一致して重 視している地域最賃闘争や人事院勧告に向けた たたかいなどが継続中であるし未解決組合が相 当ありまだ終わっていないが、今年の結果をど う見るかは重要であり、括って見れば前進面も あれば後退面もあるがわれわれはよく頑張った ということだけではすまされないだろう。私は 結果をシビアに見る必要があるし、与えられた テーマである「新たな胎動」についてもきちん と集約してこれからに繋がる討論を深めなけれ ばならないと考えている。以下、2001年春闘の これまでの到達点等を振り返り、また、今日の 労働運動の手詰まりとも言われる状況打開に向 けて問題提起していることのいくつかを紹介し てみたい。

# 2001年春闘の到達点

## 〈視点と重点課題〉

全労連は、新世紀最初の2001年春闘が重大な 岐路に立つ春闘であり、労働組合の存在と役割 が問われる春闘になると位置づけ、労働組合の 原点に立った要求闘争、そのための要求やスト ライキ権の確立、一致する要求でのすべての労 働者・労働組合との共同をとくに強調。新世紀 の展望を開く広範な国民と共同する国民春闘を 前進させること、そのたたかいを政治の民主的 転換の流れに結実させることを呼びかけた。

具体的には、すべての労働者の賃上げ、賃金 底上げ・最賃闘争とリストラ・合理化反対、不 払い・サービス残業の是正を重点課題に、「大幅 賃上げで不況打開」という国民的大義にもとづ く賃金闘争を展開することとし、要求目標とし て、だれでも・どこでも月額1万5,000円、時間 給労働者は100円の引き上げを掲げた。また、「働 くルール確立」署名運動を提起した。

## 〈賃金闘争〉

結果はどうであったか。まず賃金闘争のこれ までの到達点は次の通りであり、特徴として大 きく3点指摘できる。

第1は賃上げが厳しく抑え込まれたことで、 賃上げは加重平均で春闘共闘が5月末現在7,537 円、2.27%(対前年110円プラス、0.05ポイント マイナス)、連合は5,980円、1.94%(同17円、0.02 ポイントマイナス)である。日経連調査の大手 企業では6,365円、1.92%であり、これは史上最 低だった去年を0.04ポイント下回っている。

春闘前段では、企業業績が改善していること から4年ぶりに賃上げ率の低下傾向に歯止めが かかる、JCなども前年を上回ると予測されてい たが、その後の株価急落やアメリカ経済の失速 などを口実に経営側の猛烈な巻き返しがあり、 結果としては史上最低記録を更新し抑え込まれ た。大企業労組の3割はベアゼロ回答を容認す るなど、「春闘解体」の方向がいっそう深まった と言わざるを得ない。

中小・零細が多数の全労連・春闘共闘の傘下 組合でも、深刻な経営危機のもとで少なくない 組合にベアゼロや定期昇給カットなどの回答が 示され困難なたたかいを余儀なくされ、また春 闘全体の否定的影響を乗り越えるに至らず、全 体としてはきわめて不十分な賃上げに止まった。

第2は、賃金抑制とともに財界・日経連の方 針にそった総額人件費削減がより強まったこと

#### 国際·国内動向

である。成果・業績主義賃金が大企業だけでな く、全労連や春闘共闘の組合でも提案・導入が 広がっているし、一時金、退職金や福利厚生ま で含めてさまざまな賃金全体の切り下げ提案や その強行が図られている。

同時に、これは春闘期に限ったことではない が、パートや臨時、派遣など低賃金労働者への 置き換えがさらに進み、また請負、出来高払い や歩合給などの労働者の賃金ダウンなどが進行 している。

第3に、これは新世紀春闘の「光」、「新たな 胎動」と言える到達点だが、賃金の底上げ、パー ト労働者の時間給引き上げや地域最低賃金の改 善がナショナルセンターの違いを越えた共通の 重点課題に据えられて、それが一定の社会的焦 点として浮上してきたことである。

これは、この間全労連が提唱してきた賃金闘 争をめぐる要求・政策と運動、そして昨年11月 に結成した全労連パート・臨時労組連絡会など 組織対応の一つの反映である。

## 〈多様な運動の前進〉

全労連・春闘共闘に結集する単産・地方組織 は、要求前進のためにそれぞれの機能強化を含 め多様な闘争を追求し前進している。

まだ十分に集約されていないが、建交労、自 交総連をはじめとした集団交渉の前進、JMIU、 日本医労連などでの産別団交や対角線交渉など の追求と前進、賃金・労働条件問題とともに経 営改善要求や産業政策などを明らかにしてたた かう「提案型春闘」がかなり多くの産別で具体 化され前進していることも特徴である。また、 共通して中立組合や連合組合、さらに経営者・ 経営者団体などとの対話と共同が前進している。 これらは貴重な運動の到達点であり、いっそう の発展が期待される。

賃金底上げ・最賃闘争でもさまざまな形で運 動化が追求されており、貴重な経験・成果と教 訓が出はじめている。5月10日現在の中間集約 では、パート賃金の改善を154組合(建交労、 JMIU、生協労連、全国一般など)が獲得し、企 業内・業種別・年齡別最低賃金は310組合(建交 労、全印総連、出版労連、医労連など)で前進 している。すべての労働者の賃金底上げや最低 保障賃金の確立、パート賃金や地域最賃改善な どの底上げ闘争は、成果主義賃金とたたかいそ の拡大に歯止めをかけるたたかいでもあり、今 後の賃金闘争の重要な方向性を示している。

しかし、底上げ・最賃闘争が全単産、地方を あげた運動のウネリになったかと言うと、大き なアンバランスがある。全国の運動をきちんと 集約し、全体としてどう発展させていくかが重 要な課題となっている。

# 〈リストラ・合理化反対、不払い残業是正〉

全労連はこの間、日産闘争、NTT・金融のリ ストラに対するたたかいと解雇規制・労働者保 護法制定を重点に全国的運動を展開し、リスト ラ万能の風潮に対抗してきた。

日産闘争では工場閉鎖は阻止できなかったが、 理不尽なリストラを社会的に、そして多くの労 働者のなかに問いかけ私たちの主張と影響力を 広げた。また、個別のたたかいではリストラ提 案の撤回や緩和などを多くの職場で実現し、整 理解雇4要件や事前協議・同意制の協定化など を前進させている。しかし、全体としては、民 事再生法、商法「改正」とこれと連動した労働 契約承継法が施行され、また銀行による不良債 権処理、回収強化などによるリストラ・合理化 が厳しく進行しており、この流れを押し止める ことはできていない。

不払い・サービス残業の是正は昨年の秋季年 末闘争から重点として追求した。サービス残業 の職場点検活動、大企業職場や白木屋などでの 不払い残業の告発・是正のたたかいなど職場・ 地域からの運動と国会での追及のなかで、厚生 労働省、総務省に通達を出させたことは今春闘 の具体的成果と言える。ほんとうに不払い残業 をなくす職場からのとりくみは始まったばかり であり、通達も活かしたとりくみ強化が求めら れている。

# 〈働くルール確立署名〉

全労連はこの署名運動を、昨年の定期大会に 提案した「21世紀初頭」の目標と展望(案)の 実践に踏み出す第一歩とすること、2001年春闘 を出発点に3年間で、すべての労働者・労働組 合の共同課題として雇用労働者の過半数をめざ すというかつてない重要な位置づけをして呼び かけた。春闘では組合員数を達成するとしてい たが、6月10日現在で30万筆を超えたところに 止まっている。

この間のリストラ・合理化、労働法制の相次 ぐ改悪のなかで、働くルール確立についてもす べての労働団体が一致しているし、連合も「ワー クルール」署名にとりくんでおり、どう本格的 な運動にするかが全労連に問われている。

## 手詰り状況打開への問題提起

以上、重点課題の主な到達点を概観したが、 全労連が春闘方針で提案したほとんどのことは 今年も実現できなかったと率直に言わざるを得 ない。とくに強調した労働組合の原点に立った 要求闘争、そのための要求やストライキ権の確 立はどうであったか。春闘共闘の第3回進捗状 況調査(5月10日現在)では、要求提出が78% (前年同期82%)、ストライキ権確立は60%(同 65%)といづれも昨年より後退している。この 事実は重大な問題点を示しているし、私は強い 危機感をもっている。労働組合の原点、その役 割と機能がまさに問われているからである。

こうしたなかで、どのように春闘を活性化し 賃金闘争を前進させるか、国民春闘を発展させ るかなどについて、到達点・事実をシビアに見 つつ春闘総括の討論を真剣に深めたいと考えて いる。もちろん、単産・地方組織における重点 課題を含めた個々の要求、対話と共同をはじめ とした運動では多くの前進、貴重な経験や教訓 があるし、それらを全体としてきちんと集約し 今後に活かす総括をする必要がある。

# 労働総研クォータリー№.42(2001年春季号)

改めて言うまでもなく労働組合は要求実現を めざす組織だし、春闘はその最大の全国統一行 動の場である。そして、組合員の要求に応える ことは当然だが、今日では圧倒的多数である未 組織労働者の要求と期待にも応えていく、さら に国民諸階層と共同してこの国全体をよくして いくなどの社会的責任、役割がある。

最後に、春闘問題をはじめ今日の労働組合運動のさまざまな問題、閉塞状況あるいは手詰まりとも言われる状況打開に向けて考えていること、討論を深めてほしいと問題提起していることのいくつかを順不同に紹介したい。(#)

1つは、全労連の「21世紀初頭」の目標と展 望(案)であり、いま組織内だけでなく各界の 意見も聞いて成案に向けた作業を進めていると ころである。

2つ目に、やはり日本の労働者・労働組合の 大同団結、一致する要求での共同行動と労働戦 線の統一に向けて努力しなければならない時に きているということである。

労働戦線再編から11年が経過したが、結果と して1人ひとりの労働者の賃金、労働条件、権 利はどうなったか。漁夫の利をさらうように独 占大企業の一人勝ちが続いている。

3つ目に、労働運動に課せられている最大課 題が未組織労働者の組織化問題であるというこ とだ。労働組合組織率はパートや派遣など不安 定雇用労働者の増大に反比例して毎年低下し、 21.5%にまで落ちている。

全労連は「組織拡大推進基金」の創設を検討 しており、来年の定期大会で決定したいと考え ているが、何としても実現したい。

4つ目に、いま地域が主戦場になりつつある し、地域の重要性についても労働界の共通認識 になってきている。この点で私は「社会的労使 関係」論を提唱しているが、地域問題、地域労 働運動について深めていきたいということであ る。

5つ目に、グローバル経済のもとで、労働組 合運動も国際連帯、国際共同行動を真剣に考え

## 国際·国内動向

なければならないということである。

これらはどれ1つとっても容易な課題ではないし、また、激動する今日の状況下において、 要求や労働者状態の調査、それをふまえた政策 提言などのとりくみ強化が求められている。研 究者の皆さんとの協力・共同をさらに強めることが重要だと考えているところであり、率直な 意見や批判、提言等をお願いしたい。

(注)問題提起について詳しくは『月刊全労連』 各号を、7月号では新世紀春闘の「光と影」を 特集しているので参照してほしい。 (ばんない みつお・会員・全労連事務局長)

# イギリス=最低生活費の算定と制度要求

最低生活費の算定は古くて新しい問題である。 イギリスに限ってもB.S. ラウントリーは、イ ングランド北部のヨーク市を対象に食糧費など をもとに最低生活費(貧困線)を算定し、これ 以下の収入で暮らす現役労働者の世帯が28%に のぼる事実を明らかにしている。20世紀初頭の ことである。(B. Seebohm Rowntree, A Study of town life, Macmillan, 1901, 長沼訳『貧 乏研究』干城, 1975年)。ラウントリーのヨーク 調査から40年ほどのちに W. ベヴァリジは、イ ギリス福祉国家の礎となる報告書 (Social insurance and allied services, reported by W. Beveridge, 1942, 山田監訳『社会保険お よび関連サービス』至誠堂,75年)の中で社会 保険の6つの原則のひとつとして「適正な給付 額」を掲げ、これを「一般に正常な場合には他 の資産がなくてもこの額だけで生存に必要な最 低所得を保障するに十分である……」と位置づ けたうえで、諸給付の額を具体的に定める。ベ ヴァリジの提案は、最近の研究によって明らか にされたように最低生活費に関する独自の調査 や算定をもとにするわけでなく、当時の連立政 府の既に決定した諸給付の額を推論したにすぎ ない。しかし、後者の決定が、最低生活費の算 定にもとづくことを考えれば、ベヴァリジの提 案も最低生活費をよりどころにする、といって よい。

最近では、高齢者の団体として良く知られて

北条 隆

いるエイジ・コンサーン・イングランド (ACE) が、キングス・カレッジの研究チーム (FBU) に委託して算出した成果がある。これによれば 高齢者が「質素でありながらそこそこの生活様 式」(a modest but reasonable life-style)を 維持するには週に少なくとも150ポンドの収入を 要するとしたうえで、この水準を超す収入の年 金生活者は、単身者に限っていえばわずかに4 人に1人にすぎない、と結論づける (97年)。

ところで、イギリス政府は、年金改革に関す る社会保障省の報告書をもとに「抜本的で新し い」と銘うつ年金政策について提案する(98年)。 これによれば「全ての個人は、老齢退職期に適 正な額の収入(a decent income)を保障され る」として、単身の年金生活者について週75ポ ンド、夫婦の年金生活者に同じく116ポンドの給 付額が提示される。

いうところの「抜本的で新しい」年金政策に ついて、ただちに3つの疑問が生ずる。まず、 老齢退職期における適正な額の収入とはいかほ どであろうか。さらに、単身の年金生活者が貧 困状態を避けて暮らすうえで週75ポンドの年金 は十分な額であろうか。最後に、夫婦の年金生 活者が貧困状態に陥らずに生活するうえで週116 ポンドの金額は十分な年金といえるであろうか、 これらの疑問である。キングス・カレッジの研 究チームによる研究報告書(Hermione Parker, Low cost but acceptable incomes for older people, a minimum income standards for households aged 65-74 years in the UK, The Policy Press, 2000, pp. 1-166 + i-xxiv) は、これらの疑問に応えるために65-74歳層の 最低生活費について独自に算出し、これを拠り どころに年金を含む公的諸給付の改善について 提言する。

65-74歳層の最低生活費の算出に当ってまず 問題になるのは、生活水準である。ラウントリー は、すでにしばしば紹介されてきたように「単 に身体的な健康の維持に要する最低限の出費」 を最低生活費と定めたうえで、これにみたない 収入の階層を「第一次貧困のもとに暮らす人々」 と定義する。ラウントリーにあっては食糧をは じめ衣類、住居及び燃料などを必要な出費とし て認めるにすぎない。この定義に対しては、第 二次大戦の終了後程なくして批判が寄せられる。 たとえば、アメリカの連邦労働省は、1946年の

# 労働総研クオータリー№42(2001年春季号)

労働者家計の調査に当ってラウントリーの定義 を批判的に意識したうえで、「ささやかであるが 不自由のない」(modest-but adequate, MBA) 出費をまかなうに足る収入を基準として採用す る。いうところの「ささやかであるが不自由の ない」出費とは、「健康はもとより能率、子供の 養育あるいはコミュニティにおける諸活動への 参加に必要で広く一般におこなわれている」出 費である。

ラウントリーの定義への批判とこれに代わる 基準の提示は、キングス・カレッジの研究チー ムによってもなされる。次のようにである。65 -74歳層の高齢者が「社会的な標準に照らして 見苦しくない社会生活を送る」ことこそ重要で あって、最低生活費は、アメリカの連邦労働省 によって最初に開発された先の基準(MBA)、あ るいは、これに類似の「低いが受入れられる」 (low cost but acceptable, LCA)生活水準を

表 高齢者の最低生活費―現行給付額と独自の算出額との比較 🗥

N				(単位:ポンド)
	現行の制度と給付額		算出額	
	国民保険 の基礎年 金額(A) <sup>(2)</sup>	所得 補助(B)	<ul> <li>(低いが受け入れられる額、LCA</li> <li>(C))</li> </ul>	差額 ((B)-(C))
単身 女性 借家 (a) 持家 (b)	64.70 64.70	100. 93 78. 92	121.42 98.59	△10. 49 △19. 67
単身 男性 (a) (b)	64.70 64.70	100. 93 78. 92	125.30 102.48	△14. 37 △23. 56
夫婦 (a) (b)	103. 40 103. 40	161.69 120.32	184. 14 148. 58	△22. 45 △28. 26

(出所) Hermione Parker, Low cost but acceptable incomes for older people, a minimum income standards for households aged 65-74 years in the UK, The Policy Press, 2000, pp. 70-71より作成.

(注) (1) 1999年1月時点の金額である。

(2) 64.70ポンドはカテゴリーA, 103.40ポンドはカテゴリーAとBの合計である。

# 国際·国内動向

もとに算定されてしかるべきである。

キングス・カレッジの研究チームのいう「低 いが受け入れられる」生活水準とは、高齢者の 身体的なニーズはもとより心理的ならびに社会 的なニーズを考慮して定義される。健康的で高 齢者の好みにあう食事や居心地の良い住居など は、もとより必要である。しかし、高齢者に「受 入れられる」生活水準は、これらだけをもって 構成されるわけでない。高齢者の社会的な参加 を可能にする出費、たとえば子供や孫への贈り 物、誕生日やクリスマスの際の外出あるいは友 人とのパブでの語らいなどにかかわる経費も高 齢者に「受入れられる」生活水準の一部を構成 する。さらに、慢性的なストレスを避けるため の経費も必要な出費の一部である。

キングス・カレッジの研究チームは、高齢者 にとって「低いが受入れられる」生活水準の構 成要素をこのように定義したうえで、最低生活 費の算定をおこなう。対象地域は、ヨーク市が 選ばれる。その理由は明白である。ヨーク市は、 生活水準に関する諸指標の多くにおいて驚くほ ど全国平均に近い実績を示すからである。算定 に当って利用される資料は、政府の定期調査に 限っても『家計調査』(FES)をはじめ『国勢調 査』(GHS)、『輸送調査』(TS)など6つの調査 におよぶ。この他に消費者協会のおこなった市 場調査なども利用される。

キングス・カレッジの研究チームによる算定 作業の結果とこれに照らした現行給付額の改定 にかかわる提言は、表の通りである。表中に示 される結果をやや要約して述べるならば、次の ようにいえよう。

第1に、65-74歳層高齢者の最低生活費は、借 家住いの場合に週121.42ポンド(単身女性)、同 じく125.30ポンド(単身男性)、184.14ポンド(夫 婦)である。持家の場合について順に98.59ポン ド、102.48ポンド、148.58ポンドである。

第2に、社会保障制度のひとつとして現に存在 する所得補助(IS)の給付額は、上に示す最低 生活費に較べると、借家住いの場合に週10.49ポ ンド(単身女性)、同じく14.37 ポンド(単身男 性)、22.45 ポンド(夫婦)、持家の場合に順に 19.67 ポンド、23.56 ポンド、28.26 ポンド、いず れも下まわる。

第3に、国民保険の基礎年金として給付され る額は、上に示す最低生活費に較べるとたとえ ば借家住いの場合に週56.72ポンド(単身女性)、 60.60ポンド(単身男性)、80.74ポンド(夫婦)、 いずれも低い。

第4に、基礎年金の受給者は、単身世帯と夫婦 世帯のいずれにおいても貧困に陥る可能性がと りわけ高い。これを避けるためには、基礎年金 の大幅な引き上げが求められる。

政府は、「抜本的で新しい」年金政策にそって 基礎年金を週75ポンド(単身者)もしくは同じ く116ポンド(夫婦)に引き上げるならば、高齢 者の貧困状態への転落を防ぐことができる、と 述べる。しかし、政府は、週75-116ポンドに よって購入できる財貨やサービスの内容を明ら かにしていない。

エイジ・コンサーン・イングランドなどの高 齢者団体は、キングス・カレッジの研究チーム の研究成果を拠りどころに高齢者の生活費や生 活水準をめぐる議論を呼びかけるとともに、基 礎年金や所得補助の引き上げを求めて運動に乗 り出している。

(ほうじょう たかし 労働問題研究者)

— 48 —

労働総研クォータリー№43(2001年夏季号)



「規制緩和」が日本経済を活性化させる「魔法 の杖」であるかのごとく政府・財界のみならず、 マスコミや学者・研究者、野党の一部からもい われている。しかし、「経済的規制は原則自由 に」「社会的規制は自己責任原則で最小限に」を 基本に経団連など財界の後押しですすめられて きた「規制緩和」がつくりだしているのは、ひ とことで言うなら「弱肉強食」の社会である。

本書は、「規制緩和」のなかでも雇用・労働分 野について、これを「リードしている理念・理 論や、これまでの規制緩和の内容、労働者にた いする影響を総合的に厳密に分析し、必要であ れば、立法論的課題の提起を行なう必要がある」 との考えのもとに、龍谷大学社会科学研究所の 共同研究として、大学と専門分野の枠を越えて 発足させた『雇用の流動化と労働法制の「規制 緩和」』研究グループのまとめとして発表、出版 されたものである。なお、編著はいずれも労働 総研の会員(萬井氏は労働法制部会責任者)で あり、その点で労働総研と共通する問題意識に 立っている。

本書は四章で構成されているが、第一章では、 規制緩和にかかわる総括的な問題指摘を、第二 章では、規制緩和・弾力化、雇用の流動化にか かわる国際的動向を概観・分析し、国内におけ る現状と労働者の状態・動向を統計の分析と現 場調査の双方からリアルに把握する、第三章で は、この問題にかかわるイデオロギーに焦点を あて、国際的動向を紹介し、国内において展開 されている規制緩和を推奨する理論を批判的に 分析、第四章では、主要な問題点について、規 制緩和の具体的現われとその労働法上の理論的・

# 萬井隆令·脇田滋·伍賀一道編 『規制緩和と労働者・ 労働法制』

# 熊谷 金道

現実的問題点を法社会学・法政策学的な観点も まじえて分析のうえ、立法論的問題提起を行なっ ている。

第一章の「規制緩和政策と社会的人権ならび に労働法の課題」は、コンパクトながらもわが 国で大手を振るっている規制緩和に対し、国際 的な「社会的規制の補強」の動向と「対応の原 則的立場と具体的方策」「労働法の現代的意義と 『守るべき価値』」など、本書全体にかかわる総 括的な問題指摘を行なっている。

その書き出しで、「『経済のグローバル化』と 規制緩和の流れが急速に世界を覆い、前世紀以 来多くの困難を重ねて発展をとげてきた世界の 労働法は、21世紀の到来を目前にして重大な曲 がり角に立たされている」ことを指摘している が、まさにそのとおりである。あえて言うなら 日本の労働法制はいまや相次ぐ「規制緩和」に よって「瀕死の重体」に陥れられている。

新自由主義に基礎をおく規制緩和政策は、70 年代のオイルショックに端を発した資本主義経 済の深刻な危機の打開策として登場、サッ チャー・レーガン政権によって世界に拡大され た。90年代に入ってからは経済のグローバル化 と結合して世界市場を支配する新たな国際的 ルールであるかのようにさえいわれている。

わが国において規制緩和を政策の基本に本格 的に据えたのは、「戦後政治の総決算」をめざす とした中曽根内閣である。その具体的なスター ト台となったのは、第二次臨時行政調査会の基 本答申(82年)である。市場経済万能の新自由 主義を土台とした臨調路線は、その基本答申に おいて「民間活力」の活用を前面に、国鉄・電 書 評-

電・専売の民営化、社会保障制度の改編、規制 緩和、行政改革などをうちだした。そしてその 具体化は、「親方日の丸」などの官民分断攻撃で 国労や総評官公労を孤立させ、一方で労資協調 路線の民間大企業労組を体制内にとりこみつつ、 財界の全面的な支援のもとですすめられた。

雇用・労働分野でも「規制緩和」の名によっ て、戦後労働法制の変質・空洞化がすすめられ、 「労働力維持」から「労働力流動化」へ雇用政策 の転換が行なわれてきた。この点では、次の二 つの出来事が戦後労働法制の画期をなす象徴で あったといえる。第一に、戦後は「職安法」で 禁止されていた間接雇用を解禁し、「三面労働関 係」(使用すれども雇用せず、雇用すれども使用 せず)を容認した85年の「労働者派遣法」の制 定である。第二は、週48時間から週40時間制へ と労働時間を短縮する一方で、変形労働制の緩 和、フレックスタイムと裁量労働制導入など労 働時間規制の弾力化に大きくふみこんだ87年の 労働基準法の「改正」である。

90年代に入ってからは、バブル経済が崩壊し たこともあって、橋本「六大改革」のように日 本の経済・社会などあらゆる仕組みの見直し「構 造改革」がいわれ、その重要な柱として本格的 な「規制緩和」が財界や政府によって声高に叫 ばれている。とりわけ、経済のグローバリゼー ションを前面に「経済構造改革」推進の中心的 課題にグローバルスタンダードに対応した「規 制緩和」がすえられ、大企業の横暴をそれなり に「抑制」して国民生活や中小・零細企業の経 営基盤を守ってきたさまざまな「社会的規制」 などが撤廃・緩和され、企業組織再編「自由化」 のための商法など「会社法制」見直しや雇用・ 労働分野の法律や制度の改悪も続いている。

雇用・労働分野についていうなら、「失業なき 労働移動」「新規雇用創出」の重視がいわれなが ら、有料職業紹介取扱い事業や労働者派遣事業 の対象職業・業種の原則自由化、女性の深夜・ 休日・時間外労働の規制の廃止、有期労働契約 や1年変形労働制の要件緩和、裁量労働制の対 象業務の拡大などが全労連や連合など広範な労 働者の反対を押し切って強行された。

こうした、雇用・労働分野の規制緩和は、終 身雇用・年功賃金の抜本的改革と「総額人件費 の抑制」にむけ日経連が95年に打ち出した「新 時代の日本的経営」戦略を基本に、「正規・常用 雇用労働者」のパート・派遣など「不安定雇用 労働者」への置き換えを推進し、政府の支援を 受けた大企業の大掛かりなリストラ・人減らし 「合理化」は、三百数十万人もの「完全失業者」 を生み出すなどして圧倒的な労働者の雇用不安 を極めて深刻な状態に陥れている。

本書では、こうした規制緩和の流れが、国民 経済の混乱を招き、失業・生活破壊など労働者 や国民に大きな社会的犠牲を強いることから、 国際的には「規制緩和」から「社会的規制の補 強」への流れが強まっていることをOECDの労 働組合諮問委員会(TUAC)の動向やILOの動 向にも触れながらその問題意識を具体的に紹介 している。また、労働法の現代的意義として「人 間の尊厳」と人権尊重こそが労働法の基本理念 であり、ヨーロッパ諸国やILOでは「最低限の 人間的基準のない競争はありえない」とする立 場から、グローバル化・規制緩和に対して特別 な保護が加えられていることなどが紹介されて いる。

ところが、こうした国際的な流れに逆行して、 わが国の経団連など財界は雇用・労働分野の規 制緩和のいっそうの推進を改めて提言し、その 実現を政府に迫っている。99年10月の「国民の 豊かさを実現する雇用・労働分野の改革」と題 する「産業競争力強化にむけての提言」では、 その前年に「改定」された労働者派遣法や新た に導入が認められた「企画業務型裁量労働制」 が企業にとっては「使い勝手」が悪いので、あ らためてこれらの法改正を政府に求めている。 なかでもこの提言が重要なことは、わが国の法 制度は「解雇自由」であるにもかかわらず、「解 雇権濫用法理」がこれを制限しているとして、 これに対抗する「有効な施策として個別雇用契

— 50 —

約の締結が考えられ、有期労働雇用契約につい ては、最長5年の労働契約を誰とでも締結する ことができるよう、規制を緩和していくべき」 と事実上、「解雇自由」にむけての「規制緩和」 を公然と主張し始めたことである。

この提言の直後の12月にうちだされた行政改 革推進本部・規制改革推進委員会「第二次見解」 では、これを積極的に受けとめ「立法化の可能 性を含めて検討を行なうことが適当である」こ とをうちだしている。しかも、重大なことは、 この流れを司法の場が積極的に受けとめ、最高 裁判例などによっても確立・確定していたはず の「解雇権濫用法理」を空洞化させるような決 定や判決を東京地裁労働部がこの年の秋以降、 相次いでだしてきていることである。

まさに、ルールなき資本主義といわれる大企 業本位の日本社会の異常な状況である。

第二章「雇用の弾力化・規制緩和の展開と労 働者」では、国際的な動向にも具体的に触れな がら、雇用の弾力化や規制緩和が具体的にどの ように展開されてきているのか、「人事労務管 理」や「雇用管理」「解雇規制」「労働時間」「労 働費用」など各分野におけるその具体的実態、 「リストラ・雇用の弾力化のなかの労働実態」労 働者・労使関係の現状などについて、具体的な 調査結果や事例にもとづいて紹介している。

第三章「雇用の流動化・規制緩和をめぐる理 論の諸相」では、「世界の現状は、市場原理『万 能』を脱してグローバルなレベルでの統一的な 社会権保障(労働権、最低労働基準、団結権お よび社会保障・福祉)の理念の再確認と新たな 権利構築をすべき時期に入ってきているのでは ないか」という基本的な問題意識にたって、経 済のグローバリゼーションの現状をILOやEUな どがどう受けとめているか、労働権保障にかか わるILOやEUの立法動向と今後の課題を明らか にしている。

そのうえにたって、わが国における雇用・労 働分野における規制緩和推進論とその理論的 バックボーンとして「市場原理主義」の視点か

#### 労働総研クオータリー№43(2001年夏季号)

ら新たな法分野として90年代後半に入って登場 してきた「労働市場法論」について、「市場原理 に基づく労働市場運営のルールの設定」や「事 後的規制に重点をおく」などの特徴を紹介しつ つ、労働者の現状を無視した「現実認識の欠如 と論点回避」を中心としたその問題点について の具体的な指摘と批判をおこなっている。

第四章「労働者保護法制と規制緩和」は、雇 用・労働分野の規制緩和が現状でどこまで進展 しているのか、そのうえで労働者保護のための 「原則」と「労働契約」「雇用保障」「解雇規制」 「労働時間」「女性労働」など課題別にその具体 的課題についての問題提起を行なっている。

全労連はいま、この間の労働諸法制改悪阻止 闘争の教訓に立って、さらなる法律・制度の改 悪を許さないたたかいと同時により攻勢的な運 動提起として、広範な労働者との間で一致が可 能な「パート労働者の均等待遇と地域最賃の改 善」「企業による一方的な解雇を規制する法律の 制定」「サービス残業の解消、時間外労働の上限 設定で労働時間を短縮すること」の三課題を基 本に、「はたらくルール」確立の実現をめざし、 広範な労働組合との共同と国民世論の結集にむ けて「雇用労働者の過半数」の集約を展望した 「大署名運動」のとりくみを今春闘から開始して いる。連合もその後「ワークルール」署名運動 をとりくみ始めている。20世紀最後の10年余に 奪われた労働者の権利をとり返すだけでなく、 まともなグローバルスタンダードとしての ILO 条約やEU指令や各国法令など国際的に到達して いる労働者保護法なみの「はたらくルール」確 立の運動を進めていくうえでも、本書はその正 当性と運動への確信をわれわれに与えてくれる ものである。

(旬報社・2001年2月刊・3800円) (くまがい かねみち・常任理事・全労連副議長)

## 書 評-

# 林 直道著 『恐慌・不況の経済学』

# 米田 康彦

本書は、これまでマルクス経済学理論、史的 唯物論、日本経済論など広範な領域について日 本を代表する研究者の一人である林教授が、恐 慌論について包括的に論じられたものである。 改めて繰り返すまでもなく恐慌論は最初の著書

(『景気循環の研究』三一書房、1959年)以来教 授の中心的な研究テーマであるが、今回の著書 は特に全面的にまたいくつかの新しい見解をふ くめて提起されている。

まず本書の概要を紹介しておくと、3つの編、 15章から成り立っている。やや長くなるが、後 論との関係で各章の表題を含めて紹介すると次 のようになっている。

第1編 恐慌・不況の理論

- 第1章 この人災をなくすために
- 第2章 なぜ恐慌が起こるのか
- 第3章 恐慌・不況を克服する道
- 補章1 恐慌・景気循環の周期性
- 補章2 現代の恐慌分析の視点
- 第2編 現代日本の景気循環と恐慌・不況
  - 第1章 戦後の高度経済発展
  - 第2章 バブル崩壊不況
  - 第3章 90年代の長期不況とその原因
  - 第4章 21世紀日本経済のゆくえ
- 補章 新自由主義で日本経済は再生するか第3編 世界資本主義と恐慌
  - 第1章 世界恐慌史概説
  - 第2章 1929年世界大恐慌
  - 第3章 戦後資本主義の安定的成長とその破綻
  - 第4章 東アジアの経済恐慌とヘッジファンド
  - 第5章 アメリカの繁栄と恐慌のゆくえ

以上に見られるように、概括的にいえば第1 編で恐慌・不況の理論的展開が行われ、これを 理論的基礎としながら第2編で戦後日本の景気循 環が、特にバブル崩壊とそれ以降を中軸として論 じられ、最後に第3編で簡潔な恐慌史を踏まえて 20世紀の景気循環が論じられる。その中でも教授 の主たる関心はやはり1990年代以後の現在、ある いは21世紀に向けての展望に向けられている。

以下ではこうした教授の展開の特徴点につい て述べ、あわせて筆者の感想を述べることとし たい。

第1の特徴は、第1編で恐慌・不況の根本原 因を資本主義経済の基本的矛盾(「生産の社会的 性質と取得の私的資本主義的形態との矛盾」)の 現れに求めながらも、それをより具体的な次元 で(1)繁栄局面での社会的バランスを突き崩すよ うな設備投資の異常集中、(2)繁栄局面での銀行 の貪欲な融資拡大、投機業者への資金提供、(3) 過剰生産が発生したときに割増配分(国民への) などで過剰を吸収するのでなく、人員整理や賃 下げで消費力を削減すること、が挙げられてい ることである。

この基本的フレームワークは、一方で第2編、 第3編で対象とされる日本および世界の産業循環 の分析枠組みを提供するとともに、第1編の中で も、「資本主義のわく内での民主主義的改革」(第 3章三)を提起するためのベースともなっている。

これまでマルクス経済学における恐慌論研究 の中心が恐慌の根本原因を何に求めるかをめ ぐっての論争におかれ、一方ではそれを資本主 義経済の基本的矛盾とし、その具体化を再生産 表式に求める立場と、他方で資本が自ら生産で きない労働力あるいは資源を資本主義的に掌握 しようとすることに「無理」がある、とする立 場との対立という抽象的な論議が行われてきた 嫌いがあり、そうした理論的研究と現実の景気 循環分析との連関が不明確である傾向があった のに対して、林教授は恐慌論研究をより実践的 に展開することに先鞭をつけられたといってよ い。特に、その理論的フレームワークを生かし て、民主主義的改革の可能性追究にまで踏み込 まれたことは、新しい論点提起であるといえる。

第2の特徴は、林教授がその積極的展開を行 うにあたって、意見の異なる多くの研究者の見 解と自らの見解とを対置させていることである。 このことによって教授の見解がより立体的に示 されることになっている。教授が取り上げた研 究者は、取り上げられた順序でいうとジェボン ズ、メンデリソン、エルスナー、侘美光彦、ケ インズ、コンドラチェフなどである。こうした 多くの研究者の見解を紹介しつつ、それらと教 授の意見を対置させることによって、教授の積 極的な論旨がより明快に理解されることになる。

だが、他方でいくつかの解明すべき論点、あ るいは教授の見解を示していただきたかった論 点が残されていることも事実である。以下では そうした論点を3つ挙げることとしたい。

その第1は、教授が周期的全般的過剰生産恐 慌は、19世紀初頭(イギリスにおける1825年起 点)から最近に至るまでほぼ同一の周期で繰り 返されている、とされていることに関わってい る。自由競争段階においては、全般的過剰生産 恐慌は一面では資本主義経済そのものに内在す る矛盾の爆発であるが、同時にそれは内的矛盾 の強力的な解決でもあるとされていた。このこ とは20世紀以降の、資本主義の独占段階に至っ ても同様に捉えてよいのであろうか。よく知ら れているように、独占段階以降になると「恐慌 の形態変化」とよばれる事態が現れる。特に独 占段階になると自由競争の時代とは違って、明 確な信用恐慌が見られなくなり、好況から不況 へという形態をとるとともに独占価格が産業循 環を超えて維持されることになる。こうした事 態を考慮すると、独占段階以降の産業循環にお いては、資本主義経済に内在する矛盾が解決さ れないで、一つの産業循環を超えて累積されて いく、とは考えられないであろうか。この問題 は未解決であろうが、こうした点についての教 授の見解を示していただきたかったと思う。

第2の問題は、やや抽象的なレベルになるが、 恐慌論研究の上でこれまで論争されてきた問題、 すなわち再生産表式を基準として過剰生産に基 軸を置く恐慌論と、労働力商品化が持つ問題点 を軸とする恐慌論との対抗関係について、教授 の評価を聞きたかった。特にこの点をめぐって は最近富塚良三教授を中心とする研究者によっ て大部の研究(『資本論体系』第9巻上・下)が 出ているだけに、その感が強い。

第3の問題は、「資本主義の枠内での改革の可

#### 労働総研クォータリー№43(2001年夏季号)

能性」に関わる問題である。1929年恐慌以後の 時期、いわゆる「経済学第1の危機」(ここでの 経済学は「新古典派経済学」を意味する)に際 してケインズが提唱した反循環政策、すなわち 積極的財政・金融政策が、1970年代以後のスタ グフレーションの中でその限界を露呈し、「経済 学第2の危機」が到来したわけであるが、それ だけにケインズ主義とは違う「改革の可能性」 を提起されたことは、先に指摘されたように重 要な貢献であるといってよい。しかし、そのキー ポイントが①行き過ぎた設備投資の異常集中に 対する政府の規制、②銀行の投機的行動への規 制、③人員整理・賃下げの抑制と消費拡大に置 かれているのは、現段階の不況打開策としては、 有効であるとしても、一般的な恐慌対策として 妥当であるか、またそれがどこまで可能である か、という問題があるように思われる。

②については、現在まで行われてきた銀行など 金融機関の投機活動は、アメリカでのレーガン大 統領以来の金融自由化政策とそのグローバル化の なかで生じたことであるし、独自の金融恐慌と周 期的全般的過剰生産恐慌の区別と関連について、 立ち入った検討が必要であるように思われる。ま た、①と③については、民主的規制自体を行う必 要性は理論的に見れば徐々に合意を得られつつあ る点であろうが、問題はその規制を市場を経由し ないで行うのか、市場を経由するとすればその規 制はいかにしてどの程度行うのか、ということで あろう。そして実際的に見れば、それは企業の利 潤およびその利潤の処分に対する規制であるか ら、企業の反対はきわめて強いと思われる。この ことはアメリカで、ニューディール政策のかなり の部分が違憲判決を受けていることからも推察で きる。企業の社会的責任という視点をさらに深め る必要があると思われる。

以上、望蜀の感のある注文をいくつか並べて きたが、これらの点は私自身もまた解決に向け た検討を迫られていることである。教授の今回 の労作を契機として、こうした問題についての 集団的討論が広がることを望みたい。

> (新日本出版社・2000年9月刊・2500円) (よねだ やすひこ・会員・中央大学)

— 53 —

書 評 -

# 飯盛信男著 『経済再生とサービス産業』 今井 拓

# はじめに

本書は、一連の著書で、サービス経済の理論 的研究とサービス産業の実証的研究の双方を展 開し、研究の発展に貴重な貢献をされてきた著 者の、サービス産業の動向を中心とした最近の 実証的研究を集成したものである。本書の基本 的課題は、1990年代以降の長期にわたる不況を サービス産業の動態分析を通じて実証的に研究 し、不況の長期化の要因と根拠とを析出しよう とする点にある。この基本課題の究明のために、 著者は本書において、経済構造改革政策の分析、 サービス産業の地域毎並びに部門毎の経営動態 分析、サービス産業の雇用吸収の動態分析、ア メリカのサービス産業との比較分析等の多面的 な検討を行っている。著者の研究から読者は、 不況の諸要因と経済再生政策の正しい展開方向 についての多くの示唆を与えられるであろう。

# 本書の要約

著者は、第1章において、1990年代以降の長 期不況の推移を概観している。著者は、過剰生 産、バブルの崩壊(資産デフレ)による需要減 退、産業空洞化による雇用減少を原因とする 1991-1993年の景気後退を平成第一次不況、橋本 内閣による財政改革による消費減退と不良債権 累増による金融危機を原因とする1997年以降の 景気後退期を平成第二次不況と区分している。 著者は、平成第一次不況を基本的には循環性の ものと評価している。そして、この循環性不況 化ですすめられた、大企業本位の経済構造改革— グローバルな生産体制の構築と公的サービス部 門のスリム化—によって、いわば構造的な性格 を持つ本格的な不況である平成第2次不況へと 局面は移行したのである。

第2章においては、政府の産業構造改革政策 が批判的に検討されている。経済戦略会議の最終 答申(1999年)は、構造改革の目標として競争原 理に基づく効率と公正を基軸とした透明性の高い 社会の構築を掲げている。しかしながら、その具 体的な中身は、国民生活における自己責任制の徹 底と公的福祉の圧縮であり、金融機関・産業界へ の公的資金の投入である。政府の産業構造改革政 策は、政・官・財癒着の構造を温存・助長しなが ら、教育・医療・福祉・雇用保障などの領域に競 争原理を導入するものである。また、政府の産業 構造改革は、アメリカの経験をモデルとしたもの であるが、アメリカは、公共サービスのウエイト も高く、教育・医療保健に関しては日本の2倍以 上であり、これが社会的安定装置の役割を担って いるのである。これを欠いたアメリカ型への転換 は、社会不安の増大をもたらすであろう。

第3章と第4章においては、第二次平成不況 以前のサービス産業の動態が、地域毎と部門毎 に分けて分析され、第5章においては、第二次 平成不況期のサービス産業の動態が分析されて いる。地域別の動向を見ると、バブル崩壊不況 と海外移転による製造業の縮小は、列島中央部 で大であった。一方サービス業は、90年代に至っ ても雇用増を続け、それは首都圏集中の形です すんでいる。しかし、部門別に見ると、雇用減・ 消費低迷により生活関連・余暇関連の対個人サー ビスの停滞が生じていることがわかる。家計部 門においてはサービスから物財への代替という これまでとは逆の流れが生じているのである。 一方、大企業のアウトソーシング(外部依託化) の進展の結果、企業関連の対事業所サービスが 順調な成長をたどっている。さらに、対企業サー ビスでは、自営業の増加が見られる。これは雇 用情勢の悪化を反映したものと見るべきである。 さらに、1997年以降の平成第2次不況期に入る と、サービス産業の雇用吸収は限界に達し、企 業関連対事業所サービスも停滞状況に陥ってい る。これに対し、公共サービスのうち、医療保

— 54 —

健・社会福祉・廃棄物処理は90年代末に至るま で順調な成長を続けている。民間営利サービス の雇用吸収力は衰えており、当面、雇用吸収の 受け皿として期待できるのは公共性の強いサー ビス分野である。

第6章においては、中小サービス業の実態が 分析されている。中小サービス業は、地域市場 と専門的資格・技術、および業界内下請業務を 基盤として存立してきたが、1997年以降、サー ビス業主要業種の小零細企業は、売上げ減企業 の割合が大きく増え、情報サービスとビルメン テナンス以外の全ての業種で売上げ減企業が多 数となるなど苦境に立っている。サービス業は、 経済構造改革路線の中で、大量に発生する過剰 労働力(550万人)とアウトソーシングの受け 皿、として位置付けられてきたが、雇用吸収力 の停滞の中で、政府の見解でも受け皿は、情報 関連分野から医療福祉・環境関連分野に変遷し てきている。

第7章においては、長期の好況が続いたアメ リカのサービス産業の実態を分析している。ア メリカは人口対比でみた対企業サービスの市場 規模が日本の1.5倍、医療保健で2倍である。ア メリカのサービス業・自営業主数は、80年代後 半から90年代初頭にかけて急増し、677万人(1992 年)を数え、人口対比で日本の3倍となってい る。この間、アメリカのサービス業・自営業者 の売り上げは、実質で2割近く減少しており、 サービス業・自営業の過剰を示している。サー ビス産業は高賃金の専門職分野と低賃金の単純 労働分野に両極化しているが、高賃金分野での 90-97年の雇用増は、116万人に過ぎず、低賃金 分野での雇用増が358万人と圧倒的に多くなって いる。

## 本書の特徴と意義

本書の特徴は、第一に、我が国のサービス産 業の動態に関わる一連の事実資料が提示され、 サービス業の雇用吸収力の停滞が指摘されてい ることである。第二に、産業構造改革の展開と

## 労働総研クオータリー№43(2001年夏季号)

の関連において、サービス産業の動向が分析さ れ、この面から平成第2次不況の特徴が浮きぼ りになっている。第三に、アメリカのサービス 部門と比較により、我が国の公的サービス部門 の立ち後れが示され、不況の深刻化・長期化の 社会的基盤が示されている。第四に、以上の実 証的検討の上に、公的サービスセクター拡大に よる経済構造転換と不況克服=経済再生が打ち出 されている。

本書が批判の対象としている経済構造改革は、 著者の言う平成第2次不況の発生と1998年の参 院選における自民党の敗北によって一旦後景に 退いた。反動連合勢力は周辺事態法、国旗・国 家法、盗聴法等の強行成立による現行憲法体制 の侵食を先行させたのである。

今、小泉内閣の成立に伴って、経済構造改革 の断行が景気回復を旗印として再び政治の中心 課題として押し出されつつある。しかしながら、 本書で指摘されているように、民間サービス部 門全体が雇用吸収力を低下させ、公的サービス 部門のみが成長している最近の状況には、不況 の克服のためには、公的サービス部門の拡充に より雇用と消費を拡大することが有効であるこ とが端的に示されている。

最後に一言。序論的ないしは総括的な一章が 書き下されていれば、本書の価値はさらに高まっ たに違いないと思われる。

> (九州大学出版会・2001年1月刊・2200円) (いまい たく・立教大学)

— 55 —

新刊紹介



今宮謙二 著 『投機マネー』

~投機マネーに狙われる日本~

松井 陽一

10年にわたるアメリカの株高が終わりを告げ、 国際金融市場はさらなる波乱を迎えようとして います。

本書は、世紀末のアメリカに株高と富の一極 集中をもたらした投機マネーの実態をアメリカ の対外政策、大金融機関との関わりについて歴 史的な視点で考察したものです。投機マネーが アメリカの巨大金融機関と一体となっているこ と。そして、それを支えているのが基軸通貨と してのドルと、投機マネーの自由な活動を保障 するために各国に自由化・規制緩和を押し付け るアメリカの政策であることを明らかにしてい ます。

投機マネーは、グローバル資本主義の旗のも と、国際的な投機活動を繰り広げてきました。 世界中で巨額の富をむさぼる投機活動を繰り広 げるなかで、1997年にアジア通貨危機を引き起 こし、アジア各国の経済に大きな打撃を与えた 投機マネーが、1998年にはロシア危機を引き起 こししたこと。自ら引き起こした経済危機の果 てに、巨大投機マネー(ヘッジファンド)LTCM が破綻して、世界経済を破局に直面させたこと。 そして、この事件を契機に、投機マネー規制へ の動きが国際的な潮流となったことが紹介され ています。

一方、日本では、"例外なき規制緩和""2~ 3年内での不良債権の抜本処理"を掲げた小泉 内閣が発足しました。不良債権の抜本処理とし て、不況に苦しむ中小企業への融資を回収して しまえば、企業倒産と失業は激増し、地域経済 は破局的な状況になります。アジア危機のとき 東南アジアや韓国で行われたように、倒産させ られた企業にアメリカの投機マネーが殺到し、 彼らの餌食にされます。

本書は、日本の不良債権問題のルーツがアメ リカに従属して実施した超低金利と自由化・規 制緩和にあること。我が国の金融機関が投機に 走ったことを指摘しています。そして、金融問 題解決のためには、我が国の自主的な金融政策 と職場の民主化が必要であるとしています。 金融問題がいよいよ国民生活に重くのしかかる なか、これは金融問題の本質を理解する上で大 変有意義な書です。

(新日本出版社・2000年11月刊・950円) (まつい よういち・全国金融共闘会議事務局長)

### 金子勝・神野直彦 著

# 『財政崩壊を食い止める』

草島 和幸

### 小泉構造改革論への

#### ユニークな批判と提言

本書あとがきにあるように二人の共著による 「地方に財源を」・『「福祉政府」への提言-社会 保障の新体系を構想する』に続く第三弾の提言 であるが、もともとは雑誌「世界」2000年10月 号の論文で展開したものである。もとより雑誌 論文から本書刊行(2000年11月)の時期が、よ たよた・しどろもどろで失言を繰り繰り返す森 内閣の時期であり、退陣間際に閣議決定(2001 年4月6日)されて今日の小泉内閣の一枚看板 である「構造改革」論のシナリオである「緊急 経済対策」は存在しなかった。

労働総研の「国家的リストラにどう立ち向か うか」との緊急研究例会は4月28日でありその 報告と討論は労働総研ニュースNOI34を参照し ていただくが、著者らの三部作がいずれも今日 までの自・公・保連立政権=自民党政治におけ る銀行・ゼネコン・大企業利益とアメリカの圧 力に屈服・追従して国民生活に犠牲と負担を強 要する財政経済運営への批判とアンチテーゼで あることに注目したい。

本書の構成は、第1章「なぜ財政赤字が問題 なのか」、第2章「債務管理型国家とは何か」、 第3章「債務管理型国家の税制改革」、第4章 「IT革命と租税国家のゆくえ」であるが、展開さ れる論旨の要点は以下である。①2000年度末で GDPの1.3倍=645兆円の巨額である国と地方の 累積債務(国485兆円・地方187兆円から重複分 を除く)の急増が、効果のなかったバブル崩壊 後の累次の緊急経済対策の原資としての国債発 行であり、政府与党=当事者たちの責任逃れの 論理と財政再建が可能というウソをやめる(第 1章)。

②「これ以上、財政赤字は増やさないが、す ぐには財政赤字も返さない」債権管理型国家の 提唱である。著者らは各論で"公共事業政策の 転換"と"社会保障・福祉制度改革の方向性" を提起する(第2章)。③主題である"債務管理 国家"の内容が展開されるのは第3章で、これ までの二つの著書での提言が前提である。"消費 税増税NO"と社会保障・福祉など生活直結分野 の地方分権と国・地方の役割分担である。

④マスコミも含めて撒き散らされる"IT革命" への批判である。"無責任なIT革命論""課税ル ールをめぐる国際対立""福祉国家体制を崩す IT 格差"など、政府と財界・マスコミの内実が解 明される(第4章)。著者らが財界とアメリカの 言いなりの政治・経済運営の現状に、日本の21 世紀がこれでいいのかと問いかける対案提起で ある。

これらの内容には様々な意見と問題点の指摘 があるだろうが、その視点は生活と労働の現実 から、どうすればいいかを考えることであり、 本書が示唆するだろう。"ユニークな批判と提 言"とした理由である。

> (岩波書店・2000年11月刊・1600円) (くさじま かずゆき・労働総研事務局長)

カレル・ヴァン・ウォルフレン著 福島範昌 訳

『アメリカを幸福にし世界を 不幸にする不条理な仕組み』

中原 弘二

本書は、『日本一権力構造の謎』(1990年)な

# 労働総研クォータリーNo.43(2001年夏季号)

どでよく知られるウォルフレンの最近作である。 原題は、『アメリカの政治的ミッション、ニュー エコノミー、そして日本』であり、内容もほぼ この三つのテーマにかんする著者の見解を展開 したものである。最初の二つは、「冷戦の終結」 後の世界を特徴づけるキーワードとして一般に 理解されている「経済のグローバリゼーション」 にかかわるものである。「グローバリゼーション」 にかかわるものである。「グローバリゼーション」 にかかわるものにある。「グローバリゼーショ ン」は、同時にまた、世界規模での「市場経済 化」と同義的に解釈され、このような方向は、 必然的な「時代の流れ」であり、好むと好まざ るとにかかわらず避けることのできないもので ある、というのが通説的となっている。

このような「常識」に対して著者は、「グロー バリゼーション」には、〈技術や通信の発展等に 基づく歴史的な発展段階〉という側面と、〈ネ オ・リベラリズムのイデオロギーに基づくアメ リカの政治戦略〉という二つの側面がある、と 言う。そのうえで、後者の側面における「グロー バリゼーション」というのは、それ自体として 必然的・不可避的なものなのではなく、アメリ カの国益と巨大企業の利益のために意識的に採 られている戦略なのであり、他国民がこれに従 わなければならない根拠は無い、というのが著 者の主張である。すなわち「グローバリゼーショ ン」は、冷戦後の世界を支配しようとするアメ リカによって、「特に金融部門でアメリカの産業 帝国を築こうとする野望」のために、政治的使 命(ミッション)として採用された政策なので ある。もし、他国民がこれに屈服して、国民経 済に対する政府の役割を放棄すれば、IMF や世 界銀行などを通じて及ぼされるアメリカと巨大 企業の利益に従属させられてしまうであろう(ア ジアの金融危機やロシアがその例である)、と強 く警告している。そして、政府による規制や信 用制度、系列などによって特徴づけられる日本 の経済システムは、こうした「グローバリゼー ション」から比較的守りやすい体制であり、ア メリカの要求にしたがってこれを変えようとす ることはまちがいである、と言う。

日本の産業・企業と政府の関係や「日本型企業社会」についてやや甘い評価がある点が気に

#### 新刊紹介

なるが、「グローバリゼーション」を不可避的な ものとして受け入れることを最良の道と考える 常識を疑ってみるために、一読に値する本であ る。

> (ダイヤモンド社・2000年12月刊・1800円) (なかはら こうじ・会員・九州国際大学)

### 都民要求実現全都連絡会編

『データで見る Tokyo2000』

愛知労働問題研究所編

『激動する愛知の統計 2001 年版 労働と 生活』

兵庫県労働運動総合研究所編

# 『雇用と賃金を守り安心して暮らせる 21 世紀を 2001 年国民春闘白書』

藤吉 信博

都民要求実現全都連絡会『データで見る Tokyo2000』、愛知労働問題研究所『激動する愛知 の統計2001年版 労働と生活』、兵庫県労働運動 総合研究所『雇用と賃金を守り安心して暮らせ る21世紀を 2001年国民春闘白書』の3冊の統 計資料集に共通する最大の特徴は、いずれも各 地方の労働運動や住民の要求実現、民主的な運 動の発展に寄与することを願って、研究者と労 働組合幹部が密接な協力のもとに編集・発行さ れたものであるということである。こうした実 践的観点から編集に携われた関係者の努力にま ず敬意を表したい。

それぞれの冊子はそれぞれに特徴をもってい るので、それらの特徴を簡潔に紹介したい。

東京地方労働組合総連合(東京労連)が編集 した『データで見るTokyo2000』は、東京都や 市町村が部局ごとに発表している膨大な資料を 収集し、労働組合運動、住民運動、民主運動な どの運動にとって必要な役に立つ資料を精査し て、総合的にまとめた資料集である。運動の発 展に欠かすことができない基礎的な統計集とい えよう。

構成は「都政のあらまし」、「都と区市町村財 政」、「福祉・保険・医療」、「産業構造と地域経 済」、「労働」、「環境・公害・防災」、「都市開発」、 「住宅」、「教育」、「基地と安保」の10章編成である。

愛知労働問題研究所が編集した『激動する愛 知の統計 2001年版 労働と生活』は、5年ぶ りの改定版で、トヨタを中軸にした愛知県の労 働運動、住民運動、民主運動との関連で分かり やすく解説している。

構成は、「経済」、「労働」、「生活」、「運動」の 4編から構成され、特に、第4編の「運動」は愛 知における労働運動、民衆運動の実状を親子劇 場の取り組みまでも網羅した県民運動を鳥瞰で きるように工夫されている。

今回で13回目を数える兵庫県労働運動総合研 究所が編集した『雇用と賃金を守り安心して暮 らせる21世紀を 2001年国民春闘』は、「21世紀 の仕事、くらしと運動」、「雇用と賃金」、「労働 運動の現状と方向」、「兵庫県下の状況」の5章構 成で、原則として見開きページ形式で図表と解 説をおこない、Q&A方式での論点解説があり、 研究所長である菊本神戸大学教授のロンドン報 告などの読み物やコラムなども取り入れられ、 読みものとしても独自色を出す工夫がこらされ ている。

このように、地方における資料集発行の特色 は、地方の運動と密接に関わった、運動に役立 つ資料集であり、こうした資料集が発刊される 意義は、地方の労働運動をはじめ住民運動、民 主運動の発展にとってきわめて大きいことは疑 いない。

都民要求実現全都連絡会『データで見る Tokyo2000』(2000年11月刊・東京労連責任編集・ 販価2000円)

愛知労働問題研究所『激動する愛知の統計2001 年版 労働と生活』(2001年1月刊・愛知労働問 題研究所編集・販価1500円)

兵庫県労働運動総合研究所『雇用と賃金を守り 安心して暮らせる21世紀を 2001年国民春闘白 書』(2000年12月刊・愛知県労働運動研究所編 集・販価1200円)

(ふじよし のぶひろ・理事)

https://rodosoken.com/

# 『労働総研クォータリー』通信用紙

「労働総研クォータリー」をお読みになったご感想、ご意見をお寄せ下さい。 FAX・郵送いずれでも結構です。

《送り先》労働運動総合研究所 〒114-0023東京都北区滝野川3-3-1 ユニオンコーポ403 電話03(3940)0523 FAX03(5567)2968

お名まえ	所 属	連 絡 先
+ <u>669</u> 5 (5.027)		
		· · · · ·
······		
	649	
なお、ご意見を掲載させ、 ますので、匿名希望の方 下さい。		置 名 希 望

(切りとり線

本号は、各種世論調査で8割を超える支持率を誇 る小泉「構造改革」の本質を究明した論集になった。 巻頭の中本論文は、「ニュ・ーエコノミー」を謳歌したアメリカ経 済の現況を分析し、日本経済を照射している。特集の清山、武居、 大須の3論文は、いずれも小泉「構造改革」の本質解明だけでなく、 それと対抗すべき、より深める必要のある国民共同の政策課題の基 本方向を提起している。福田論文は、EU基本憲章の成立過程とその 特徴を分析し、「ルールなき資本主義」といわれる日本資本主義の構 造の異常性を浮き彫りにしている。坂内論文は、これらの問題へ政 策と運動の発展方向を実践的に提示している。

労働総研は、4月28日「緊急経済対策・国家的リストラにどう立 ち向うか」をテーマに「緊急研究例会」を開催し、研究者、労働組 合幹部・活動家、民主団体のメンバー、一般参加者を含めた討論を 通じて、小泉流「構造改革」の本質を解明し、国民共同の討論の場 となり、成功を収めた。総会の議論をも反映させながら、引き続き これらの問題を解明するための努力を傾注したい。 (N. F.)

季刊 労働総研クォータリー No.43 (2001年夏季号) 2001年6月1日発行				
編集·発行 労働運動総合研究所				
〒114-0023 東京都北区滝野川3-3-1 TEL 03 (3940) 0523				
ユニオンコーポ403 FAX 03 (5567) 2968				
http://www. iijnet. or. jp/c-pro/soken/				
印 刷 有限会社 なんぶ企画				
頒 価 1部 1,250円 (送料180円)				
年間購読料 5,000円(送料含む)				
(会員の購読料は会費に含む) 振 替 00140-5-191839				



# https://rodosoken.com/

The Quarterly Journal of The Japan Research Institute of Labour Movement

RODO SOKEN NO.43 Summer Issue

# Contents

# How to Analyze U. S. Eoonomy A Viewpoint on"The Economic Report of the Present"

Satoru NAKAMOTO

## Special Articles : How to Find a Way out of Japan's Serious Economic Situation?

\* The Present Situation of Japan's Economy and Political Tasks

\* Widening Income Gap in Japan and "Structural Reform"\* Disparities and Poverty

Takuro SEIYAMA Hideki TAKEI Shinji OHSU

The Making and Characteristic of the "Charter of Fundamental Ringhts of the European Union" Translated & Edited by Shizuo FUKUDA

# Information at Home and Abroad

- \* Signs for A New Development in the 2001 People's Spring Struggle Mitsuo BANNAI
- \* U. K.: Estimation of the Minimum Living Expenses and Demands for a System

Takashi HOJO

Kanomichi KUMACAI

#### **Book Review:**

\* "Deregulation vs. Workers' and Labour Laws" by Takayoshi YOROI and others

	Maneimeni MUMAGAI
* "Economics on Panic and Depression" by Naomichi HAYASHI	Yasuhiko YONEDA
* "Economic Revival and the Service Industry" by Nobuo ISAGAI	Taku IMAI

## Introduction of New Publications :

\* "Speculative Money" by Kenji IMAMIYA \* "To Prevent National Finance from Collapsing" by Masaru Kaneko and others Kazuyuki KUSAJIMA \* "America's Political Mission, The New Economy and Japan" by Karel van Wolferen Koji NAKAHARA \* "Tokyo 2000 Data" by Tokyo Metropolitan Citizens" Confederation for a Revision of the Environmenal Assessment Bylaw \* "2001 Statistics of Aichi Under a Rapid Change" by Aichi Labor Institute

\* "White Paper on 2001 People's Spring Struggle" by Hyogo Rodo-Soken

Nobuhiro FUJIYOSHI

Edited and Published by The Japan Research Institute of Labour Movement (Rodo Soken) Union Corp. 403 3-3-1 Takinogawa, Kitaku, Tokyo 114-0023 Phone : 03-3940-0523 Fax : 03-5567-2968

季刊 労働総研クォータリーNo.43 頒価1,250円(本体1,190円)

(会員の購読料は会費に含む)